

令和6年 第122回定例会

あわらし市議会会議録

令和6年6月3日 開会

令和6年6月25日 閉会

あわらし市議会

令和6年 第122回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号 (6月3日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	2
事務局職員出席者	2
議長開会宣告	3
市長招集挨拶	3
開議の宣告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第4号及び報告第5号の一括上程・提案理由説明	5
議案第44号の上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決	6
議案第45号から議案第47号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	7
議案第48号及び議案第49号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	9
議案第50号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	10
請願第1号から請願第2号の一括上程・委員会付託	11
あわらし市選挙管理委員の選挙	11
あわらし市選挙管理委員補充員の選挙	12
散会の宣言	13
署名議員	13

第 2 号 (6月14日)

議事日程	14
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条により出席した者	15
事務局職員出席者	15
開議の宣告	16
会議録署名議員の指名	16
一般質問	16
木下勇二君	16
一般質問	25

八木秀雄君	25
一般質問	35
島田俊哉君	35
一般質問	45
堀田あけみ君	45
一般質問	53
青柳篤始君	53
一般質問	59
北浦博憲君	59
延会の宣言	73
署名議員	73

第 3 号 (6月17日)

議事日程	74
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条により出席した者	75
事務局職員出席者	75
開議の宣告	76
会議録署名議員の指名	76
一般質問	76
平野時夫君	76
一般質問	83
室谷陽一郎君	83
一般質問	96
北島登君	96
一般質問	104
山川知一郎君	104
一般質問	112
三上寛了君	112
散会の宣言	119
署名議員	120

第 4 号 (6月25日)

議事日程	121
出席議員	122
欠席議員	122
地方自治法第121条により出席した者	122

事務局職員出席者	122
開議の宣告	123
会議録署名議員の指名	123
議案第45号から議案第47号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	123
議案第48号から請願第2号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	126
報告第6号の上程・提案理由説明	131
議案第51号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	131
発議第3号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	133
議員派遣の件	134
閉議の宣告	134
市長閉会挨拶	134
議長閉会挨拶	135
閉会の宣告	135
署名議員	136

第122回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

令和6年6月3日(月)

午前9時30分開議

1.開会の宣告

1.市長招集挨拶

1.開議の宣告

1.諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 4号 令和5年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 5号 令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度あわら市一般会計補正予算(第2号))

日程第 6 議案第45号 令和6年度あわら市一般会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第46号 令和6年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第47号 令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第48号 あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第49号 あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第50号 あわら市教育委員会教育長の任命について

日程第12 請願第 1号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第13 請願第 2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める請願

日程第14 あわら市選挙管理委員の選挙

日程第15 あわら市選挙管理委員補充員の選挙

(散 会)

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

14番 山川知一郎

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎議長開会宣告

○議長（毛利純雄君） ただいまから、第122回あわら市議会定例会を開会いたします。

(午前9時30分)

◎市長招集挨拶

○議長（毛利純雄君） 開会に当たり、市長から招集のご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第122回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

見渡す景色は春から夏に変わりつつあり、初夏の風物詩である北潟湖畔のハナシヨウブが咲き始め、もうすぐ見頃を迎えようとしております。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、北陸新幹線の福井延伸から、はや2か月が経過いたしました。芦原温泉駅周辺の人出は、前年同期と比較して64%の増加、あわら温泉の宿泊客は20%の増加と、いずれも大幅な増加傾向にあり、大変うれしく思っております。この開業効果を持続させ、市内全域に波及させるよう、各種事業に取り組んでまいります。

次に、市政に関する取組状況等について報告させていただきます。

初めに、「第37期竜王戦七番勝負第2局あわら対局の開催決定」について申し上げます。

将棋の「竜王戦七番勝負」の第2局が、10月19日、20日の両日、あわら温泉「美松」を会場として、県内で初めて開催されることとなりました。

本年は、「北陸新幹線芦原温泉駅開業」及び「あわら市制施行20周年」の記念の年であることから、藤井聡太竜王の4連覇に全国から注目が集まる「竜王戦」をこれら記念事業の冠イベントとして開催し、本市を全国に広く発信し、知名度向上や観光誘客、地域経済の活性化を図るなど、市全体を盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、「下妻市との姉妹都市交流」について申し上げます。

去る4月27日から28日に、姉妹都市である下妻市へ、毛利議長、多賀谷左近三経公奉賛会の皆様と共に訪問いたしました。5年ぶりとなる多賀谷時代まつりへの参加や下妻市内の視察などを通じて、友好関係を深めてまいりました。今後も、多賀谷左近三経公を機縁とする両市の歴史・文化、教育など様々な分野を通して交流を深め、相互の友好と発展を図ってまいります。

次に、「トリムマラソン」について申し上げます。

去る5月19日に開催した第21回トリムマラソンには、全国から1,563人のランナーに参加いただき、新緑の風薫る市街地を駆け抜けていただきました。

今回は、ゲストランナーにタレントの小島よしおさんを迎え、親子の部への参加のほか、お笑いステージを開催するなど、参加者の方々を大いに楽しませていただき、笑顔や元気あふれるマラソン大会になったものと思います。

また、金津・芦原両中学校のほか、金津高校からも合計56名の生徒にボランティアとして参加していただき、スムーズな大会運営の一翼を担っていただきました。

大会の運営にご協力いただいた、あわら市スポーツ協会、あわら市スポーツ推進委員をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

最後に、「紹興市第5回国際友好都市大会への参加」について申し上げます。

去る5月23日から25日に、平野副議長と共に中国紹興市を訪問し、第5回国際友好都市大会に参加し、友好関係を深めてまいりました。

世界21か国32団体が集う大会であったため、各国の参加者とも友好交流・友好親善が図られ、有意義な訪問となりました。

紹興市長とは、両市間のさらなる相互理解と交流事業の促進を再確認するとともに、延期となっている本年開催予定の「あわら市・紹興市友好都市締結40周年記念式典」への訪問団派遣を直接依頼したところでございます。

引き続き、教育や文化はもとより、観光や産業など、各分野において幅広く友好交流を推進してまいりたいと考えております。

さて、今定例会では、繰越計算書の報告に関するもの2件のほか、専決処分の承認に関するもの1議案、補正予算に関するもの3議案、条例の制定に関するもの2議案、人事に関するもの1議案の合わせて7議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、15名であります。

山川知一郎君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（毛利純雄君） 続きまして、諸般の報告を申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 事務局長。

○事務局長（東 俊行君） 諸般の報告をいたします。

本定例会までに受理しました請願等につきましては、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりでございます。

次に、本定例会に市長より提出されました付議事件は、報告2件、議案7件でございます。

本定例会の説明出席者は、市長以下15名でございます。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、木下勇二君、5番、北浦博憲君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（毛利純雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの23日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月25日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

◎報告第4号及び報告第5号の一括上程・提案理由説明

○議長（毛利純雄君） 日程第3、報告第4号、令和5年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第4、報告第5号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上の報告2件を一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました報告第4号、令和5年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第5号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越計算書の報告についての提案理由を申し上げます。

報告第4号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、総務費において、戸籍総合システム改修委託料など2事業で1,371万7,000円、

民生費において、低所得者支援給付金事業など4事業で7,780万1,138円、衛生費において、公費解体事業など2事業で6,077万8,320円、農林水産業費において、湛水防除事業負担金など4事業で8,726万4,001円、商工費において、なりわい再建上乘せ支援金など3事業で1億4,210万円、土木費において、北陸新幹線整備関連事業など6事業で2億2,861万712円、消防費において、被災者住宅再建補助金など4事業で6,754万5,504円、教育費において、金津中学校グラウンド整備工事で9,400万円、災害復旧費において、道路橋梁災害復旧事業など12事業で6億5,785万9,650円の合計38事業で14億2,967万6,325円を令和6年度への繰越額として決定したものであります。

報告第5号につきましては、公共用地先行取得事業特別会計において、国道8号金津道路事業で6億6,308万2,000円を令和6年度への繰越額として決定したものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（毛利純雄君） 報告第4号及び報告第5号は、これをもって終結いたします。

◎議案第44号の上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第5、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度あわら市一般会計補正予算（第2号））について、議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度あわら市一般会計補正予算（第2号））の提案理由を申し上げます。

本案は、国の施策に基づき、定額減税調整給付金の支給に要する経費及び令和6年度の住民税課税状況により、新たに非課税世帯や均等割のみの課税世帯になった世帯への給付金の支給に要する経費2億9,800万円を計上し、補正後の予算総額を157億9,113万4,000円としたものです。

歳入につきましては、国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しており、5月10日付で専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより討論、採決に入ります。

○議長(毛利純雄君) 議案第44号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度あわら市一般会計補正予算(第2号))について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 討論なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長(毛利純雄君) 賛成全員です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第45号から議案第47号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長(毛利純雄君) 日程第6、議案第45号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第3号)、日程第7、議案第46号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)、日程第8、議案第47号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、以上の議案3件を一括議題とします。

○議長(毛利純雄君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました議案第45号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第3号)から議案第47号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)までの3議案について提案理由を申し上げます。

議案第45号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出でそれぞれ1億4,127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億3,241万円とするものであります。

それでは、歳出の主なものからご説明いたします。

まず、総務費では、企画費でコミュニティ助成事業補助金330万円を計上いたしております。

民生費では、老人福祉総務費で物価高騰対策支援金202万6,000円を計上いたしております。

商工費では、観光費で多様な宿泊施設整備支援事業補助金3,000万円、あわら

観月の夕べ事業補助金550万円を計上いたしております。

土木費では、道路橋梁新設改良費で道路改良工事5,000万円、除雪対策費で融雪装置更新工事600万円、都市計画総務費で景観まちづくり推進事業補助金490万5,000円を計上いたしております。

消防費では、災害対策費で地域防災力向上支援事業補助金300万円を計上いたしております。

教育費では、学校管理費で中学校体育館空調設備に係る調査設計業務委託料990万円、郷土歴史資料館費で桑野遺跡出土品PR業務委託料500万円を計上いたしております。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費で農業用施設災害復旧補助工事500万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

まず、国庫支出金では、土木費国庫補助金で、防災・安全社会資本整備総合交付金2,636万円を計上いたしております。

県支出金では、商工費県補助金で、多様な宿泊施設整備支援事業補助金1,500万円を計上いたしております。

繰入金では、ふるさとあわらサポート基金繰入金1,295万3,000円を計上いたしております。

繰越金では、前年度繰越金1,735万8,000円を計上いたしております。

諸収入では、コミュニティ助成事業助成金900万円を計上いたしております。

市債では、土木債で社会資本整備総合交付金事業(舗装改良事業)2,440万円、教育債で中学校空調設備整備事業990万円を計上いたしております。

議案第46号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出の営業費用で、自動車購入に係る諸経費14万2,000円を計上しております。

また、資本的支出では、建設改良費で自動車購入費390万円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金354万5,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額35万5,000円を計上し、収支の調整を行っております。

議案第47号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出の営業費用で、ポンプ設備修繕料220万円を計上しております。

資本的収入では、企業債で公共下水道事業債520万円を計上するほか、資本的支出では、建設改良費で、污水管渠布設実施設計委託料1,100万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金480万円及び当年度分消費税資本的収支調整額100万円を計上し、収支の調整を行っております。

以上、3議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第45号から議案第47号の3議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

◎議案第48号及び議案第49号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第9、議案第48号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第49号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案2件を一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第48号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第49号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議案第48号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めるものであります。

議案第49号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、引用している条文について所要の改正を行うものであります。

以上、2議案につきまして、よろしくご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第48号及び議案第49号の2議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

◎議案第50号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

- 議長（毛利純雄君） 日程第11、議案第50号、あわら市教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
- 議長（毛利純雄君） 教育長の一時退席を認めます。
（甲斐教育長 退室）
- 議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。
- 市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第50号、あわら市教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。
本案は、現教育委員会教育長の甲斐和浩氏が、本年6月4日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き教育委員会教育長として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。
以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
- 議長（毛利純雄君） 上程議案に対する質疑を許可します。
- 議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） これより討論、採決に入ります。
- 議長（毛利純雄君） 議案第50号、あわら市教育委員会教育長の任命について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） これより議案第50号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。
（賛成・反対者ボタンにより表決）
- 議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） ここで甲斐和浩君から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

（甲斐教育長 入室）

○教育長（甲斐和浩君） 一言お礼を申し上げます。

ただいまは、私を教育長の再任、ご同意をいただきまして、ありがとうございます。

振り返りますと、3年前、私が就任した頃は、ちょうどコロナ禍真ただ中でございました。日々、コロナ対応に明け暮れる毎日でした。それが、去年の5月、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下がったことによりまして、明るい兆しが見えたところでございます。そして、今年3月、北陸新幹線芦原温泉駅が開業しまして、あわら市に新しい風がやってきました。この風を希望や夢に変えて、ふるさとあわらを愛し、一人一人が夢や希望を持ち、そして個性が輝く教育を推進してまいりたいと思います。

今後とも、議員の皆様方には変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎請願第1号から請願第2号の一括上程・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第12、請願第1号、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書、日程第13、請願第2号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

○議長（毛利純雄君） 以上の請願2件については、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

◎あわら市選挙管理委員の選挙

○議長（毛利純雄君） 日程第14、あわら市選挙管理委員の選挙を行います。

あらかじめご了承願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

あわら市選挙管理委員には、山本 豊君、吉田眞己君、森川博幸君、野尻幸一郎君、以上の方を指名します。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

議長が指名しました4名の方を、あわら市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本 豊君、吉田眞己君、森川博幸君、野尻幸一郎君、以上の方があわら市選挙管理委員に当選されました。

◎あわら市選挙管理委員補充員の選挙

○議長(毛利純雄君) 日程第15、あわら市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

あらかじめご了承願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

あわら市選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、末富 攻君、第2順位、内田雅章君、第3順位、海岸利彦君、第4順位、木戸基義君、以上の方を指名します。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を、あわら市選挙管理委員補充員の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、末富 攻君、第2順位、内田雅章

君、第3順位、海岸利彦君、第4順位、木戸基義君、以上の方が順序のとおり、あわ
ら市選挙管理委員補充員に当選されました。

◎散会の宣言

○議長（毛利純雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、6月14日は午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

(午前10時06分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和6年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第122回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和6年6月14日（金）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（延 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	太田菜緒		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、木下勇二君、5番、北浦博憲君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（毛利純雄君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇木下勇二君

○議長（毛利純雄君） 通告順に従い、4番、木下勇二君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、4番、木下勇二、一般質問をさせていただきます。

石川県能登地方を震源とする大規模地震から、早いもので5か月が過ぎたところであり、地震でお亡くなりになりました方々やそのご家族に謹んでお悔やみを申し上げます。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、今も現地で懸命に救済と支援にご尽力をされている方々に深く敬意を表します。被災地が一日も早く復旧・復興し、平穏な日々を取り戻せるよう、心よりお祈り申し上げます。

また、あわら市でも震度5強ということで、家屋に深刻な被害がありました。幸い人的被害はありませんでしたが、被災されました市民の皆様に心からお見舞い申し上げます。

私のほうからは、今回、あわら市シルバー人材センターの現状と課題についてと、あわら市の水田農業の振興についての2項目について質問いたします。分割質問分割答弁方式で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、あわら市シルバー人材センターの現状と課題についてお伺いします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設立された公益社団法人であり、60歳以上の健康で働く意欲を持った高齢者が、臨時的かつ短期的な就業を通じて、社会の一員としての役割を果たそうとする組織であります。

また、高齢者の就労支援と社会参加を促進し、地域の発展に貢献することを目的としております。

さらには、高齢者の生きがいつくりや健康の維持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減にも大いに寄与しているところでございます。

近年、公的年金の受給開始年齢の引上げや定年延長、再雇用制度が社会的に広がる中、60歳を過ぎても在籍企業に継続勤務をする人が増えるなど、勤務形態が多様化する中、シルバー人材センターの存在意義が問われているのではないのでしょうか。

そこで、あわら市のシルバー人材センターの現状と課題について質問させていただきます。

まず1点目として、あわら市シルバー人材センターが現在提供している会員向けの研修や講習会の開催頻度と、その効果をどのように捉えているのかお伺いします。

2点目としまして、あわら市シルバー人材センターおよび会員が地域社会にどのように関わり、どのような効果をもたらしているのかお伺いします。

3点目として、センターの会員登録を促進するために行っている取組はあるのかお伺いします。

最後に、センターの活動を持続可能なものにするため、市が考える課題とは何でありますか。また、課題解決のために注力している取組はあるのか否か、お伺いします。

以上、これらの質問を通じて、シルバー人材センターの現状と課題について相互理解を深め、今後の発展と継続につながるような施策を考えていければと思います。

以上、1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 1点目のあわら市シルバー人材センターが現在提供している会員向け研修や講習会の開催頻度とその効果についてお答えいたします。

あわら市シルバー人材センターでは、まず、安全就業に対する自覚と自己啓発を推進するため、安全・適正就業講習会や安全救急講習会を開催しており、令和5年度においては5回開催し、225人が受講しております。

効果につきましては、令和5年度の傷害事故ゼロ件、賠償責任保険対象事故1件、労災保険対象事故1件と、令和4年度に比べ大きく減少しており、講習の成果があったと聞いております。

そのほか、子育て支援講習会や剪定、襖・障子張りなどの技能講習会を実施し、会員の技能向上を図っています。

次に、2点目のあわら市シルバー人材センターおよびその会員が地域社会とどのように関わり、どのような成果をもたらしているのかについてお答えします。

シルバー人材センターでは、地域の高齢者が自主・自立・協働・共助の理念の下、長年培ってきた知識や経験、技能を生かし、地域での就業を通じて、会員の高齢期

の生活と社会参加による生きがいつくりや地域社会の活性化に大きく寄与していると考えています。

次に、3点目のあわら市シルバー人材センターへの会員登録を促進するための取組についてお答えします。

毎月第3火曜日に入会説明会を開催しているほか、県シルバー人材センター連合と連携した説明会を年2回開催しており、その際には開催チラシを市内に全戸配布し、周知を図っています。

さらに、年2回発行の広報誌「シルバーあわら」やホームページにて、広報・入会活動を実施しています。

最後に、4点目のあわら市シルバー人材センターの活動を持続可能なものにするため、市が考える課題は何か。また、課題解決のための方策についてお答えいたします。

まず、シルバー人材センターが抱える課題は、65歳定年延長、さらには70歳までの就業機会の確保が努力目標とされている今日において、会員の減少および高齢化と考えます。

10年前の平成25年度末において、会員数は390人、平均年齢70.9歳でありましたが、令和5年度末では会員数322人、平均年齢74.4歳と、会員数で68人の減、平均年齢は3.5歳も上昇しており、今後はさらに悪化していくものと推測されます。

会員の減少および高齢化は受注機会の喪失につながり、契約減少やセンターの運営に悪影響を与えるおそれがあります。この課題は、人口減少が加速化している日本において、全国のシルバー人材センターが抱えている課題でございます。

考えられる会員数維持の方策としては、新たな事業として取り組んできた介護予防・日常生活支援総合事業のように、比較的体力を必要としない業務の新規開拓や需要が多いサービス提供の拡大を図り、高齢の会員が従事できる仕事を確保することが考えられます。

加えて、現在実施している会員募集の取組を、役員や職員のみならず、行政や会員一人一人のネットワーク等を活用しながら、シルバー人材センターの意義をアピールし、会員数の維持を図ることも必要と考えます。

また、毎年市内5か所で実施している地区懇談会等を活用し、よりよい組織になるよう、様々な会員の声を拾い上げ、会員の輪を広げてほしいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問させていただきます。

現在、シルバー人材センターでは、請負や委任に関する会員への配分金に消費税を含めて支払っております。

しかし、昨年、令和5年10月に導入された適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度がそのまま適用されており、免税事業者である会員が課税事業者とな

りインボイスを発行しなければ、センター側は配分金に含まれる消費税の仕入控除が行えず、新たに税を負担しなければなりません。

仮にセンターの税負担の財源を確保するために会員配分金を減額すれば、地域社会に貢献している高齢者のやる気や生きがいさが落ちてしまいますので、これだけは絶対に避けなければならないことと思います。

また、センターが負担することとなると、公益社団法人であるセンターの事業運営は収支相償が原則であり、新たな税負担に対する財源を捻出することは極めて困難であると思えます。

さらに、報酬よりも社会参加や健康維持に重きを置いた生きがいのある就業をしている会員に対し、形式的に個人事業者としてインボイス制度を適用することは、活力低下をもたらすおそれがあります。

国を挙げて、人生100年時代を迎えて、生涯現役社会の実現を求められる中、地域社会で就業を希望する高齢者の受皿として、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなってきており、その影響は極めて大きいものと考えております。

センターの特性と社会的意義を十分に考慮し、会員への配分金が減少しないこと、また、シルバー人材センターの運営が財政的に安定したものとなるような適切な措置が講じられないか、お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） インボイス制度によりシルバー人材センターの消費税負担が発生しても、会員への配分が減少しないよう適切な対応が講じられないかとのご質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターは、仕事の発注者である企業等からの依頼を受け、センターと会員とが請負・委任といった契約を締結して仕事を任せております。

議員ご指摘のとおり、会員が消費税の課税事業者とならない場合、センターは会員に消費税を支払っても仕入税額控除を受けることができず、センターは会員が納めるべき消費税を負担することになります。

そこで、センターはこの状況を解消するため、令和7年度より実質的に発注者と会員が契約を結ぶ包括契約方式へ移行する予定と聞いております。

この契約方法の移行が実現しますと、消費税の納税義務者はセンターから発注者である企業等に移り、センターの消費税負担は発生しなくなります。この場合、発注する企業等の負担が増えることになるため、契約の減少が危惧されますので、今年度より発注側である企業等に丁寧の説明していくとのごことでございます。

インボイス制度の対応については、全国のシルバー人材センターでよりよい方策を試行錯誤している状況です。市もセンターと共に情報収集に努め、情報交換をしていきたいと考えています。

インボイス制度は、全国のシルバー人材センターのみならず、全ての事業者に適

用されている制度であります。

市といたしましては、インボイス制度により新たに発生する税負担を特別に運営補助金等で補填するような対応はできませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再度質問させていただきます。

シルバー人材センターはあわら市において、高齢者の雇用促進において不可欠な存在であると認識しております。今後の発展に向けて、市長のご尽力が欠かせないものと私は考えているわけであります。

最後に、市長のリーダーシップの下、シルバー人材センターがより効果的に機能し、地域社会に健全な影響を与える戦略や計画について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) まず、シルバー人材センターがより効果的に機能し、地域社会に健全な影響を与えるための戦略や計画についてお答えをいたします。

シルバー人材センターは公益社団法人という独立した組織でございますので、戦略や計画についてはセンターの理事会等で協議がなされております。現在、農業関係の独自事業を検討していると聞いております。

私といたしましては、センターで決定した戦略や計画をさらに磨き上げ、新たな事業の取組や既存事業の受注拡大をできる限り行っていただくことが大事であると考えております。

一方で、シルバー人材センターの役割や市民への恩恵につきましては、先ほどの部長答弁の繰り返しになりますが、会員の生活と社会参加による生きがいくくりやあわら市の活性化に大きく寄与していると考えております。

市内各企業や一般家庭における就業のほか、子育て、介護、福祉、環境保全など、市民生活をサポートする業務を担っていただいております非常に大切な組織であると認識をしております。

そのため、シルバー人材センター運営補助金を4年間据置きにしておりましたが、令和6年度は約50万円増額し980万円とさせていただきました。

市といたしましては、市の様々な部署からの仕事の発注を含め、これまで同様支援していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 最後に、高齢者支援における重要な拠点であるシルバー人材センターに関する議論を通じて、私たち市民の関心や期待がより明確になりました。

市が積極的に取り組んでいる課題や施策についての詳細な説明、そして地域社会

との連携における重要性について洞察を得ることができました。

今後もシルバー人材センターが地域の高齢者にとって支えとなるよう、市として取組を強化し、発展させていくことが不可欠です。市長をはじめとする関係者の皆様には、引き続きご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

市民一同、地域の課題に真摯に向き合い、共に未来を築いていくことを信じております。ありがとうございました。

これで1問目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、あわら市の水田農業の振興についてお伺いいたします。

あわら市の農業行政、特に水田農業政策についてお伺いします。

農業従事者の高齢化と後継者不足、そしてコロナ禍や国際情勢に起因して、水田農家の経営が圧迫されている課題についてお伺いします。

水田農業はあわら市の主力産業であり、その将来を憂慮する必要があります。

現在、生産者は補助金を活用して麦や大豆、飼料米などの作付を行い、経営を辛うじて維持しておりますが、農機具や資材の高騰により経営が困難になっております。特に農業機械の高騰や燃料費の上昇は大きな負担となっており、多くの農家が経営を維持するのに苦労しております。

さらに、農機具の購入に伴う長期的な返済負担や投資額の高さは、若手農業者の農業への参入を妨げております。また、水田農家の離農が進行している一因として、支援制度の不十分さも挙げられております。

そこで私は、あわら市の水田農業を持続可能な形で推進していくために、次の4点に着目し政策を打ち出す必要があると考えます。

まず1点目として、支援制度の見直しと拡充として、補助金や助成金制度を見直し農業機械や資材の調達を支援することで、生産者の経営安定を図ってはいかがでしょうかと思います。

次に2点目として、技術革新とデジタル化の推進策として、農業機械やICT技術の導入により生産効率を向上させるとともに、労働力不足や労働負担の軽減を図ってはいかがでしょうかと思いますが、お伺いします。

さらに三つ目として、農業の多様化と付加価値の向上策として、有機農業や地産地消の推進、加工販売の促進などを通じて収入源を多角化し、経営の安定性を高めてはいかがでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

そして最後であります、四つ目といたしまして、若手農業者の育成と農業の魅力向上策として、農業のイメージ改善や農業教育の充実、支援制度の拡充などを通じて若い世代の農業への参入を促すことであると思っております。

これらの施策を総合的に推進することで、あわら市の水田農業を将来にわたり発展させ、地域の発展と農村社会の活性化に貢献していくことができるのではないかと考えますが、以上4点について市の考えをお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 1点目の農家への支援制度の見直しと充実についてお答えいたします。

これまであわら市として、農業経営の安定に向けた支援、補助金などについては、国、県の補助金制度と併せて行っています。

例えば水田農業に関する補助ですと、水田農業構造改革対策推進事業補助事業や、水田麦・大豆産地生産性向上事業など、その他関連するメニューも含めると13項目ございます。

また、近年では農業肥料や資材、電気料などの高騰がございました。その対策につきましても、国、県の補助と併せて対応している状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、農業従事者の後継者不足、個人農家や集落経営体の維持継続といった課題はなかなか解決に向かわないのが現状です。

市としましては、今後も農業者の立場に立って、真に拡充が必要な補助制度、また今後の農業の在り方などを国、県と協議を続けていきたいと考えています。

次に、二つ目の技術革新とデジタル化の推進についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ICT技術の導入により農作業の効率化が見込め、生産性の向上や、水や肥料などの資源の利用効率の向上が図られます。また、作物の品質や安全性の向上、その他市場情報をリアルタイムで収集し、需要や価格の動向を把握することができるようになり、その恩恵は農業だけにとどまらず、農村コミュニティの発展など、社会全体に好影響を与えることが期待されます。

労働力不足、労働負担などの軽減が図られるICT技術等につきましては、今後あわら市として積極的に取り入れていけるよう、新たな支援制度の創設もしくは既存制度の拡充について検討していきたいと考えています。

次に、三つ目の農業の多様化と付加価値の向上についてお答えします。

農業経営の安定化を図る上で、農業の多様化、付加価値の向上は大変重要であると認識しています。

中でも環境保全型農業では、有機農業へ転換することにより、化学肥料や農薬の使用を減らすことで土壌の健康を保ち、環境負荷を軽減することができます。

収量や品質などに課題はあるものの、長期的には肥料や農薬の使用を減らすことでコスト削減にもつながり、環境面においても水質保全などにつながります。

また、他産業、例えば観光と農業を組み合わせることにより、新たに観光体験や農業と触れ合う機会を提供することができます。

農泊やアグリツーリズムなどを通じ、本市の農業の認知度を向上させ、将来の担い手の確保につなげるほか、地域の特色を生かしたブランド化など、市場価値を高めることができると考えています。

これらの取組を複合的かつ効果的に行うため、福井県、JA、関係団体と協議を進めていきたいと考えています。

次に、四つ目の若手農業者の育成と農業の魅力向上についてお答えします。

これまでも若手農業者（新規就農者）の育成という観点から、ふくい園芸カレッ

ジや福井県立大学と連携し、実習作業や経営に関する講習、また地元農業者の協力を得た里親制度などを活用し、新規就農者への支援を行っています。

令和5年度の新規就農者は28名で、そのうちあわら市での就農は12名となっています。

また、園芸カレッジを卒業後も初期の経営安定が図られるまで、福井県、JA、あわら市が連携を組み、サポートを実施しています。

議員ご指摘の農業に関するイメージについては、若い世代に対してもう少し工夫の余地があるように感じられます。

例えばICT技術を活用した取組事例や、単なる農作業だけでなく、技術革新やビジネス面でも魅力ある農業の新たな側面を強調するような情報発信が必要かもしれません。

このことにつきましては、農業の魅力の伝え方、プロモーション活動など、今後、福井県、JA、関係団体と協議していきたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問させていただきます。

農業・農村の多面的機能の維持についてお伺いします。

農業は食料生産の基盤だけではなく、本市の豊かな自然の景観を守り、防災や健康増進など多面的な機能を有しております。

このため、地域で農地の遊休化を防ぎ、優良な農地を確保することは、農業の振興や住環境の維持において重要であります。

本市における多面的機能維持の取組の状況と今後の推進方策についてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 農業・農村の多面的機能の維持の取組状況と今後の推進方策についてお答えをいたします。

あわら市において多面的機能の維持については、各地域と広域協定を締結し、多面的機能支払交付金を交付しています。

これは、地域の共同作業に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することで、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするためです。

市としまして、今後ともこの交付金の趣旨、目的を達成するため、事業を適正に継続していきたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再度再質問させていただきます。

農業集落機能の維持についてお伺いします。

農村地域は、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成など、多くの市民がその恩恵を受ける地域であります。

しかし、高齢化や過疎化、混住化などの要因により、農業・農村の多面的機能を支える地域資源の適切な保全管理が困難となっております。今後、農業者の高齢化や減少が進むと、共同活動組織の活動が困難になる可能性があります。

このような状況下で、市は農村の集落機能をどのように維持していく計画を持っているのか、本市の見解をお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 農村集落機能をどのように維持していくのかとのご質問にお答えいたします。

持続可能な農村集落づくりは、とても難しい問題であると認識をしております。ご指摘のとおり、農村集落のみならず他の集落につきましても、少子高齢化がさらに進むと、これまで実施していた集落の維持活動、共同作業等が困難になっていきます。

この問題は社会全体の少子高齢化の問題でもあると認識しています。とりわけ農業分野にこの傾向が顕著に現れており、現在、集落営農組織の高齢化や担い手不足が重大な課題となっております。

この対策としましては、テクノロジーの導入や地域コミュニティの再構築あるいは外部からの労働力確保、若者の参入促進など、多角的なアプローチが必要と考えています。

福井県、J A、関係団体と協議し、当該地域における最適な解決策を探っていきたいと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 最後に市長にお聞きしたいのですが、あわら市の農業全般についての振興策および方針についてお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 議員ご指摘のとおり、農業における様々な課題があることは、関係者の方からも直接お話をお聞きしたり、担当課からの協議の中で聞き取りをしながら認識を深めているところでございます。

ただ、どの問題も一朝一夕には解決できないことだと感じています。多くの課題は対話で解決していくしかないかなと考えております。

福井県やJ A、関係団体と協議を重ね、よりよい農業・農村、地域農業を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 市長、あわら市の農業に関する質問に丁寧にお答えいただきまして、誠にありがとうございました。市の農業振興に対する熱いが伝わってまいりました。

今後も市民の生活向上と地域の発展に向けて、市政に積極的に取り組んでいただけることを期待しております。

引き続き市民の声に耳を傾け、地域の課題化に向けたリーダーシップを発揮していただけることを心から願っております。

以上で私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をします。

（午前10時07分）

○議長（毛利純雄君） 再開いたします。

（午前10時19分）

◇八木秀雄君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、12番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 議長の許しを得ましたので、12番、八木秀雄が一般質問をさせていただきます。

今回は、あわら市の重要課題、人口減少対策の取組について、あわら市教育委員会危機管理マニュアルの作成と実施について、質問をさせていただきます。

この二つの質問を選択した理由を申し上げますと、私が平成16年に議員になり、現在令和6年、19年間の間に大きく世の中が変わってきました。

一つは、急速な少子高齢化、労働人口の減少、デジタル社会、AIの進化の社会と、社会構造の変化が著しく変わってきました。

このことにいち早く対応するのは、行政と市民の協力だと思います。市民、行政が一つとなって、お互いにスキルを発揮して、将来の子どもたちのために働かなければならないと思います。

それでは、一般質問を始めたいと思います。分割質問で、最初にあわら市重要課題、市の人口減少対策はどのように取り組んでいるかを質問します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 市の人口減少対策をどのように取り組んでいるか、その進捗状況と成果についてお答えをいたします。

あわら市では、あわら市人口ビジョンにおいて人口の現状と将来の展望を示しており、これを踏まえ、あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略として5か年の目標

や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめているところでございます。

人口減少対策の現状につきましては、人口ビジョンでお示した令和2年（2020）年の人口目標2万7,754人に対し、同年実施されました国勢調査の結果は2万7,524人と、230人少ない状況となっております。

また、民間の有識者グループ、人口戦略会議が4月に公表しました、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性がある消滅可能性自治体は、全体の4割に当たる744の自治体とし、その中にあわら市が含まれたことについては大変重く受け止めております。

一方で、同発表において、市の若年女性人口減少率について、前回調査から約6%改善したことにつきましては、これまで市が行ってきた社会減対策による効果の一部表れではないかと考えております。

令和6年度の当初予算では、重層的支援体制整備事業としてこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦および子育て世帯へ一体的に相談支援体制を構築したほか、子どもの遊び場整備事業として、複合福祉施設内に子どもの全天候型遊び場を整備するための基本計画策定に要する費用を計上しております。

加えて、昨年10月から取り組んでいるU29夫婦支援金を令和6年度においても継続するなど、人口減少対策の充実に努めております。

また、令和5年度から庁内において部局横断的な組織として人口減少対策チームを立ち上げ、課題の解決に当たっているところでございます。

令和6年度のチームは、本部長である副市長のほか、主任級職員2名、主査級職員4名、技師級職員1名の7名の職員で構成されております。女性2名、男性5名のメンバーは、政策広報課の呼びかけに対し、あわら市の人口減少対策に取り組みたいと自ら手を挙げ参加しております。

令和5年度からの具体的な取組内容としましては、チームを移住・定住、結婚・出産・子育て、産業の三つの分野に分け、人口減少対策の先進自治体や県内自治体の施策をリサーチし、あわら市にとって必要な施策の調査を行うことで、あわら市の現状の確認を行っております。

その上で、まずは予算措置の必要がなく速やかに実施できる施策と、短期的・中長期的に取り組むべき施策をそれぞれ提案し、担当各課と協議を行いました。

その中で、短期的に取り組む施策については、令和6年度の当初予算において、24時間体制の子育て相談窓口や移住定住施策、子育て支援施策等をまとめたポータルサイトの構築事業に係る費用を計上するほか、奨学金返還事業についても準備を進めているところでございます。

一方で、人口減少対策については、これまでもあわらっこ子育て応援祝金支給制度や多世代同居・近居促進事業補助金、移住促進支援金の創設など、様々な取組を行っていますが、人口減少のペースを緩やかにするのが精いっぱい、人口増にまではつながっていないのが現状でございます。

今後につきましては、これまで取り組んでまいりました自然減および社会減に係

る対策をさらに充実させ、着実に推し進めるとともに、今年3月に県内に延伸した北陸新幹線の効果を最大限に活用し、ふるさと納税や市内の産業振興による関係人口の創出や、観光施策などの推進による交流人口の拡大を図り、活力あふれるまちづくりを目指してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、市長からたくさんの人口を増やすために努力しているという事は理解できます。

しかし、結果としては、市長も答弁で申し上げましたように、緩やかであるということ、なかなか……。

(発言する者あり)

○議長(毛利純雄君) 皆さん、すみません。ちょっとマイクの調整をしなければなりませんので、20分ぐらい休憩を取りたいと思います。再開は10時40分とさせていただきます。大変申し訳ございません。

(午前10時21分)

○議長(毛利純雄君) 大変失礼いたしました。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時38分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、再質問を行います。

あわら市は、人口減少のペースが緩やかになったと、そして精いっぱいやっていますと、そういうことは市長のほうからご答弁がございました。

私のほうから人口減少対策の取組が注目されている二つの事例を述べて、再質問にさせていただきます。

一つ目は、島根県隠岐郡知夫里島知夫村をご紹介します。二つ目は、佐賀県嬉野市の事例をご紹介します。

知夫村は、人口は2009年には582人で、村の人口は2016年から3年間、12人、9人、24人と小規模に増え続けています。

2018年には人口増減率は3.93%で、東京都の千代田区の3.73%を上回り、全国で1位となった。社会増減率4.42%も同じく1位となっています。

人口増加の背景には、離島という地理的に不利な条件でも、逆転の発想を生かして成果を上げています。

また、重要施策にまち・ひと・しごと創生総合戦略があり、新たな人の流れをつくるという島留学の推進学校確立、教育留学生以外の定住促進政策、子育て支援の充実、畜産・水産業などの産業振興のために担い手となる人に生活支援金を支給、起

業支援制度、住宅取得のための支援制度、村定住促進支援事業、子育て支援事業、妊婦健診診察費用、妊婦健診交通費、出産のための宿泊費、新生児聴覚検査費用、18歳までの医療費の無料、そして結婚祝い金もあります。

また、佐賀県の嬉野市においては、若者の定住支援など、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の施策の実行に対してKPI（重要業績評価指標）を定めています。

具体的な目標は以下の四つです。住みたい・行きたい“ひと”の流れをつくる、働きたい“しごと”をつくる、結婚・出産・子育てしたい“まち”をつくる、安心して暮らしたい“地域”をつくる。

2015年から2019年の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策を継続的・重点的に実施し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組を推進し、市民に公表しています。

あわら市においても、先ほど述べた知夫村に相当する支援がされていると思いますが、あわら市の人口増減率と社会増減率について、ならびに福井県、坂井市、全国との比較についてお答えを願います。

また、嬉野市における第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の市民への公表を取り上げましたが、あわら市においても市民に公表しているのか、答弁を願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） まず、あわら市の人口増減率と社会増減率について申し上げます。

令和6年2月に公表されました令和5年10月1日現在の福井県の推計人口によりますと、あわら市の人口増減率はマイナス1.03%で、福井県全体のマイナス1.12%よりは減少率は低いものの、坂井市のマイナス0.6%、全国のマイナス0.4%と比べますと、減少率が高くなっております。

また、社会増減率につきましては、福井県全体としましてはマイナス0.33%であるのに対して、あわら市につきましてはプラス0.06%で、坂井市のプラス0.13%や永平寺のプラス0.1%に続き、県内3番目の転入超過となっております。

また、全国の社会増減率につきましてはプラス0.19%でございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の公表についてでございますが、あわら市においても嬉野市と同様に、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（KPI）を設定し、あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略をホームページ上で公表いたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 分かりました。それでは、再質問させていただきます。

人口減少を緩やかに、人口を少しでも増やす政策として、今、日本の市町で一番

注目されて、多くの市町で成果を上げているのは、スポーツ交流人口を活発にして、その積み重ねでより市のよいところを理解していただき、移住につながる事例でございます。

スポーツ交流人口の拡大は、地域活性化やまちづくりにおいて重要な要素の一つです。スポーツを通じた交流人口の増加により、地域経済の活性化や産業の活性化、消費の拡大につなげることができます。

旧芦原町、旧金津町時代においても、市民のスポーツ意識の醸成による大規模なスポーツ大会やスポーツ合宿を通じた交流促進を行うことが年々増加してきました。スポーツ少年団、中体連、高体連、クラブチームにおいても、現在も数多くの宿泊を伴う交流が引き続き行われております。

あわら市内のスポーツ施設の受入れ環境、宿泊施設は、県内でも唯一整っております。宿泊費補助金を小学生以上から引率する指導者、父兄も対象としていただきたい。こうすることによって関東・関西・中京方面からたくさんのスポーツ交流人口が増えてきて、このあわら市に住みたいきっかけになると思います。答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 今現在、学生合宿の助成事業として、県の補助を受けて実施しております。県は対象者を高校生以上としていることから、市においても高校生以上を対象として今は実施しているようなところでございます。

また、引率者への補助につきましては、成人の引率者を条件としている高校生団体、こちらの場合、学校管理者の方のみの補助を対象としておりまして、保護者は補助の対象となっております。したがって、保護者を補助対象とすることは今のところ考えておりません。

しかしながら、議員が今おっしゃるように、さらなる交流人口拡大に向けまして、補助対象者を小学生以上に拡大するよう、こちらは県に要望をしっかりとしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、部長のほうから最後に、小学生から、児童からでも、少しでも補助金になるように、こういうことを県に要望したいというご答弁がございました。

しかし、これははっきり言いまして、私はもう20年前からこのことは言っているつもりです。

ところで、市長にちょっとお伺いしたいんですけどね、市長もね、やはり自分のお子さんを育てたときに、スポーツ少年団とかいろんなチームに入ったり、それから中体連、高体連で引率して応援に行ったり、いろんなことをしていますよ。やはり県外に行く場合にはね、やはり負担がかかるわけですね。それを個人負担で賄う

というようなことでした。

しかし、これはもう本当に私は重ねて言いますのは、20年前にはね、要は富山県の富山市というところがあるんですけど、これは私はサッカーで付き合いをしていたところなんですけど、「八木さん、富山に来てください」と。「補助金が出ますからね、お安く泊まれますよ」ということはね、もう20年前からそういう策をやっていました。それは富山市独自でした。県の補助金なしで。そういう実例があります。これは今、僕はこれを調べるときに、観光課の職員の方に資料を集めてくださいということで、その方も見えていますよ。

そういうことを皆さんも負担がかかるということで、いろんなところへ行くと、受け入れる側がそういうことをしてくれただと。それがやはり一番大事であって、やっぱりそういうように受け入れる側は交流人口をつくるための策をしているんですよ。それはやはりその市のね、評価なんです。その市の評価というのはやはり、確率的には少ないかもしれませんが、積み重ねという言葉がございまして、そういうところでね、例えば移住をしたりとか、そういうところできっかけがあったらね、そこに住みたいというような、これをね、高校生も今いろんなところで留学していますわ。スポーツ留学したりね、強化チームに行ったり、大学も一緒ですよ。そういう具合に人が来ます。そして、そこでお世話になった。で、ここにやはり残ってあげよう。ここにやはり住みたいと、こんなふうにするし。

そういうことがございますので、今、県からの、これも今部長が言われたように、何とか獲得したいということがございますけど、やはり市長ね、市長自身も経験していますのでね、ぜひ市の財源を使ってやっていただければ、必ずその効果が出てきて、それが人口を少しでも増やすためのプラスとなりますので、そのことについてご答弁を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 今、八木議員のご質問をお聞きしている間に、思い出しました。私も議員時代に委員会か何かでこのことをお聞きした覚えがあります。ただ、「立場が変わると、おまえ、言うこと変わるんか」と言われると大変心苦しいのでございますが、当然、市の財源を持ち出すということになると、そこに課題がやっぱり生じます。

さきの新幹線開業の効果を持続させるためにもということもあります。ただ、県とか関係機関の連携をまず考えないかんと思いますし、先進事例などの調査研究などもしっかりさせていただこうと思います。

それを含めてということで、またご返事させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、市長の答弁を聞きまして、ちょっと気になったことは、「立

場が変われば」というようなお言葉が答弁の中にもありましたけど、やはり市長、立場が変われば何とか人口減少のためにやるんだと、そういうね、ご意識を、私の要望でございますので、よろしくお願いします。

それでは、一つ目の質問を終わらせます。

それでは、二つ目の質問に入りたいと思います。

二つ目の質問は、あわら市教育委員会危機管理マニュアルの作成と実施について。各災害（風水害、地震、火災、津波）の対応について、それから傷病者の発生の対応について、交通事故発生の対応について、不審者侵入対応および登下校時の不審者への対応について、ご答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） まず、1点目の各災害（風水、地震、火災、津波）時の対応についてお答えいたします。

本市では全ての小中学校で、学校保健安全法の規定に基づき危機管理マニュアルを作成しております。

各学校では常に様々な事案に対する備えを行い、学校管理下で災害や事件等が発生した際の教職員の役割を明確化し、児童・生徒の安全を確保する体制を整えております。

初めに災害時の対応ですが、地震が発生した際には、まずは机の下に隠れるなど落下物に対する対応を取り、揺れが一旦収まったのを確認してから安全なグラウンドに避難します。

その後、地震の規模や周囲の状況を確認し、必要に応じて集団または保護者引渡しによる下校の判断をすることとなります。

しかし、実施に伴う津波が発生するおそれがある場合には、学校の高所など安全な場所に避難することとしています。

次に、火災の場合は、教職員が火災報知機の発報場所を確認し、火元からできるだけ遠い安全なルートを選び、速やかに、グラウンドに避難することとしています。

また、風水害の場合は、事前に気象情報を十分に把握し、必要に応じて登下校の時間の変更や臨時休業の措置を取ることとしています。

学校では不測の事態に備え、危機管理マニュアルに基づき、毎年、避難訓練や保護者への引渡し訓練などを実施しているところでございます。

なお、登校前や下校後など、学校の管理下外で災害が発生した際には、速やかに保護者に連絡した上で、児童・生徒の安否確認を行うこととしています。

次に、2点目の傷病者の発生の対応についてお答えいたします。

児童・生徒が校内でけがをしたり発熱などの体調不良が生じた場合は、養護教諭が中心となって保護者と連絡を取りながら対応しています。また、症状によっては救急車を要請し、医療機関への搬送を行います。

次に、3点目の交通事故発生時の対応についてお答えいたします。

交通事故発生に関しては、当然ながら人命第一の緊急対応となりますが、現場対応や事故状況の把握など、校長、教頭、教務主任が中心となって対応します。

また、交通事故を未然に防ぐことは大変重要なことであり、各学校では毎年、警察や交通指導員の協力を得て交通安全教室を実施するなど、日頃から機会を捉えて交通安全や生命尊重の教育に力を入れています。

次に、4点目の不審者への対応についてお答えいたします。

学校施設内や校舎内で不審者を確認した場合は、複数の教職員で対応し、併せて警察への通報や児童・生徒の安全な場所への避難等の対応を行うこととしています。

なお、各学校では、玄関の自動施錠をはじめ各出入口の施錠の徹底や、校門付近などに防犯カメラを設置するなど、不審者の侵入防止や抑止に向けた取組を行うほか、複数のさすまたを配備し、毎年、教職員による不審者対応訓練を行うなど、実際の侵入に備えた対策を講じております。

また、登下校時の不審者への対応については、児童・生徒や保護者、地域住民などからの不審者情報が届いた時点で速やかに警察へ通報するとともに、関係機関や全保護者に連絡することとしております。

下校前であれば地域の見守り隊に情報提供するとともに、状況に応じて教員が集団下校に同行するなどの対応を取ります。

さらに、学校では児童・生徒に防犯ブザーを携帯させるとともに、防犯教室などを通して、不審者からの声かけや付きまといを受けたときに避難場所となる子ども110番の家の場所の利用をはじめ、危険予測や危険回避の指導を行っております。

特に学校の外での犯罪については大人が近くにいるとは限らないため、知らない人にはついていけない、知らない人の車に乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、何かあったらすぐ知らせるといふ、いわゆる「いかのおすし」の徹底を図っております。

なお、本市ではC4th Home&Schoolという、各学校と全ての保護者が双方向で連絡できる仕組みを導入してありまして、何らかの事案が発生した際には速やかな連絡と児童・生徒の安否確認を行うことができ、危機管理マニュアルにもこの連絡手段を活用することが記載されております。

学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って少しずつ変化し、従来想定されなかった事案も発生していることから、学校では新たな安全上の課題の出現に応じて危機管理マニュアルを柔軟に見直しております。そして、児童・生徒が安心して通える学校環境を整えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、教育長のほうから詳しく答弁をいただきました。それで、今その答弁を聞きまして、ちょっとおしまいにお聞きしたいことがございますので、よろしく申し上げます。

学校で危機管理マニュアルを作成して、災害などの様々な事案に対応しているという答弁をいただきました。その災害時の対応については、実際に地震や火災が発

生した場合を想定した取組ができていると感じました。

1月には能登半島地震が発生し、あわら市にも被害があったところでございますが、これからも学校でもしっかりと対応していただきたいと思っております。

そして、先ほどのC4th Home&School、私もこれを知ったのは最近でございますが、すごく便利だということが分かりました。県下で福井市以外はほとんどつけているということも聞きました。これがね、学校と保護者とが連絡ができる仕組みがあるというのを聞きました。

このシステムは、学校と保護者の双方向でやり取りができるという話で、ふだんの学校からのお知らせなどの連絡だけではなく、災害時などの緊急時にも役に立つと思うので、適宜活用していただきたいと思っております。

さて、私が一番感じたことは、不審者に対する内容についてです。

答弁では校舎の鍵のことや先生方による不審者に対応する訓練を実施、子どもたちに対する防犯教育を実施しているとありました。

確かに私が幾つかの学校を訪問したときも、校舎の出入口には鍵がかけられていて、さらに玄関はオートロックで、インターホンで呼び立てないと鍵を開いてもらえないようになっています。

しかし、学校の敷地内への進入については対策が甘いのではないかと私は思います。校門付近には監視カメラがあるとのことですが、グラウンドの周りから簡単に敷地内に入れる学校があります。特に芦原小学校については、グラウンドの北側については、全く外と分けられたものがございません。児童・生徒や先生たちの安全を守るためにも、二重、三重の侵入防止が必要です。

そこで、それぞれの学校地内に簡単に進入できないように、多くの部分にはぜひフェンスを設置していただきたいと。このことに対しては今回は回答は求めません。教育委員会で前向きな検討をお願いします。

これ以外に、防犯カメラも多くの場所に取り付けてあり、子どもたちに「いかのおすし」の防犯教育を徹底して、不審者などの犯罪に巻き込まれないように、市と学校が一体となって協力をしていただきたいと思っております。

危機管理という点で一つ質問をさせていただきます。

ここ最近、各地で熊の目撃が相次いでいるが、学校の登下校時では熊に対してどのような対応をしているか、教育委員会の考えをお答えいただけますか。お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) では、まず通常から行っております熊の対応について説明をさせていただきますと思っております。

熊の目撃情報があった場合には、所管の農林水産課から速やかに教育委員会のほうに連絡が入りまして、平日、休日を問わず各学校の校長等に情報を届ける体制が整っておるところでございます。

また、例年、熊の目撃情報の多い地域の小学校、具体的には細呂木、金津東、伊井、北潟の四つの小学校につきましては、毎年、新生児に熊鈴を配布いたしておるところでございます。

特に今年は、これまでほとんど目撃情報がありませんでした金津小学校近くでも熊の目撃がされたことを受けまして、金津小学校では熊鈴を購入して全校児童に配布をいたしました。

このほか、下校時に熊の目撃情報が入った場合には、可能な範囲で保護者の迎えを依頼するほか、教職員が下校に同行するなどの対応を取っているところがございます。

また、登下校の時間帯には市と猟友会が連携してパトロールを実施しているほか、警察も重点的にパトロールをしていただいているところがございます。

このほか、全ての学校では、クラスごとに朝の会や帰りの会などの時間を使いまして、熊に遭遇したときの対処方法の話をするなどしまして注意喚起を促すとともに、先ほど話がありましたC4th Home & Schoolを使いまして保護者に対して熊情報を送り、家庭でも熊に関する注意を促していただいているところがございます。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今ね、教育長と、それから教育部長からのご答弁がございました。危機管理マニュアル、これを徹底してやると。それを現場の先生方が、私はこういう危機管理マニュアルがあるんですよと。こういうこと、こういうこと、こういうこと。例えばね、不審者が学校の中に入ってきたときにね、どういう対応をするとか、それから、それに対してどういう訓練をやっているかとか、そういうことを聞きました。

そしたらね、教育長、教育長も聞いていると思いますけど、「私たちは、もう1日仕事をこなすので精いっぱいなんです」と。「八木さん、もっともっと訓練をしたいですよ」と。「したいですけど、毎日ファクスがだんだんと次から次に流れてきて、それを処理するとか、それを取るための対応をするというのかね、何しろその危機管理のマニュアルとかね、そういうところに費やす時間がほとんどないんです」と、こういうふうに私に言われました。これははっきり言ってくれましたよ。

それからもう一つね、今、なるべくね、先生方の負担をなくすためには、学校整備ですね。学校整備をきちんとしなければならない。先ほども言いましたようにね、フェンスの問題ですよ。そういうところがやはり教職員の方の負担をね、軽減するんですよ。そこが大事なんですよ、教育長。そういうことは言われました。これは教育長、また現場の先生方にいろんなお話を聞いてみられれば分かると思いますけど。それは分かっていることだと思いますけどね、教育長、それはもう大事なことです。将来のあわらを担う子どもたちを、やはりね、本当に環境のいいところ

でやらなければ駄目だと思いますよ。教育長、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) ご意見ありがとうございます。学校の働き方改革につきましてはここ数年取り組んでおりまして、少しずつ改善が見られるような状況です。そのことにつきましてはさらに進めていきたいというふうに思います。

一方で、子どもたちの身を守る安全・安心につきましては、これは欠かせないこととございますので、そのことについてももしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

この安全管理といいますと、八木議員一番最初に言われましたように、社会の変化に応じていろいろ変わってきます。今、熊対策というふうなものもありましたけれども、これも子どもたちの安全を守ることとなります。

それから、最近非常に暑くて、熱中症というのも増えてきますので、熱中症対策というところも非常に重要になってきます。今年度、熱中症警戒アラートのさらに上のレベルの熱中症特別警戒アラートというふうなものが発出されるというふうなことになっています。これが発出された場合の学校の対応につきましても、今進めているところでございます。

いずれにしても、学校の安全・安心を守るためには、教職員だけではできないことですので、保護者あるいは地域の方々、そして関係機関の協力を得ながら、子どもたちが安心して通えるような学校環境を整えていきたいというふうに思いますので、ぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 質問を終わります。

◇島田俊哉君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、3番、島田俊哉君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) それでは、議長のお許しを頂戴いたしましたので、3番、島田、一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回は二つのテーマについて質問をします。まず第1点目でございますが、全国的に問題となっております空き家対策の充実強化についてということで、総務省が今年の4月末に発表しました住宅・土地統計調査によりますと、2023年、昨年10月1日現在での全国の空き家数が900万戸と過去最多となり、住宅総数に占める割合の空き家率も過去最高の13.8%というふうに、実に7戸に1戸が空き家となりました。

また、同調査での福井県の空き家数も5万2,700戸で空き家率は15.5%となり、これも過去最高で、空き家率の高さは全国27位となっているようです。

空き家と言ってもいろいろあるわけで、とりわけ空き家対策が必要となる使用目的のない空き家については、1998年から2018年の20年間で約1.9倍の349万戸に増加し、今回の調査の2023年ではこれが385万戸、さらに国土交通省の推計では、6年後の2030年には470万戸に増加することから、国ではこの470万戸を70万戸減らして400万戸程度に抑制するという目標だそうです。

あわら市におきましても、空き家の増加が市民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼすとの観点から、空き家対策を市の重点施策であると捉え、平成27年5月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法や国の基本指針やガイドラインに基づき、平成29年3月には最初となるあわら市空家等対策計画を策定し、さらに令和4年3月には第2期あわら市空家等対策計画を策定して、これまで空き家の活用・適正管理、特定空家の除去などの各種施策を展開してまいりました。

このことから、令和6年度の当初予算におきましては空き家対策事業としまして、空き家相談会の開催、空き家の台帳システムの整備、空き家情報バンクの運営に加え、空き家対策に必要な各種の補助金ですね。空き家の取得支援や除去支援、リフォーム支援、家財処分の支援など、総額で約6,600万円を予算措置しております。特定財源となる国や県の補助金を除きますと、市の一般財源ベースでも約3,000万円を充当してございます。

これまで、あわら市と同様に全国の市町村においても空き家対策への取組が進められてまいりましたが、先ほどの統計のデータが示すとおり、空き家の数は増加を続けており、今後もさらに増加が見込まれる厳しい状況となっております。これは、人口減少がさらに進むことから、ある意味、自然なことかなというふうに思います。

今後増加する空き家をもたらす問題が一層深刻化することが懸念され、空き家の発生抑制、活用の拡大、適正な管理の確保および除去等の促進に係る取組をこれまで以上に強力に推進する必要があるという問題意識から、倒壊の危険がある空き家の除去等の促進にとどまることなく、空き家の適正管理の確保やその利活用拡大に向けて空き家対策の総合的な強化を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が交付をされまして、昨年、令和5年12月13日に施行となりました。

ご案内のとおり、この改正特措法では、活用の拡大、管理の確保、特定空家の除去等の3本柱という対応の強化が示されておりました。自治体における対応策の拡充も求められてございます。

あわら市におきましても、改正特措法の施行を受け、新しい取組として、特定空家の予備軍とも言える管理不全空き家の認定や指導・勧告、また地域のNPO法人などから市が管理活用支援法人を指定し、所有者からの相談対応に当たる仕組みな

ど、多様な取組を新たに実施する必要が生じてくるものものと考えます。

そこで、改正特措法の施行により市町村が取り組むこととなる多くの施策のうち、私が幾つかポイントとなる施策だと考えるものについて、あわら市としてどのように今後取り組んでいこうとお考えなのかを中心として、順にお尋ねいたします。

まず一つ目でございますけれども、空き家の中でも、国がいうところの空き家対策の対象となる使用目的のない空き家について、あわら市の空き家数と空き家率の現状を含めたこれまでの推移と今後の見込みおよび将来目標数値があれば、その数値を教えてくださいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 使用目的のない空き家について、あわら市の空き家数と空き家率の現状を含めたこれまでの推移と今後の見込みおよび将来の目標値はとのご質問にお答えいたします。

まずは、総務省の住宅・土地統計調査における空き家について申し上げます。

総務省が5年ごとに実施します住宅・土地統計調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするものでございます。

ただし、調査の方法は全数調査ではなく、各区域から一定数を調査し、空き家率を算出した上で全建物数に乗じるなどして空き家数を推計しております。

昨年は10月1日を基準日に調査が実施されました。

毎年4月末に公表されるのは、令和5年住宅・土地統計調査における都道府県ごとの集計結果であり、市区町村単位の空き家率等の公表は9月頃を予定しているとのことでございます。

なお、アパートやマンションなど共同住宅の空き室数が空き家として算入されていることから、本市の空き家対策の対象となる空き家数と一致するものではありません。

一方、本市における空き家数につきましては、令和元年度に自治会の行政連絡員の協力を得て全数調査を実施しており、それ以降は地域住民から提供されます情報や職員のパトロールなどによって得た情報により、空き家の把握、管理を行っております。

その数値を申し上げますと、令和5年度末時点で空き家の総数は659件となっております。年々増加傾向にあります。

これまでの空き家数の推移から、令和元年度の610件と現在の659件を比較しますと、4年間で49件、約8%の増、年間約12件の増となっております。この数値を今後の増加件数として試算しますと、2030年、令和12年度にはおおそ745件となることが推測されます。

明確な目標値は設定しておりませんが、この推計される745件を少しでも抑えるため、これまでの対策に加えまして、改正空家特措法による施策を講じていき

いと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) ありがとうございます。あわら市も例外でなく、今後増加が予想されるということでした。

次に、これまでの一番問題となります放置すると倒壊のリスクがあると言われる特定空家でございますが、これの認定件数と市の計画期間内の今後の認定の見込みおよび特定空家のうち、これまでの実績として所有者が自発的に除去したものの、また市が行政代執行として除去したものの、また市が略式代執行により除去したものの、それぞれの件数を教えていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) これまでの特定空家の認定件数と市の計画期間内の今後の認定見込みの件数は、また特定空家の除去実績はとのご質問にお答えいたします。

特定空家につきましては、平成29年度からこれまで計26件を認定しております。そのうち、所有者等による自発的な除去は13件、行政代執行によるものは1件、略式代執行によるものは5件となっており、令和5年度末時点で特定空家は7件となっております。

なお、今年度、所有者等による自発的な除去1件、略式代執行1件を予定しておりますので、残りは5件となる予定でございます。

特定空家数の目標につきましては、第2次あわら市総合振興計画後期基本計画におきまして、令和7年度に8件としております。

今後、空き家数とともに特定空家も増加すると考えられ、一概には申し上げられませんが、目標を達成することができると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) この特定空家の除去については、指導もさることながら、いろいろ調査しなければならないということもたくさんあって大変だと思いますけれども、頑張っているなというふうに思います。

また、三つ目でございますが、改正特措法の施行を踏まえた、令和4年に策定しました第2期あわら市空家等対策計画の見直しが必要だというふうに思いますが、その改正時期はいつ頃になりますか。教えていただけますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 第2期あわら市空家等対策計画の見直しが必要だと考えるが、その改正時期はいつになるのかとのご質問にお答えいたします。

第2期あわら市空家等対策計画の見直しについて申し上げる前に、その前提とな

ります空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律につきまして、少し説明をさせていただきます。

改正空家特措法が昨年6月14日に公布され、12月13日に施行されました。

それを受け、福井県と市町等で構成します福井県空き家対策協議会においては、改正空家特措法の公布に際しまして、勉強会や意見交換会等が開催をされております。

その中で改正空家特措法により新たに制度化されました管理不全空き家、空家等管理活用支援法人、空家等活用促進区域につきまして、現在も継続して協議が進められているところでございます。

こうしたことから具体的な改正時期を申し上げることはできませんが、今後、協議の内容や他市町の状況を踏まえまして、当該計画の見直しを実施したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 次に、今回の特措法の改正のポイントかなというふうに私は思うんですけども、管理の確保の観点から、特定空き家になってしまう前の段階での未然防止措置として新しく創設されました管理不全空き家、この制度につきまして、特定空き家制度と同様に、市は周辺的生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、速やかに管理不全空き家に対して適切な措置を講ずるべきであると考えますが、この措置につきましては強い公権力の行使を伴う行為が含まれていることから、その措置に係る手続についての透明性および適正性の確保が求められるものであり、国においては、適切な実施を図るために必要な指針をガイドラインとして示しているが、あわら市ではこの制度についてどのように取り組むのか、何点かお聞きしたいと思います。

管理不全空き家と認定されそうなあわら市での空き家の有無とその戸数、これは分かればお願いします。また、国のガイドラインにプラスして、市独自の判断基準は策定する予定なのかどうか。また、管理不全空き家の認定方法ですね。措置に向けた事前調査や権利者との調整方法、また、市の空き家等対策協議会との調整はどうするのか。続いて、管理不全空き家に対する指導・勧告の実施方法。続いて、勧告を受けた管理不全空き家の敷地について、固定資産税の住宅用地の特例ですね。住宅が建っていると200平米までは固定資産税が6分の1になってしまうよ、それを超えるものについては3分の1ですよという、その解除の時期はいつになるのか、現時点で分かれば教えていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 管理不全空き家制度について、あわら市はどのように取り組むのかとのご質問にお答えいたします。

まず、管理不全空き家の候補となる可能性が高い空き家について申し上げます。

本市では、令和5年度末での空き家659件を、危険度に応じましてAからDまでの4段階でランクの分類を行っています。

まずAランク、修繕の必要がないものが293件、Bランク、管理が行き届いておらず損傷も見られるもの、212件、Cランク、管理が行き届いておらず損傷が著しいもの、140件、Dランク、倒壊や建築材の飛散などの危険性があるもの、14件となっております。

このBランクからDランクの空き家366件の一部が管理不全判定調査の対象となり得るだろうと考えております。

管理不全空家の手続につきましては、議員からご説明がありましたように、適切な実施が求められているもので、国からのガイドラインが示されております。

県の協議会では、このガイドラインを参考に、管理不全空家等および特定空家等と判断するためのモデル基準を作成し、各市町へ提供されたところでございます。

本市としましては、本モデル基準を参考にしながら、独自の判断基準など、管理不全空家等の認定につきまして市の方針を定めていきたいと考えており、方針が決定次第、管理不全空家等の候補となる空き家を調査し、認定していきたいと考えております。

同様に、管理不全空家認定後の指導・勧告の手続、勧告解除に要する基準などにつきましても、県の協議会での協議結果や他市町の策定状況を注視しまして、設定していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 管理不全空家制度の運用については、今まさに検討中ということだと思います。

続きまして、活用拡大策の一つとしまして、自治体や所有者へのサポート体制の整備を図るために、地域のNPO法人や社団法人などを市が空家等管理活用支援法人として指定しまして、所有者や活用希望者への普及啓発、情報提供や、所有者に寄り添った相談対応や、委託に基づく空き家管理を行う制度が創設をされました。

私は個人的な見解として、現時点でそれにふさわしい既存法人があわら市内には不存在、存在しないのではないかなというふうに思いますけれども、当該支援法人となるべき法人の指定を予定しているのか。また、予定をしているのであれば、その時期はいつ頃と考えているのか。さらに、指定する場合には基準が必要になると思いますけれども、どのような基準になるのか。また、この支援法人制度は市町単位で市町が個別に実施しなければならないのか、教えていただけたらなというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 市は空家等管理活用支援法人の指定を予定しているのか。予定しているのであれば、その時期はいつかのご質問にお答えいたします。

現在市では、改正空家特措法が施行された12月13日に合わせまして、空家等管理活用支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は指定を行わない旨を決定し、市のホームページで公開をしております。

これは、指定された法人が市の空家等対策計画に意見することができるなどの権限が発生することから、むやみに指定するものではないと考えるためでございます。

どのような業務を支援法人に任せるべきか、そのすみ分けは慎重に行うべきであり、指定する上での審査基準など、県の協議会の見解を見守っているところでございます。

また、空家等管理活用支援法人制度につきまして、改正空家特措法では市町村長が指定することができることとされており、本市におきましても、県協議会の協議結果を参考に、事務取扱要綱などを定めるなどして対応していきたいと考えておりますので、原則、市町が個別に実施していくこととなります。

なお、県内自治体の状況を申し上げますと、5月17日に美浜町がこれまで国の空き家対策モデル事業を採択されておりましたNPO法人ふるさと福井サポートセンターを支援法人に指定をしております。

また、6月1日に坂井市がアーバンデザインセンター坂井を支援法人に指定しております。

引き続き、県協議会からの協議結果や他市町の状況を注視しながら検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) 活用支援法人については、まだ市の方針が未定であり、現在鋭意協議中だということだったと思います。

この質問の最後に、今回の法改正によりまして多様な施策が盛り込まれました。しかし、空き家対策はとても困難な業務だというふうに思います。

災害での防災対策と同様に、自治体の人——職員の数ですね——や財源——お金——には当然ながら限界がありまして、空き家対策はまさに公助の限界を超えている、手に負えない面もあるのかなというふうに考えます。

このことから、空き家所有者本人の自助、自分で何とかしてくださいよということとはもとより、国や県、市内の各地区や管理活用支援法人などの共助、共に助け合っってやっていってくださいよということに加えて、専門的知見を有する関係機関への事務委託や、複数市町での事務の共同処理などの仕組みを活用することも一考に値するものと私は考えますが、市のお考えはどうか、最後にお聞かせいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 県住宅供給公社などの関係機関への事務委託や、複数市町での事務の共同処理の仕組みなどを活用することも一考に値するものとする

が、市の考えはどうかとのご質問にお答えをいたします。

議員からご説明がありましたように、改正空家特措法の施行に伴いまして、担当課の事務負担は大幅に増加が見込まれており、福井県からも、事務の適切かつ円滑な実施に向け、実施体制の見直しや予算の確保について十分検討するように通知がございました。

なお、本市としましては、既に福井県司法書士会や民間企業と協定を締結し、相続人調査や空き家相談会などの業務を委託しながら、事務負担の軽減に努めているところでございます。

まずは、さらなる事務負担の軽減を図るため、空家等管理活用支援法人の指定に向けまして情報収集をしながら、候補となるべき法人の探索に注力したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） いろいろご答弁ありがとうございました。今回の私の質問のタイミングがちょっと早過ぎたのかなと思って。あんばいを見て、いいときにまたさせていただいたら幸いかなというふうに思いますが、いずれにしても空き家対策、とっても困難な業務だと思いますけれども、所管の職員におかれましては頑張っていたきたいなというふうに思います。

二つ目の質問でございます。中学校の屋内運動場（体育館）の空調整備事業についてでございます。

さきで開催されました令和6年3月定例会の一般質問におきまして、私はあわら市地域防災計画の見直しに関連しまして、指定一般避難所における暑さ・寒さ対策として、中学校の屋内運動場——体育館ですね——の空調整備を前倒しで実施すべきだというふうに提案をさせていただきました。

これまであわら市においては、小中学校の空調整備については、理科室や音楽室などの教科専門の特別教室での整備がまだ全て終わっていないと、未完了であるため、体育館での整備はその先の検討課題であるという方針であったかというふうに思います。

しかしながら、国におきましては、近年の温暖化による熱中症から子どもを守るための学習環境の改善の意味合いに加え、学校は指定一般避難所となっていることから、避難所の質の向上を図る必要があるということで、令和5年度から7年度までの3年間の措置として、学校施設環境改善交付金において国庫補助率を従来の3分の1から2分の1にかさ上げすると同時に、地方債——借金ですね——につきましても、その充当率を70%から100%、全て借金で賄えるというふうに引き上げると同時に、地方債の償還、その借金の返済ですね。それに対する国の地方交付税措置も30%から50%、半分は国が面倒見てくれるというふうな防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などを講じて、その積極的な活用を自治体に求めています。

この交付金が令和7年度までの措置というのは、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が令和7年度までの対策という期間に合わせて設定されているものと考えますけれども、体育館の空調設備については、当該建物に断熱性があることを補助の要件とされており、断熱性のない体育館については、空調設備と併せて断熱性確保のための工事経費も補助対象とすることとなっていることから、この採択を受けるには、まずは断熱性の有無についての調査事業が必要であり、その後の実施設計や工事を令和7年度までに全て完了させようとする、残された時間的余裕はないというふうに思います。

今年の元旦に発生しました能登半島地震により、あわら市もまさに被災地となり、市民の多くがこれまで以上に防災対策の重要性を我が事として強く意識することとなりました。

多くの重要課題を抱えるあわら市政ですが、やはり市民の身体と生命を守ることが一番重要であり、市民の一番の願いであるとも考えます。

中学校体育館の空調整備により、子どもの学習環境を改善するのはもちろんのことです。加えて、災害被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となるべき避難所について、誰一人取り残さない避難所運営を図り、熱中症や低体温症などの災害関連死から市民を守ることを優先すべきだという考えに基づき、今回の質問では提案にとどまらず、今後の中学校体育館の空調整備事業に対する市長の考えを伺いますというふうに通告をさせていただきましたが、その後、示された6月補正予算におきまして、中学校の体育館の空調整備のための調査費、実施設計が990万計上されています。

このことから、市長は昨年までの市の整備方針を見直し、中学校体育館の空調整備を令和7年度完成を目指して前倒しで実施するんだというふうに意思を固められたものというふうに思います。

そこで、補助金とか起債の細かい話は、また所管の委員会でやっていただければいいと思いますので、市長にはどういった思い、どういった考えからこうした判断に至ったのか、簡単にご答弁をいただければ幸いかなというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 島田議員のご質問にお答えをいたします。

学校の屋内運動場の空調設備につきましては、昨年12月定例会での平野議員からの質問に対し、教育委員会としては、屋内運動場の空調設備も必要だと思いますが、予算的な面からも特別教室を優先した学校の施設面での充実を図り、よりよい環境を整えたいとお答えをさせていただきました。

しかしながら、本年1月の能登半島地震の発生によりまして、避難所としての体育館の重要性を強く感じたところから、今年3月定例会での島田議員からの提案を受け、夏場の体育の授業に加え、夏休み等にも部活動による利用が多い中学校体育館の空調設備導入に向けた検討を実施いたしました。

まず、財源について調査した結果、先ほど議員からお話のあった、令和7年度までの国の学校施設環境改善交付金等の拡充措置には対象事業費に上限がありますが、その上限を超え補助対象外となる事業費に対しても、過疎債や緊急防災・減災事業債の有利な起債が充当可能であることが分かり、市が当初想定していた一般財源の負担が、国が示す整備例よりも小さくなることが判明いたしました。

また、整備に関するスケジュールを検討したところ、最初に断熱効果や空調設備性能等の基礎調査、次に調査結果を踏まえた実施設計、最後に実際の整備工事と三つの手順で事業を進めた場合は、整備工事の規模が時期によっては令和7年度内の整備完了が難しく、交付金等の拡充措置が受けられない可能性があります。

そこで、基礎調査と実施設計を一括事業とすることで全体の事業期間が短縮され、令和7年度中の事業完了が見込まれるため、芦原および金津の二つの中学校体育館の空調整備を進めていくことを決断いたしました。

この6月定例会において、基礎調査および実施設計に係る業務委託経費を補正予算案に盛り込ませていただいております。補正予算案の議会承認をいただきましたら、速やかに調査・設計業務を実施し、令和7年度当初予算に工事費用を計上していきたいと考えておるところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） ありがとうございます。市長の決断に敬意を表したいというふうに思います。

避難所につきましては耐え忍んで生活を送る場所みたいなイメージがありますがけれども、そうじゃなくて、被災の悲しみや苦しみを乗り越え、復旧・復興に向け前向きな気持ちになれるような快適で元気が出るような場所であるべきだというふうに思います。

今後も国際基準でございますスフィアハンドブックを参考にして、さらなる避難所の質の向上に取り組んでいただきたいと同時に、今回の中学校の空調整備につきましては、最終的に予算が必要なので、決めるのは議会というふうになりますけれども、所管におきましては厳しいスケジュールの中で頑張っていただけたらなというふうに思います。

それと、災害関連死のことで、前回ちょっと時間がなくて言えなかったので、今回、時計を見ると余裕なので、ちょっと一つお願いしたいんですけども、災害関連死、能登半島地震でも発生しております。これは避難生活のストレスや過労などによる死亡のことをいうわけですが、災害関連死というふうに自治体が認定をすると、災害弔慰金というのが——最高500万でしたっけ——支給をされます。

ただし、市が災害関連死と認めてほしいというふうに申請を受理し認定をすればいいんですけども、判断がなかなか難しいということで、通常は医師とか弁護士などで構成します審査会というものを設置して判定をするという仕組みが取られるものというふうに思いますけれども、このことに関しまして、令和5年8月施行の

改正災害弔慰金支給法で、審査会の設置に関する条例の制定ですね。これが全国の自治体に努力義務として課されました。

しかしながら、自治体の多くでその審査会に関する条例がまだ未整備ということで、災害関連死が、実際あってはならないことですが、発生してしまうと、申請を受理し、認定をし、災害弔慰金を支給するまでに、ものすごい時間がかかってしまうということになっているのが現状だというふうに思います。

今回、あわら市は令和6年度、あわら市地域防災計画の見直しということもありますので、できればこの災害弔慰金の審査会に関する条例制定なども、福井県ではまだあんまり制定しているところはないんじゃないかなと思うんですけども、いち早く取り組んで、こういったことにも万全の措置を取っていただけるようお願いしたいなということを思います。

以上を持ちまして、今回の私の一般質問を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をいたします。なお、再開は13時からといたします。
(午前11時53分)

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時00分)

◇堀田あけみ君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、6番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 6番、堀田あけみ、議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。分割質問分割答弁にて質問させていただきます。

今回、欲張って三つも質問したので、ちょっと早口になるかもしれませんが、お許してください。

まず一つ目といたしまして、こども・子育て支援加速化プランについてお伺いいたします。

国が打ち出しているこども未来戦略の中に加速化プランがあります。加速という文字があるように、喫緊の課題として子育て支援を捉えています。そのため、次々と支援制度が紹介されてきています。

また、自治体の子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、新たにこども・子育て支援事業債が令和6年に創設されました。この事業の対象となるのは、こども計画に基づき実施する事業となっております。

昨年12月の一般質問で、県が令和6年にこども計画を策定するのを見てから、

あわら市も策定するという答弁をいただきましたが、現在それはどうなっているのでしょうか。また、この考えは変わっていないのでしょうか。

次に、国が異次元の少子化対策を訴えている中、国の財政支援がより大きくなる可能性が高いと思われまます。

よって、国の支援を迅速に受け、子育て支援に係る施設整備などハード面の整備を進めるためにも、計画を早急に策定すべきと考えますがいかがでしょうか。市の考えをお聞かせください。

次に、こども・子育て政策に係る地方単独事業——ソフトの面ですが——の推進などでは、地方団体が地域の実情に応じて細やかに独自のこども・子育て政策を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費を1,000億円増額しております。

この事業も国のメニューはまだ出ていません。各省から出てくるので、もう少し後になるのかもしれませんが、国がメニューを出してからでは遅いのではないかと思います。

あわら市の現状分析と対策があつて、そこからあわら市が実施すべき事業を定め、その事業を行うのに利用できる国の補助制度、財政支援制度を探す形であるべきではないかと思います。

もちろんそれは理想であり、なかなか難しいとは思いますが、これから人口減少が進む中では人口の取り合いとなります。そのような状況で国の示したメニューに合わせて事業をやるということは、どこの市町もやっていることをするだけになります。それでは地域間競争に勝てないのではないかと思います。

他市町より先行してあわら市独自の子育て支援策を打ち出していくべきと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 堀田議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

こども計画の策定期間につきましては、令和5年12月議会における堀田議員のご質問に対し、昨年末に示された国のこども大綱および今年度に策定予定の福井県こども計画を勘案し、令和7年度に着手したいと答弁いたしました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今年1月に国が示したこども未来戦略加速化プランでは、主にハード整備に係る地方財源として新たに創設されたこども・子育て支援事業債の活用を促しており、この対象事業につきましてはこども計画に明記することが原則となっております。

このこども・子育て支援事業債は、公共施設等におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善に充当できることとなっております。また、その充当率は90%、交付税措置率につきましては最大50%となっております。大変有利な起債となっております。

そこで、この事業債の活用時期を早め、少子化が進む中で、子ども・若者に対する政策の加速化を図り、子育て環境を一年でも早くさらによいものにするため、来年

度策定予定としていた本市のこども計画については、今年度中に策定を前倒ししたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、議員ご承知のとおり、国は地方財政計画の中でソフト事業に係る地方財源として、普通交付税の基準財政需要額に18歳以下人口を測定単位としたこども子育て費を本年度から新たな算定費目として創設し、そこに地方が実施するこども・子育て施策に要する費用として1,000億円を上乗せするとしております。

現時点でこの施策の例といたしましては、子育てしやすい環境の整備、産前・産後ケアや伴走型支援の充実、子どもの居場所づくりへの支援など、様々な取組が示されております。その取組は既に本市において実施している施策も多くあることから、まずは既存の施策を充実させていくことが重要だと考えております。

また、あわら市独自の新規事業につきましても、今後しっかり検討していきたいと思っております。

子育て支援施策は、様々な人口減少対策との相乗効果によって効果が発揮される施策であると考えていることから、他の人口減少対策と併せてスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) では、再質問させていただきます。

こども計画を県を待たずに本年度に前倒しして策定するという答弁を今回いただきまして、安堵いたしました。ありがとうございます。他市町も本年度に計画策定するところが多いのではないかと思います。

と同時に、不安もあります。自分が早くせい、早くせいと言っていて、こういうことはあれなんです、こども計画というのは多岐にわたっており、昨年12月にこのこども計画について一般質問させていただいたとき、いろいろ答弁をいただきました中で、これは本当は2年ぐらいかけてじっくり計画しなければよいものがないのではないかなと思っておりました。

また、子育て支援課の1つの課だけでなく、ほかの課との連携も必要で、労務も大変になるのではないかと懸念いたします。

そういう条件の中で本年度こども計画の策定を実施するという事は本当に大変なことだと思いますが、ぜひしっかりとした計画を立てて頑張ってくださいと思います。

その上で、国が打ち出している対象事業の地方単独事業として実施している事業で、子育て施設の関連施設の環境改善には、対象施設として公共施設なども対象となっております。

あわら市の子育て環境をよりよくしていくためには、子どもや子育て世代にとって優しい、住みやすい地域社会でなくてはならないと思っております。

地域社会が子育てを支援する機運醸成のきっかけとして、例えば地域コミュニテ

ィの基盤となっている公民館などの公共施設において、子どもや子育て世代が利用しやすくなるよう、こども・子育て支援の機能強化を考えていただけたらと思いますが、その点いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ありがとうございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

公共施設における子育て支援の機能強化を図っているものとしたしましては、最近では県内の公民館において、地域の親子の居場所づくりや子育て世代の交流の場として自由に利用できる身近な遊び場を整備したという例がございます。

本市でも各公共施設担当部署への情報提供を図り、子どもや子育て世帯が利用しやすい施設の整備につなげていきたいと考えております。

また、こども園や子育て支援センターなどの既存の子育て支援施設におきましても、今後この事業債を活用し、設備の改修など環境整備を図っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 既存の施設とか施策を充実することは重要なことですし、もったいだと思います。保育園などの現場からもいろいろ課題が出てきております。ぜひこの事業債を活用して環境改善を図っていただきたいと思います。

今まであわら市独自の施策としましては、市単独では産婦人科・小児科オンライン相談サービスとかあわらっこファーストバースデーお祝金支給事業などがあったと思います。まだほかにもあったかと思うんですが。

他市でも市単独の施策をいろいろ打ち出しております。行政だけで行うことは、人的にも難しいことも多いと思います。

例えば越前市だと産後ケアとして、行政が見回りに行けないとき、行っても会えなかったときなどは、民間に委託して絵本を持っていったり相談を受けるなど、行政と民間が協力して行っている事業があります。

行政のできないところは民間との協力で行うというのも一つの考えだと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 議員のおっしゃるとおり、多様な子育て支援施策を進めていく上で、行政だけで進めていくには限度がございます。例年、多くの事業を民間事業者へ委託し、協力を得ているところでございます。

現状、行政の事業を担う事業者が地域では限られているなどの課題等もございますが、今後も民間の協力を得ながら子どもや子育て支援事業の推進を図っていききたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ただ、民間の施設を選ぶときには、団体を選ぶときには、十分、下調べという言い方はおかしいんですけど、そここのところを考えて選んでいただきたいと思います。

子育て充実あわら市を位置づけるためにも、現場の声を生かした、子育て世代のみんながプラスになるような取組が必要ではないかと思います。

あわら市独自の新規事業を今後しっかり検討していくとの答弁をいただきましたので、現場の声を取り入れた施策を期待いたします。

一つ目の質問を終わります。

続きまして、木造住宅耐震化促進事業の現状についてお伺いいたします。

人口減少対策には少子化対策も大事ですが、また、現在住んでいる人の命を守るということも大事な対策の一つだと思います。そこで、木造住宅耐震化促進事業についてお尋ねいたします。

能登半島では、現在、公費解体を行っております。大きな投資をやむなくされております。被害が大きいため当然そうなっているのですが、その前に診断や耐震補強などの対策がもっとなされていれば、その額は抑えられたのではないかと思います。備えはやはり重要ではないでしょうか。

今、例えば補助金などを上乘せして、もっと被害を小さく食い止める対策をする意義というのは大きいのではないかと思います。

3月の一般質問で、56年以前の木造住宅耐震診断・補強プランの自己負担金1万円の無料化を提案しましたところ、福井市に続き無料化になりました。ありがたく思っております。

1月の地震でこの事業に対する市民の関心が増し、また、この無料化で件数は増えていると思われまます。市の予算も20件から40件に引き上げ対応しております。

そこで、今回は、この事業をもっと活用できるようにするため、視点を変えて質問させていただきます。

一つ、現在何件の耐震診断の申込みがありましたか。

二つ、現在あわら市では何名の木造住宅耐震診断士がいるのでしょうか。

三つ目、市が市民から要請を受けてから診断士が診断および補強プランをするまでの過程はどのようになっているのでしょうか。また、診断を待つ人が多いと聞いております。その原因は何でしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 1点目の、現在、耐震診断の申込み状況はについてのご質問にお答えいたします。

令和6年5月31日時点の申込み件数は、一般住宅が74件、伝統的古民家が6

件でございます。

次に、2点目のあわら市の診断士の現状把握はされているのかについてのご質問にお答えいたします。

令和6年4月1日時点で、福井県内の木造住宅耐震診断士は398名おり、そのうち、あわら市に在住されている方は17名となっております。

次に、3点目の診断士が診断および補修プランを策定するまでの流れはどのようになっているのか、策定までの期間はどれくらいかかるのかについてのご質問にお答えいたします。

申請者から耐震診断の申込みがあると、市は耐震診断業務を委託している一般社団法人福井県建築士事務所協会に診断士の派遣要請をします。協会は、市からの派遣要請を受け診断士を選定し、診断業務を依頼します。依頼された診断士は申請者の立会いの下、耐震診断を行っていきます。その診断により耐震性が不十分と判断された場合には、診断士が具体的な補強方法および概算の経費を記載した補強プランを作成します。

このように調査を実施してから補強プランの作成まで、長くて約2か月程度かかってきます。

次に、診断を待つ方が多い原因については、福井県内の耐震診断件数が能登半島地震前と比べて大幅に増加したことが大きな要因と考えられます。

福井県内の耐震診断件数は、地震前の令和4年度は70件でしたが、令和6年度の予定件数は375件と5倍に増えています。あわら市内においても、令和4年度は3件でしたが、令和6年度は耐震診断等に係る自己負担金を無料としたこともあり、74件と約2.5倍となっております。

このため、診断士の派遣調整にこれまで以上の時間を要している状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、あわら市には17名の木造住宅耐震診断士がおられるということですが、その中で協会に登録されている方は現在何名おられるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 先ほどの質問にお答えいたします。

あわら市内では現在4名の方が登録されております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) あわら市で17名の方が診断士の資格を持っていられる。

でも、現在4名の方しか登録はされていない。この理由って何かお分かりでしょうか。

か。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) まず、診断士とは、平成17年度から福井県が実施している木造住宅耐震診断等の講習を修了した建築士でございます、協会に登録した方がこの業務を請け負うことができることとなっております。

この業務には耐震診断と補強プランの作成等があり、中でも耐震診断には構造計算などの相当な時間、それと労力を要することから、協会に登録されない方がいると聞いております。

あわら市では、今年4月に県の担当者と市内の診断士を訪問して、協会に登録するようお願いしたところでございます。

また、県においても市外の診断士の方へ協会に登録するようお願いしており、今後、業務を行える診断士が増えてくることが予想されます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 事情はよく分かりました。なかなか協会に登録してもメリットが少ないのではないのかなということもちょっと感じられます。

耐震診断の申込みが74件と以前と比べて25倍となっているということですが、今までよりもっとスピーディーな業務が求められますが、これを円滑に進めるため、市としてはどのような考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 業務を円滑に進めるためにどのような考えを持っているかの質問にお答えさせていただきます。

需要の高まりはあわら市以外の県内市町でも同じように起きております。今回申込みされた全ての方が今年度中に診断を終えることは大変厳しい状況です。

この事業の進め方については、診断を申込みされた方や福井県および建築士事務所協会と今後とも連絡を密に進めていく必要があります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 耐震診断の申込みも増えていることですし、市内や県内の多くの診断士が協会に登録し、一日でも早く診断、改修工事を行うよう、市のほうもバックアップをお願いしたいと思います。

最後に、日本木造住宅耐震補強事業者共同組合の分析によりますと、1981年6月の新耐震基準の実施から2000年6月に建築基準法が再改正されるまでの間に建てられました約8割が、震度6強で被害に遭う可能性があることが示されています。

災害はいつ起きるか分かりません。今後、今のこういう基準問題も見据えて、「備

えあれば憂いなし」のことわざではありませんが、私たちも日頃よりの準備が大切だと思います。せっかく無料化にさせていただいたのですから、この支援を無駄にしないよう進めていっていただきたいと思います。

これで二つ目の質問を終わりたいと思います。

最後に、学校施設の点検診断について質問させていただきます。

今回の地震で庁舎や教育施設などにも被害があったと思います。一部の学校では壁や外壁にひび割れがあったと聞いております。

学校は子どもたちを預かる場所で、指定避難所でもあります。

学校の維持管理の面では、文部科学省から学校施設の維持管理の徹底についての通知が出ており、学校施設の点検を実施し、管理していかなければなりません。

そこでお聞きします。文部科学省から学校施設の維持管理の徹底についての通知が出ていると思いますが、どのように対応しておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 文部科学省からの学校施設の維持管理の徹底についての通知の対応について、お答えをさせていただきます。

文部科学省は、全国で学校施設に起因する事故等が発生した場合、同様の事故の発生を未然に防止するため、また、過去の事例を基に改めて注意喚起をするために、各自治体に対しまして「学校施設の維持管理の徹底について」という通知を発出しています。

例えば、令和5年4月に福岡県で発生した校舎外壁の落下による男子生徒の骨折事故や、令和4年8月に鹿児島県で発生した敷地内樹木の枝の落下による教員の死亡事故の際などにこの通知が発出されています。

本市におきましてはふだんから定期的に点検を行っていますが、事故発生に伴う文部科学省の通知が届いた際には、速やかに各学校に通知して注意喚起するとともに、担当職員や専門業者による点検調査等を実施しています。

なお、先ほどの外壁や樹木の枝の落下については、点検の結果、危険性はないと判断しています。

また、修繕等が必要と判断された場合は適時適切に対応しており、過去には、東日本大震災大震災の際に体育館の天井板が落下したことを受けて国から指示があった際には、市内の該当する体育館の天井を撤去する対応を取っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 文部科学省の通知につきましては、適切な対応をされていることがよく分かりました。

では、参考までに、一番新しい文部科学省の通知はいつ届いて、その内容はどのようなものだったのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 直近の通知といたしましては、今年4月15日付で、外壁や体育館の床板など過去の事故の事例を基に、施設の老朽化による不具合に対し点検・対策を強化して維持管理の徹底を図るという旨の通知が発出されています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 国の通知でも老朽化が進んでいるとありましたが、日々施設や設備は経年劣化が進み、修繕が必要なことが発生してくると思うのですが、この点につきましてはどのように対応していますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 各学校では、毎月全ての教職員によります施設の安全点検を行っているほか、強風やゲリラ豪雨など特別な気象状況の際も、異常の有無を確認しています。

その結果は速やかに教育委員会に報告がありまして、緊急を要するもの以外は、翌年度の予算編成前に学校と修繕等の協議を実施いたしまして予算に反映をいたしています。

なお、今年1月の能登半島地震の際も学校施設や設備の点検を実施いたしまして、破損箇所は修繕等の対応をいたしたところでございます。

また、教育委員会では業者による定期的な点検診断を実施しておりまして、今後その点検を実施しながら学校施設の適切な維持管理に努めていきたいと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 専門の業者による点検も行っているということで、安心いたしました。1年に1回ぐらいの点検かなと思います。

大事な子どもを預かる場所としまして、学校は最も安全な場所でなくてははいけません。まして、ほとんどの学校が避難場所に指定されているのですからなおさらであります。

日頃より安全点検に気をつけ、早め早めの修繕などをして、安全に一層努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

◇青柳篤始君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、2番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 議長のお許しを得ましたので、2番青柳厚の一般質問をさせていただきますというふうに思います。

非常に眠たい時間になってまいりました。目の覚めるような一般質問を心がけるつもりではございますが、緊張のあまり机の上に老眼鏡を忘れてきて、原稿がともに読めるかどうかと、そういうところは若干心配はございますが、緊張感を持ってさせていただきますというふうに思います。一問一答方式にて一般質問を行います。

今回の一般質問では、民間との連携の可能性をさらに広げるためには、ここにスポットを当てて一般質問を行います。

社会課題の解決に向けた取組の中で、特に民間企業との連携によって様々な課題が解決されています。

民間企業は課題を解決することで成長を目指しており、この取組が続かなければ会社は安定した経営が難しくなります。

行政には様々な事業がありますが、中でも民間連携による課題解決の成功事例が数多く見られます。このあわら市でも、森市長就任以降、民間企業との連携が顕著です。

森市長はデジタルトランスフォーメーションの分野でウイルスセキュリティ会社やシステム開発会社と協力し、ゼロカーボンや二次交通の課題解決に向けて複数の企業と地域包括協定を結んでいます。

また、専門知識の習得のために、クラウドファンディングの会社や大手ポイントシステムの会社と協力し、LGBTQの講習を含む多様な社会課題にも取り組んでいます。

連携協定に至らない場合でも、多くの民間企業の知恵やノウハウを活用して課題解決に取り組んでいると理解しています。

これまでの取組の中で特に成功した具体的な事例について教えていただけますか。また、これらの取組の中で直面した主な課題や、それをどのように克服したのかについてもお聞かせください。

さらに、今後の具体的な計画や目標についても詳しくお聞かせくださいますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 民間企業との連携について、これまでの取組と成功例、課題はとのご質問にお答えいたします。

市ではこれまで、多くの民間企業と協力し、問題解決に取り組んでまいりました。

代表的なもので言いますと、今年4月に包括連携協定を締結しましたメタウォーター、NJS・E&M共同企業体と、水道に係る施設更新の技術職員不足という課題解決のため、上下水道課の業務の一部（料金徴収、窓口業務、施設維持管理等）につきまして、10月から包括的民間委託を行う予定となっております。

そのほか、昨年7月には、同じく包括連携協定を締結しております大塚製薬株式会社とあわら市商工会と協力しまして、熱中症を減らすための対策としまして、市内小売店や事業所、公共施設などに熱中症対策一時休憩所を設置する取組を行っております。

そのほかにも、ゼロカーボン推進に向けたEVカーシェア事業で連携しておりますENEOS株式会社や、デジタルデバイド対策として職員や市民のサイバーセキュリティに関する知識向上に連携して取り組んでいるトレンドマイクロ株式会社と、大きなものとしては、八つの課、16の分野で22件の民間企業と連携しました課題解決に取り組んでおります。

成功した事例の一つとしましては、令和4年度に開始しましたスマホ・タブレットよろず相談所で活躍しますシニアスマホアンバサダー、市民相談員に対しましてトレンドマイクロ株式会社が行ったセキュリティ講習会がございます。

スマホ・タブレットよろず相談所では、これまで500名以上の市民にご利用いただいておりますが、この講習会を通じまして、不正なウェブサイトやフィッシングメールなどのサイバーセキュリティの知識を学んだことで、これまで以上に相談所を利用される初心者の方の市民の方に対しまして、不安なく、安心感を持ってスマホを使ってもらえるよう後押しができました。

一方で課題としましては、市の抱えている課題の解決に携わることにより、企業としてのイメージアップは図られますが、利益には直結しないケースも多く、今後も継続的に続けていけるかが課題となっていると感じております。

民間企業との連携につきましては、引き続き持続可能な形での解決を模索するとともに、民間企業のノウハウや技術を取り入れた課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 課題を解決する、または目指す、言うのは簡単ですが、解決に向けては様々なステップがあると思います。様々な角度から、課題を見ることができるのも、連携協定で生まれる一つの魅力だと思っています。

ただし、行政が提供してきた公共のインフラやサービスに民間企業のノウハウや技術、創意工夫を取り入れることは、あくまでも手段であり、最終目標は住民生活の向上と安定です。

私も民間出身のため、課題解決は民間のほうが得意であると感じています。なぜなら、先ほども申しましたが、課題を解決できなければ民間企業の存続はあり得ないからです。

民間連携事業、通称PPPは、目的達成のために重要な手段です。ぜひ未来を切り開くために、あらゆる手段を排除せずに取り組んでいただきたいと思います。

そのPPP事業について少し伺いたいと思います。

あわら市においても、先ほどの回答の中にもありましたが、水道事業の安定的継

続とさらなる効率化を目指してPPP事業に取り組んでいます。また、aキューブの活用方法や、さらなるにぎわいを生み出すためのサウンディング調査なども進められています。さらに、新富公園の整備に向けてPark-PFIの導入を検討されるべきではないかと考えていますが、現在の取組や、他の市町の状況を視察された内容についてもお答えいただけますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 副市長、前川嘉宏君。

○副市長(前川嘉宏君) 先ほどのこれまでの経緯の中でもお答えしておりますが、まず上下水道事業では、令和6年度10月からPPPの一つである包括委託業務を開始いたします。これにより民間企業が持つ専門的知見も活用でき、さらに、直営よりもコスト削減が図れる予定でございます。

議員おっしゃいました金津本陣にぎわい広場のaキューブでございますが、JR芦原温泉駅周辺のさらなるにぎわい創出を目的に、民間による活用を現在検討しております。

昨年11月にはPPP/PFI推進に向け、福井銀行が事務局を務めるふくい地域プラットフォームを開催し、利活用につきまして官民対話型ワークショップを行っております。その際、民間事業者から広く提案を求める民間提案制度を活用してはどうかとの意見をいただきました。

検討の結果、市の財政コストの削減や市民サービスの向上、地域の活性化等につながるユニークな提案を求めることといたしまして、令和6年4月から6月末まで募集を行っており、現在、複数の事業者から問合せがあるところでございます。

駅前の児童公園(新富公園)では、竹田川周遊エリア整備事業によりまして、地域住民から来訪者まで誰もが日常的に集い、周遊したくなる魅力的な拠点として整備を進めております。

現在までの取組として、昨年度、この公園の管理をお願いしている地元新富区の住民の方々と3回の意見交換を行いました。その中で、管理しやすい公園にしてほしい、暗くて防犯上、危険である、トイレが欲しいなどの意見をいただいております。

なお、これに関して他市町を視察した内容ですが、昨年度、官民連携の手法で公園を整備した加賀市の山代スマートパークを職員が視察した際、加賀市の職員から、幹線道路沿いなどアクセスがよく集客力の高い公園は民間事業者が参画できる可能性が高いことや、事業者が事業収益の一部を市に還元できるだけの収益を上げられるかが課題であるとの意見をいただいております。

本公園の再整備に当たりまして、公園の質の向上やにぎわいの創出、管理コストの削減を図るため、地元と協議しながら、官民連携による手法を取り入れるなどして事業を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） PPPやPark-PFI事業、そのほかにも様々な形式があります。民間との連携事業の事例についても、私も数多くの調査や視察を行っています。特に民間側からのアプローチということに焦点を置いていろんなものを見ていて、その中でも、あわら市の行政職員の助けになれたらなということになるべく研究対象として学んでいるつもりであります。

当然、官民連携事業にはメリットがある一方でデメリットもあるのは、恐らくどんな事業でも同じだと思います。しかし、計画段階から参加できる新規事業などは、民間企業や投資家も大いに興味を持っているのは事実です。なぜなら、民間は利潤追求と社会貢献の両方を実現することで、存在価値をさらに増すことができるからです。また、行政と連携した事業を行うことで、民間の事業も信用性や信頼性が向上し、資金調達に大きなメリットが生まれます。それに、行政ではこれまで不可能だったことに手が届くようになり、全ての可能性を盛り込めなかった計画に民間の経営計画という情報が付加されることで、目的達成の要素に深みが増し、コスト削減につながり、にぎわいを創出できるチャンスも増すと思います。

しかし、さきにも説明しましたが、メリットが多い一方、デメリットもあることを忘れてはいけません。また、計画を進める上で内容が変更になることはあるかと思えます。これは当然のことだと思います。

目的の達成のために議論を深め、計画が変更になるのは当たり前です。ぜひ失敗を恐れずにチャレンジをしてほしいと思います。今日よりあしたがよくなること、その積み重ねでイノベーションが生まれます。

さて、PPPと同じテーブルで議論されるべきことがたくさんありますが、中でも重要なのは公共用地あるいは公共施設の見直しです。そこで、公共施設等総合管理計画について伺いたいと思います。

特に注目される社会課題の一つは、人口減少問題です。このあわら市でも2030年には人口が2万3,000人と予想され、また、2万人を切るというような過激な予想もあります。あと6年です。

この人口減少問題で最も懸念されるのは、財政コストを維持できないところです。たとえば法人からの税収比率が47%と人口減少の影響を受けにくい構造であったとしても、維持管理コストの割合が増え続ければ財政的に追い込まれるのは明白です。

そこで、あわら市でも公共施設等総合管理計画を改定し、2055年までに公共用地を22%削減する計画が発表されています。この計画の進捗と達成に向けた展望についてお聞かせください。

また、2030年の人口は2万3,000人と予想されていますが、少し楽観的な気がします。併せてご説明をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 公共施設等総合管理計画について、計画の進捗と目標達成に向けて展望はどうかとのお質問にお答えいたします。

あわら市においては、令和元年度に策定したあわら市公共施設再配置計画に基づき、令和4年度末までに金津B&G海洋センタープールや市営住宅の一部などの解体を進め、延べ床面積約1,650㎡の縮減を図ってまいりました。

しかしながら、北陸新幹線芦原温泉駅開業を控え、芦原温泉駅西口賑わい施設アフレアや道の駅蓮如の里あわらなどを新たに整備したことや、昨今の物価高騰を踏まえ、本年3月にあわら市公共施設等総合管理計画を改定したものでございます。

主な改定内容としては、公共施設の総延べ床面積14万4,661㎡を2055年度までに22%、面積では約3万1,800㎡縮減することを新たな目標としております。

この目標に基づき、維持、解体、譲渡などの公共施設の方向性を示したあわら市公共施設再配置計画の改定の準備を令和8年度に向けて進めており、本年度は市民アンケートや各課からのヒアリングを行い、公共施設の方向性などの現状や課題を整理いたします。

縮減目標の達成に向けては、大胆な見直しを進めていく一方で、より丁寧な利用者への説明や地域との協議が必要です。人口減少、少子高齢化の進行、急速な通信技術の発達などにより社会情勢や人々の価値観などが大きく変わる中で、公共施設等に対する市民ニーズを見極め、慎重かつ大胆に判断していきたいと考えております。

なお、人口減少に関しましては、厚生労働省では今月5日に2023年の人口動態統計を発表しております。

全国の女性1人が生涯に産む子どもの推定人数、合計特殊出生率は1.20で過去最低を記録、また、福井県の合計特殊出生率は1.46で過去2番目の低さであったことなどを踏まえると、あわら市の2030年の目標人口2万5,846人に関しては、非常に厳しい状況にあると認識しております。

人口減少問題は市の最重要課題です。今後とも移住定住対策、子育て支援、企業誘致、にぎわいあふれるまちづくりなど、ソフト、ハード面からの各種施策に重層的に取り組んでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） ちょっと老眼で原稿を読み違えましたが、2030年2万5,000人ということで、達成できないということの話がありましたけれども、この目標に関しては正直な話、達成したからどうこうなるような数字だとは思っていません。これに対して我々議員が「できないのは何で？」と追及するのではなくて、一緒に成し遂げなければいけない数値だというふうに思っています。

もちろん、厳しい意見や議論が起きるかもしれませんが、立場を超えて様々なロードマップを出し合いながら、課題解決に向けて進む必要があるというふうに思っています。

今、官民連携事業のことを質問しているんですが、実はこの官民連携事業が、こ

のあわら市が安定して暮らしやすいまちになっていく一つのツールだというふうに思っています。

皆さんに質問をします。今までここにあった施設が古くなったり、役目を終えたりして取り壊されるとき、少し寂しい気持ちになるとは思いませんか。私は寂しい思いがします。しかし、どうでしょう。ここに新しい役割を持つ施設や企業が進出すると知ったら、期待に胸を膨らませるのではないのでしょうか。

そして、そこにあったよいものを残し、時代に合った新しい要素を取り入れ、未来を感じるような10年、20年を歩めるような施設や機能を継続させるべきです。

ランニングコストに比べて、イニシャルコストを使い新しいものを創造できるのならば、それはこれからの未来をつくることになっていきます。そして、行政が積極的に取り組むことによって新陳代謝をよくして、このまちの機能をさらに向上させることが重要です。このことこそがまさにスクラップ・アンド・ビルドの考え方です。

行政の重要な役割として、民間企業を育てることが含まれています。物をなくすのではなく、新陳代謝を促すことによって想定外の発展を共に考え実行していきましょう。そのために、民間との連携、PPPは重要なキーツールになると思っています。そこを意識することによって情報開示が進み、さらに活発な議論が進むことを願っています。

昨年从不動産投資が加速度的に進んでいます。ニセコから白馬に東北のDID、この福井県でも地価の上昇が進んでいます。

福井県は新幹線開業という偶発的な要素があるのは事実ですが、地方が買われていることは紛れもない事実です。その条件が、一次交通がある場所になります。このあわら市にも条件はそろっています。

稼ぐなら地方で、このワードを私はビッグワードにしたい。そのために、ここにしかないものを発信し続ける必要があります。注目すべき場所、施設がたくさんあります。小手先のにぎわいではなく、住民が安心して、安定して暮らし続ける、そういった真の活性化を遂げるストーリーを描き、財産を有効活用しながら歩み続けてほしいと思っています。

人口減少だけが消滅自治体に選ばれる原因ではありません。このまちには多くの強みや財産があります。共に考え行動することを強く訴えて、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をいたします。なお、再開は2時10分といたします。
(午後1時58分)

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後2時08分)

◇北浦博憲君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、5番、北浦博憲君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） それでは、分割質問分割答弁で行います。議長のお許しもいただきましたので、ただいまから一般質問させていただきます。

まず第1項目、子どもの笑顔があふれるまちづくりの観点から、子どもが意見を表明し参加できることへの取組について行います。

まず1点目、子ども施策とは、子どもの健やかな成長に対する支援に加え、教育、雇用、医療など幅広い施策が含まれるため、対象は子どもから30代の若者まで幅広い。

こども基本法第11条において、子ども施策の策定・実施・評価に当たっては、子どもや若者、子育て当事者などの意見を聞きながら必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられているところです。

そこで伺います。

子ども施策の策定・実施・評価に当たり、当事者である子ども・若者が意見を表明し参加できる仕組みづくりをどう進めていくのか、お尋ねをいたします。

2点目、2016年（平成28年）6月から18歳選挙権時代となり、2022年（令和4年）からは18歳成人時代が始まりました。

18歳の高校生になるまでに主権者意識、市民意識を育み、たとえ18歳未満の子であっても、今を生きる市民の一人として、主権者として、自分が生活する社会に参加し、自分たちが望むまちの在り方に意見を表明し、施策の決定に影響を及ぼすことができれば、このことが参加した子ども自身の成長に大きな影響を与えたいと思います。

意見を聞く方法として、審議会、懇談会などの委員などへの登用、子ども・若者を構成員とする常設の会議の設置などが考えられると思います。

そこで伺います。

市全体の意思決定過程において、地域の一員である18歳未満の子どもが意見を表明し、参加できる仕組みづくりをどう進めていくのか、お尋ねをいたします。

3点目、国連が1989年（平成元年）に国連総会で採択した児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約では、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が定められています。また、この子どもの権利を行使するため、子どもだからこそその権利も盛り込まれています。「命を守られ成長できること」、その子どもにとって最もよいことを第一に考える「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」のいわゆる四つの原則です。

今後は、当事者である子ども自身を含め、全ての市民が子どもの権利を理解するとともに、これを尊重する社会にしていくことが求められていると思います。とりわけ重要な役割を担うのが、子どもたちに日々接する学校の先生だと思っています。

そこで、教育委員会に伺います。

子どもの四つの権利、四つの原則など、子どもの権利を伝えるために学校ではどのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

4点目、子ども施策とは、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援、就労・結婚・妊娠・出産・育児などの各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境、その他の子どもの養育環境の整備と言われています。

市の行政組織として、子ども施策を担う部署、また子ども施策に関わる地方行政計画は幾つあるのか、お尋ねをいたします。

1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 北浦議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

子どもたちの意見を反映させるため、各施策において対象となる子どもや若者の意見を必要に応じて聞き、事業に反映させている状況でございます。

例えば中学校の部活動の地域移行については、対象となる児童・生徒の意向を調査し、その方向性を導き出しました。また、はたちのつどいの開催時期の検討の際には、対象となる若者の意向を調査し、若者が参加しやすい時期に変更し、決定しております。

今年3月には、国がこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを策定、公表しております。今後、市におきましても、そのガイドラインにのっとり、より一層子どもたちが子ども施策の策定に意見を表明でき、個々の施策に合った仕組みづくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目のご質問にお答えをいたします。

市の計画や方針などを協議する際に、将来を担う18歳未満の子どもたちの意見を反映することは、私が目指す「つながる あわら〜そして未来〜」の中でも、誰一人取り残さないまちの実現にもつながることだと考えております。

そのためには、現在18歳以上を対象に毎年実施しております市民アンケートなどを15歳以上に引き下げることや、各計画策定の際に実施するワークショップに参加してもらうことなど、子どもたちの意見を聞く手段を検討していきたいと思っております。

また、中学校や高校で実施している探求学習の報告を政策立案の参考にするなど、前例にとらわれない新たな仕組みも検討する必要があると感じているところでございます。

まずは、子どもたちに市の施策や魅力など、あわら市のことをもっと知っていただくことが大切だと思いますので、しっかりとこれらのことが伝わるような情報発信を併せて進めてまいります。

3点目のご質問につきましては、教育長がお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 3点目の子どもの四つの権利、四つの原則など、子どもの権利を伝えるために学校ではどのような取組を行っているかのご質問にお答えいたします。

市内の各小中学校では、毎年、人権教育推進計画を作成し、その計画に基づいて、道徳や社会科、総合的な学習の時間などで学年に応じた人権教育を行っており、その中で子どもの権利に関する学習を取り入れています。

例えば、小学校5年生の道徳では、いじめや偏見、差別といったテーマを取り上げる際、児童の権利に関する条約で定める子どもの四つの権利である、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を学習しています。

また、中学校では総合的な学習の時間において、タブレット端末を活用し、子どもの権利条約に関する調べ学習を行いながら理解を深めるとともに、自分や周りの人権を大切にしようという意識を育てています。

一方、教職員は、県主催の四つの権利に関する内容が含まれた人権研修会に参加し、その研修成果を学校全体で共有し、子どもの権利の尊重など人権教育の推進に生かしています。

今後学校における子どもの権利に関する学習を充実させてまいります。

4点目の質問につきましては、健康福祉部長がお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 4点目の、市の行政組織として子ども施策を担う部署、また子ども施策に関わる地方行政計画は幾つあるのかについてお答えいたします。

こども基本法における子ども施策とは、子どもに関する施策と、これと一体的に講ずべき施策があり、子どもの健やかな成長に対する支援と、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行う支援施策が含まれます。

本市での子ども施策を担う部署は、妊娠・出産・子育てまでの支援は子育て支援課、学校教育は教育総務課、青少年健全育成支援は文化学習課とスポーツ課、就労支援は商工労働課、結婚支援は市民協働課となります。

さらに、少子化対策や障がい児福祉、ひきこもり対策などを担当する課も含まれ、合わせて8課と多岐にわたります。

また、本市の子ども施策に関わる計画は、総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画、障害児福祉計画、男女共同参画プランの8つがあります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず1点目の再質問ですが、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライ

ンが本年3月、こども家庭庁から示されています。

先ほど今年度に策定するというふうにご答弁がございましたので、今年度のあわら市こども計画の策定に際し、ガイドラインに沿い、子ども・若者の意見を聞き留め、どのように反映させていくのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度策定予定のあわら市こども計画につきましては、ガイドラインにおいて意見反映のプロセスと進め方が示されているとおり、聞く目的や内容、手法についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) じゃ、1点目の再質問の二つ目なんですけども、いよいよ本市においても、子どもの遊び場整備事業が今年度から基本計画、基本設計に着手し、令和8年度の完成を目指しています。

全天候型遊び場施設のネーミング、好きな遊具の選定など、基本計画へ子どもたちの意見をどう反映させていくのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 現在、基本計画策定に係る業務に着手し始めたところであり、好きな遊具の調査やどういったことができるかといった調査項目や手法、時期等を検討しているところでございます。

ネーミングにつきましても、子どもたちから募集を行うことも検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) この全天候型の遊び場の施設につきましては、本当に大きな子どもの楽しみにしている施設でございますので、十分に子どもたちの意見を反映したものを造っていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして2点目の再質問に移らせていただきます。

先ほどのご答弁の中で、まずは子どもたちに市の施策や魅力など、あわら市のことをもっと知ってもらうことが大切で、しっかりとこれらのことが伝わるような情報発信を併せて進めていくと答弁がございましたが、具体的にはどのような方法で子どもたちに情報発信を行っていくのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

情報発信につきましてはこれまでも、市が毎月発行している広報紙において、例

えば予算については家計に例えて説明するなど、子どもたちにも分かりやすい表現を用いて情報発信を行っております。

また、あわら市が運用しているSNSツール、インスタグラムやLINEなどでは、文字中心ではなく、画像で情報が伝わるように心がけるなど、若い世代を意識して発信しており、今後も引き続き、若年世代にも理解しやすい情報発信に努めてまいります。

また、郷土歴史資料館による出前授業や、各小中学校が行っております地域と進める体験推進事業の中で、あわら市の歴史や魅力を学習の中で伝えており、引き続き実施をいたします。

特に中学校では、探求学習におきましてあわら市に関する課題、例えば「地元スイーツをより効果的にPRするには」、また「あわら市民に地元への愛着を深めてもらうには」など各自テーマを絞りまして、あわら市における課題解決に向け、調査・分析、そして発表することで、聞き手を含めまして、ふるさとに対する理解を深めております。

市では、子どもたちが主体的に学ぶことで市政への関心が高まると考えており、こうした学びに対しましてバックアップ体制を強化し、さらなる情報の提供を引き続き行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 今ほどのご答弁の中で特に私が気になりましたのが、中学校での探求学習の中で、地域の課題解決に向け調査し、ふるさとに対する理解を深める活動をされておられる。そのことによって地域や市政への関心が高まるというようなことで、これは本当に子どもたちが自主的に地域のことを考えていく素晴らしい活動であると思いますので、今後とも継続・発展をしていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

それでは、2点目の再質問の二つ目に移らせていただきます。

議会や行政が小学校、中学校、高校に出向き、子どもとの対話を重ね、子ども会議、子ども議会を開催することで、本市が抱えている課題を子ども世代と共に考え、子どもから出された意見を具体的に施策に反映させていく。将来、自分が生まれ育ったあわらから離れたとしても、子ども時代に主権者としてまちづくりに関わった経験があれば、自分のまちに対する思いを持ち続け、そして行く行くはあわらに戻ってきたり、ふるさと納税の対象にするなど、自分が育ったまちの将来を考える人を育てることにつながると思います。

あわら市議会では、議会や市政への理解と関心を高めてもらうとともに、探求学習の一環として、市政に対する要望や質問を発表する機会を提供し、中学生の意見を今後の市政運営に反映させていくことを目指し、あわら市子ども議会を、市長など理事者側の協力をいただき、7月30日にこの議場において開催をいたします。

市においても、市の意思決定過程に子どもの意見を反映させるための方法として、

例えば市の職員が学校に出向いての子ども会議などを行ってみてはどうでしょうか。お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 市の意思決定過程に子どもの意見を反映させていく上で、市議会が先陣を切ってあわら市子ども議会を開催することは、非常に興味深い試みだと考えております。市議会の熱意に心から感謝を申し上げるところでございます。

まずは、子ども議会において話題となった意見等について真摯に受け止め、貴重なご意見として蓄積してまいります。

市といたしましては、学校など子どもたちが活動する場に出向くなど、様々な機会を捉えて子どもたちに関する政策に子どもたちの意見を反映させるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 続きまして3点目の再質問となりますけども、一昨年12月に改定されました生徒指導提要を含め、徐々に子どもの権利が重視されつつありますが、実際の学級運営、学校運営の中で子どもの意見はどう反映されているのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 小中学校では学校評価制度を導入していますが、この評価には、保護者に加えまして児童や生徒も参画をしております。

学校の楽しさや授業の分かりやすさといった項目を児童・生徒が評価をしまして、学校ではその評価結果から教育活動の成果を検証し、学校運営の改善に反映をさせているところでございます。

このほか中学校では、校則の見直しは生徒会が主体的に行っています。また、体育祭や文化祭の内容、遠足の行き先や修学旅行のテーマの決定は生徒自身が行い、小学校におきましても新入生を迎える会や卒業生を送る会の企画などは児童が行い、教員はあくまでもその補助を行うと、そのような立ち位置での運営がなされているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 学校でも徐々にそういったふうなことで子どもの意見を通じて学級運営、学校運営がされているということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、4点目の再質問に移らせていただきます。

国は昨年12月にこども未来戦略、こども大綱とともにこどもの居場所づくりに関する指針を閣議決定し、こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で

掲げるこどもの居場所づくりに関する理念などを共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、おのこの役割を果たすことが必要であるとしています。

このことから、さきに答弁された部署はもとより、子どもが安心して過ごすことができる場の整備に関する施策、例えば公園や公民館、図書館など、公共施設に関するものを所管する部署も役割を担う必要があるのではないのでしょうか。

そしてまた、こどもの居場所づくりに関する指針では、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、穏やかな成長を社会全体で後押しするとしています。あらゆる施策に子どもや若者の意見を取り入れなければならないというふうに考えればよろしいのでしょうか。お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 議員がおっしゃるとおり、子どもの健やかな成長に対する支援や養育環境の整備など子ども施策を担う部署だけではなく、市全体または地域を対象とした公共施設等についても、子ども・若者にとっての居場所になり得ることから、多くの部署が子ども施策の役割を担っていかなければならないと考えます。

また、子ども施策を進めていく上で、子ども・若者の意見を聞いて、その声を真ん中に置いて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 4点目の再質問の二つ目なんですけども、子ども施策は、子どもたちの権利を守り健全な成長を促すために非常に重要なものです。将来のあわら市を担う子どもたちが最善の環境で育つことを目指しています。

単に子どもたちだけでなく、消滅可能性自治体の一つに数えられているあわら市全体の持続可能な発展に大きく寄与することになると思います。

子ども施策は、先ほどのご答弁にありましたように、部署そしてプランにつきましても多岐にわたることから、全庁体制で子ども施策に取り組むべきであり、その推進役を担う司令塔的な役割を有する部署の設置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 先ほども答弁いたしました。子ども施策を担う部署は多岐にわたる一方で、職員数や財源は限られており、国、県の施策の動向や近隣自治体、同規模自治体等の取組も参考にしながら、効率的かつ効果的な組織体制を見いだしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) なかなか子ども施策の中では、市民協働課の男女共同参画とか

もごさいますでしょうし、また子育て支援課の子育て支援に関することもあると思います。そういう多岐にわたりますので、同じ課といいますか、連携も大事だと思うんですけども、やはり中心となるような、そういったふうな部署を1つつくっていただくと、それによってまとまって進みやすくなるのかなというふうに思いますので、今のご答弁にございましたけども、またいろいろと検討していただければありがたいなというふうに思います。

以上をもちまして、第1項目の質問を終わります。

それでは、第2項目の質問に移らせていただきます。

内水面漁業の振興について。1点目、現在の北潟漁業協同組合での漁業の種類としましては、内水面漁業といいますとあわら市内では北潟の湖しかございませんので、ということでの質問になります。

現在の北潟漁業協同組合での漁業の種類としては、波松海岸などで行われている沿岸漁業、北潟湖での内水面漁業となっています。

今日は内水面漁業を中心に市の見解をお伺いいたします。

北潟湖は面積およそ216ヘクタール、県内では、水月湖、三方湖に次ぐ3番目の大きさです。加越台地が地盤沈下し、谷に海水が流入して形成されたとされています。自然にできた湖としては、あわら市を含む坂井地区では唯一のものです。

昔から北潟地区では沿岸や湖で漁業が営まれていて、明治36年（西暦1903年）、今から121年前に、現在の北潟漁業協同組合の前身である北潟漁業組合が設立されたと言われていています。以来、時代の流れとともに内水面漁業を取り巻く状況も変わってきていますが、私どものふるさと、あわら市には、湖そして海が変わらずにあります。

そこでお伺いをいたします。

あわら市の内水面漁業の現状と課題は何か。

そして2点目、内水面漁業は水産物の提供だけでなく、自然に親しむ機会の提供など、内水面漁業が自然環境や市民生活に果たしている役割は何か。

3点目、内水面漁業は湖などの内水面で行われる漁業を指します。海洋に比べて水産資源が少なく、資源の枯渇を招きやすいため、内水面の漁業権を免許された漁業協同組合は水産資源の繁殖義務が課せられています。

北潟漁業協同組合では、遊漁料などの自己資金により、毎年、寒ブナ、ウナギ、ワカサギなどの放流を行っています。

市は漁業資源確保のため、どのような支援を漁業協同組合に対し行っているのか、お尋ねをいたします。

4点目、今年2月、ある県庁の方とお話をする機会があり、ちょうど寒ブナのおいしい時期だったので寒ブナ地引き網漁の説明をしたところ、その方から「北潟湖でフナ取れるんですか。知りませんでした」と言われました。

その方に限らず、あわら市の内水面漁業について、市民、県民へのPRを行うべきではないか、お尋ねをいたします。

5点目、内水面漁業の振興に関する法律では、水産資源の生息状況などの調査、水産資源の回復、内水面に係る水質の確保など漁場環境の再生、多面的機能の発揮に資する支援、人材の育成・確保など、内水面漁業の健全な発展について地方公共団体の役割が規定をされています。

あわら市においても、魚類など資源確保を含め、地域の状況に応じた内水面漁業の具体的な振興策を定める必要があるのではないのでしょうか。市の所見をお伺いいたします。

1回目の質問終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 1点目のあわら市の内水面漁業の現状と課題は何かとのご質問にお答えをいたします。

現在、あわら市の内水面漁業につきましては、北潟漁業協同組合が操業をしています。北潟湖における漁獲はフナやコイ、ウナギなどが中心で、12月には伝統漁法である寒ブナの地引き網漁なども行われ、観光資源としても活用をされています。

令和5年度の内水面漁獲量は、フナが1,051kg、ウナギが370kg、コイが211kgなど、合計で約1.7トンになります。

しかしながら、この内水面漁業も他の産業と同様に、少子高齢化や後継者不足といった課題に直面をしています。特に近年は従事者の高齢化が進んでおり、若い世代への技術継承が大きな課題であると認識をしております。

2点目の、内水面漁業が自然環境や市民生活に果たしている役割は何かとのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、内水面漁業は単に水産物の提供だけでなく、生物多様性の維持、いわゆる生態系の保全のほか、自然環境の重要性を学ぶ教育フィールド、地域の伝統や文化行事を通じて継承していく文化・社会的な機能など、多くの機能を持ち合わせていると認識をしております。

3点目の、漁業資源確保のため、どのような支援を北潟漁業組合に対して行っているのかとのご質問にお答えいたします。

あわら市、単独の補助事業としましては、ワカサギやウナギ、マブナの稚魚放流に対し費用の10分の1の補助と、漁場管理に対し費用の10分の3を補助するメニューがございます。これら二つを合わせ年間約30万円を上限に、毎年予算を確保し支援を行っております。

4点目のあわら市の内水面漁業について、市民、県民へのPRを行うべきではないかとのご質問にお答えいたします。

毎年、地元の北潟小学校の協力を得まして実施しているフナ稚魚放流事業と寒ブナの地引き網漁が開催される際には、報道機関へ情報提供し取材をいただいている状況でございます。

また、花菖蒲まつりでのウナギ販売など、チラシや市の広報紙、SNS等でも記

事を掲載し、市内外へ情報を発信しているところでございます。

引き続き漁業に関するイベントなどの情報を広く発信していきたいと考えております。

次に、5点目の内水面漁業の具体的な振興策を定める必要があるのではないかとのご質問にお答えします。

現在のあわら市の漁業状況、近隣の内水面漁業を十分に調査研究をし、また、北潟湖自然再生協議会との協議、漁業関係者などの意見を参考に、今後検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは、再質問に移らせていただきます。

先ほどのご答弁の中で、近年は漁業従事者の高齢化が進んでいるとありました。

内水面漁業は、漁場や魚群が小規模で、漁法も一般的には簡単とされています。網など漁具の購入支援があれば、新たに刺し網、ウナギに使うウナギの——チャンポンですね——ウナギの竹筒漁などに従事する組合員も増えてくると思います。

市独自の支援策はできないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 漁具に関する支援につきましては、周辺自治体などを調査し、併せて漁業関係者と今後の計画などの協議を行いまして、検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 2点目の再質問に移ります。

内水面漁業は、ウナギ、フナ、ワカサギ、エビなどを食卓に提供し、和食文化と密接につながっています。特にウナギは日本の食文化に欠かせない存在であり、特に香ばしいウナギのかば焼きは、夏の風物詩として親しまれているところがございます。

漁業者の皆さんがウナギを捕り、例えば駅前のお店で調理し、JR芦原温泉駅を降りたら、どこからともなくウナギのかば焼きの匂いが漂ってくる。そんな風情のある駅前をつくることも一つの観光資源になると思います。

ウナギの資源確保、調理人、調理場所、販売店のマッチングをどう進めていくのかも大きな課題になってくると思いますが、市においてウナギを活用したイメージアップ戦略について検討してみてもはどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 観光資源における食の分野での要素として、十分にポテンシャルはあると考えられますが、必要な量やその処理施設の整備、それから販

売施設などの改修、それらを総合的に考える必要があると考えております。

そのものに対する受皿、誰が、どのように、いつなど、漁業のみならず、その出口戦略も十分準備・調整することが大変重要となると考えております。十分に調査検討が必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 観光資源の食の分野での要素としては、ポテンシャルはあるというふうな前向きなご答弁を今いただきました。

実現には、十分な調査検討とともに、新たな観光資源づくりのための市の応援も必要になってくると思います。市の考えはどうか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） こちら実施の際には十分に検討させていただき、市としてしっかりと応援をさせていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 今朝もウナギを捕っている漁師の方にお会いしました。そして、今はもうかなり暖かくなってきて、ウナギも動くようになって、ウナギの竹筒の中はかなり大きなものも今入っているんやというふうなことをうれしそうに話をされていました。

そういったふうな状況で、今の話も本当にそうなった場合には官民連携で進めていくことが重要になってくると思いますので、またその際には進められることを期待したいと思います。

それでは、次に移りまして3点目の再質問でございますが、令和6年度の本市当初予算では、款6 農林水産業費8億7,287万2,000円、項3 水産業費34万2,000円、目1 水産業総務費34万2,000円と予算計上がされています。

水産業費の農林水産業費に占める割合は僅か0.039%。関係する事業者、生産者の方々の数、その生産規模などがあり、一概に比較することはできませんが、数字的に見ればこのようなことになり、あわら市は内水面漁業をどう考えているのか疑問に思うところでございます。

また、先ほどのご答弁で年間約30万円を上限に予算を確保しているとありましたが、通常は漁業協同組合の翌年度の事業内容などを聞き取り、必要があれば補助額を決めていくのではないのでしょうか。

年間30万円の根拠は何か、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） こちらのほうは、これまでの実績等を鑑みまして約3

0万円としております。今後、必要な事業などあれば、漁業組合としっかりと協議をして検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) ウナギの資源確保に今、危機感を持っている。これは北潟漁協の加盟する福井県内水面漁業協同組合連合会では、ウナギの資源確保を福井県に要望し、種苗——いわゆる稚魚ですけども——放流支援として、北潟漁協と三方五湖3漁協に対し、本年度から3年間定額での支援を行うと聞いています。

北潟漁協など事業者が自己努力により資源確保に努める中、地元あわら市として、漁業資源の確保に向けてもっと積極的に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) こちらのほうは先ほど議員の質問の中にもございましたけれども、漁業協同組合には、内水面漁業振興に関する法律で水産資源の回復や漁場環境の保全などの取組を定めるほか、漁業法において水産動植物の増殖義務があると認識をしております。その支援策としまして、さきにお答えしました稚魚放流への補助を実施しております。

さらなる支援につきましては、国や県、漁業関係者とよく協議をして検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは次、4点目の再質問に移らせていただきます。

あわら市の内水面漁業について行っているPRとして、フナの稚魚放流や寒ブナの地引き網の報道機関への情報提供、花菖蒲まつりでのウナギ販売など、イベント情報を広く発信していきたいとありましたが、市観光協会あるいは福井県の公式観光サイトなどでのPRはされているのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) これまでも市や観光協会のホームページ、それから福井県の公式観光サイト「ふくいドットコム」、JRお出かけネットなどでも紹介をしているところでございます。

また、芦原青年の家でもこれまでに寒ブナ漁の体験やフナ料理の体験コースの募集など利用体験などのPR、それから、hanaゆらりて寒ブナやすずめ焼きの予約販売などを宣伝されております。

これらの情報提供のさらなる充実を図るよう努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 内水面漁業への理解を深めていただくことは地域資源の活用につながり、地域の特産品や伝統的な漁業文化、風景などを観光資源として生かし、釣りや舟遊びなど体験型観光プログラムを提供することで、観光客の誘致につながると思います。

また、地域にある内水面漁業の資源を詳細に調査し、どのような魚種がいるのか、漁法は何が用いられているのか、観光資源としての可能性を含めて検討し、内水面漁業と観光の連携を図るべきではないでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 北潟湖は、あわら市のみならず、福井県の観光資源の一つでございます。福井ふるさと百景にも紹介されている資源で、最近では観光×体験など、体験活動を提供することでそのものの価値や魅力、重要性を増幅させることができると認識をしております。

議員ご指摘のとおり、漁業と観光を組み合わせることにより漁業の魅力や学びを提供することができ、さらにはあわら市のブランドづくりとしても発信することができると考えております。

ご承知のとおり、波松海岸において地引き網の体験型観光商品がございます。地域と一体となって漁業体験ができることは地域の活性化にもつながると考えており、ご指摘の連携について十分に検討を進めていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 最後の再質問になりますけれども、内水面漁業の具体的な振興策を定める際には、漁業権を有する北潟漁業協同組合と十分な連携を取りながら進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） おっしゃるとおり、振興策の実施の際には十分に協議して進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） ご答弁ありがとうございました。

これは通告にないんですけれども、最後に市長のほうから北潟湖の内水面漁業の振興につきまして、何かご意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 今までずっと経済産業部長のほうで答弁させていただきまされたので、私としても同じように考えておりますし、北潟漁業組合のほうでいろんな計

画とかね、プランがございましたら、お示しいただければ、また検討させていただこうと思っています。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。
 - 5番（北浦博憲君） 以上をもちまして私の一般質問を終わります。
-

◎延会の宣言

- 議長（毛利純雄君） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、17日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、6月17日は午前9時30分から会議を再開します。

- 議長（毛利純雄君） 本日はこれをもって延会します。お疲れさまでした。

(午後2時56分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和6年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第122回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和6年6月17日（月）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
12番	八木秀雄	13番	笹原幸信
14番	山川知一郎	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

11番 山田重喜

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、13名であります。

11番、山田重喜君は欠席の届出が出ております。

5番、北浦博憲君、6番、堀田あけみ君は遅刻の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、木下勇二君、7番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（毛利純雄君） 日程第2、これより、14日に引き続き一般質問を行います。

◇平野時夫君

○議長（毛利純雄君） 通告順に従い、8番、平野時夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 通告順に従いまして、8番、平野時夫、一般質問させていただきます。分割質問、分割答弁にてお願いいたします。

現在、日本は約1,400万人の方が難聴者とのことで、うち約200万人しか補聴器を使っていないそうです。私も妻からはテレビの音がやかましいと怒られています。

さて、2004年に、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の仕組みの発見者である奈良県立医科大学の細井裕司学長は、難聴は認知症の重要なリスクファクター（危険因子）であると。難聴で困らない環境を整備することで認知症の予防につながると、難聴と認知症の関連性について力説しています。

人材派遣を中心に提供している某大手企業は、同大学との連携を先月5月14日に発表しました。新製品の開発や導入加速に向けた取組を推進しており、2025年、大阪・関西万博でも製品をお披露目するとしています。細井学長も14日の発表会で、軟骨伝導を知らない人が特に海外では多く、万博で体験してもらいたいと意気込みを語っておられます。

軟骨伝導イヤホンは、簡単に説明しますと、耳付近の軟骨を振動させて音を伝える技術で、耳の穴を塞がずに明瞭で音が柔らかく聞こえるほか、周囲の音も自然に入り集音器の機能もあるという装置です。頭蓋骨を震わせる骨伝導と比べて音漏れ

が少なく、耳たぶにかけるだけでよく、穴が開いていないので清潔を保つことができます。耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるようにするため、既に金融機関の窓口や各地の自治体窓口のなどへの設置が進んでおります。世界でも活用が十分可能で、ニーズも非常に大きいと考えます。

そこで、提案いたします。公共施設、なかんずく本市の窓口には軟骨伝導イヤホンを導入する考えはございませんか。

1 回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 公共施設に軟骨伝導イヤホンを導入する考えはないかのご質問にお答えします。

現在、市の窓口では、耳の聞こえにくい方が来庁された場合、筆談や耳元でお話しするなど、それぞれの聞こえの状態に配慮して対応しております。

ご質問の軟骨伝導イヤホンは、外耳周辺の軟骨を振動させることで、外耳道内につくり出された空気振動を鼓膜が捉えて音を聞くものです。軟骨伝導イヤホンは、通常のイヤホンや骨伝導と比べて、耳の穴を塞がずに軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、痛みや音漏れが少なく、音が立体的で聞きやすくなり、難聴に起因する認知症の克服にもつながるとされています。骨伝導に比べて重い頭蓋骨を振動させることがないため、中低音域の音が聞こえやすいというメリットがあります。

ただし、軟骨伝導では耳から聞く気導音に比べて明瞭度が落ちてしまうデメリットがあります。また、高度な難聴に対応できないことがあります。難聴が初期段階の方は使用できますが、ある程度難聴が進行している方は使用することが難しいとのこと。購入費用は1台で約3万円程度と聞いております。

市ではこれまで、来庁者の皆様の利便性向上を図るため、総合案内窓口の設置のほか、障がいのある方が利用しやすい施設とするため、視覚障がい者誘導用ブロック、自動ドア、庁舎入り口への音声誘導装置、庁舎トイレへのサンタリーボックスの設置などに努めてまいりました。また、本年度からは福祉まると相談室において、外国人や手話を必要とする皆様が窓口で安心して手続や相談ができるよう、タブレット端末を活用したオンライン通訳サービスを導入したほか、デジタル技術を活用した書かない窓口申請書作成支援業務なども始めるところです。

軟骨伝導イヤホンの公共施設窓口への設置については、現時点では具体的に考えておりませんが、来庁者、利用者のニーズや他市町の設置状況などを注視してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） ありがとうございます。

通常、庁舎内において特に来客数が多い部署は、市民生活部、健康福祉部、土木部、総務部ではないかと思っております。また、ほかの部署においても、聞こえに不

安がある方、マスクを着用している方には、いまだに飛沫防止用アクリル板越しの窓口によって聞こえづらい状況があります。筆談や声の大きさを変えたり、また、プライバシーに関わる問題の場合には席を移動するなどして対応されていると思いますが、この方法でどこまで円滑にコミュニケーションを取れているかですけれども、私は、行政サービスは窓口対応が最も大事ではないかと思っております。効果的に双方がゆとりを持ってコミュニケーションが取れる状況をつくるべきであると考えております。

私も数年前から耳鳴りとか若干の難聴が進んできている中で、実のところ、窓口での会話が全て聞き取れてはいないというのが現実であります。聞き返すのもつい遠慮がちになります。だからというわけでもないんですが、軟骨伝導イヤホン利用者のニーズは高いのではないのでしょうか。今や、病院、また銀行、市役所等に多く導入されております。それから、他市町の設置状況などを注視していくという部長の答弁でしたけれども、他市町の設置状況があわら市にとってどのようなウエートを占めるのか若干疑問であります。そんなの関係ねえとは思っておりますけども。

改めて伺います。まず限定的に市民課と福祉課、それぞれの窓口で1台ずつでも試験的導入として軟骨伝導イヤホンを設置する考えはございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、市の窓口では耳の聞こえにくい方が来庁された場合、タブレットの活用や筆談、耳元でお話しするなど、それぞれの聞こえの状態に配慮して対応しております。

現時点では特段支障が生じているとは認識しておりませんが、今後、議員ご提案の機器の活用なども念頭に置きながら、誰にとっても利用しやすい窓口サービスの向上に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 先ほどの部長の答弁の中で、高度な難聴に対応できないとか、また、ある程度難聴が進行している方は使用することが難しいとか、ちょっとあんまりいい答弁というか、ちょっとネガティブな答弁内容だったかなと思うんですけども、完璧を私は求めているわけじゃありませんので、前向きに今後検討していただきたいと思っております。

冒頭、来年4月開幕の大阪万博会場で、某グループのパビリオンにて同イヤホンが導入されると述べましたが、この仕組みを発見した細井学長は、導入が決まって非常にうれしいと。万博をきっかけに関西で生まれた軟骨伝導を世界の人々に知ってもらいたいと。また、知名度を上げていきたいと語られております。

超高齢社会に突入している今、誰一人取り残さないあわら市を築くためにも、より人に優しい、思いやりのある行政サービスに努めていただくようお願いいたします。

この質問は以上で終わらせていただきます。

次に、子どもの権利に関する条例についての質問に移ります。

子どもの権利条約は、18歳未満の子どもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしております。子どもが大人と同じように一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めております。

子どもの権利条約を包括的に定めた国連の子どもの権利条約を日本が批准して30年が経過いたしました。世界中全ての子どもたちが持つ権利、人権を定めた条約として、1989年11月20日に子どもの権利条約、いわゆる児童の権利に関する条約は、国連総会において採択されています。締約国、地域の数は196と世界で最も広く受け入れられている人権条約なのです。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、一つ、生命、生存及び発達に対する権利、2、子どもの最善の利益、3、子どもの意見の尊重、4、差別の禁止のこの四つの原則として掲げられております。

子どもの権利条約批准の後、自治体では同条約の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例が制定されているのですが、子どもの権利に関する総合条例の制定の状況は、令和5年5月現在、64の自治体が子どもの権利に関する総合条例を制定しています。この時点では福井県内の自治体はゼロでしたが、子ども支援及び子育て支援に関して総合的な施策の推進について規定している条例は、平成24年4月1日から唯一、越前市子ども条例が制定されておりました。そして、このほど鯖江市が子どもの人権を守る子ども権利条例を2024年度に制定する方針を明らかにしたところです。

ではここで、「大人がきちんと声を聞く仕組みを」との新聞の見出しで、このようにあります。日本人初の国連子どもの権利委員会委員長を務められた大谷美紀子弁護士のインタビュー記事の一部を紹介させていただきます。「増加する虐待やいじめ、貧困問題など課題は依然として多い。国連では、子どもの目線で解決策を導き出していくことが必要と指摘されている。子どもの声を政策に反映させる「意見表明権」で、権利条約やこども基本法に明示されている。例えば、虐待防止を考えると……」云々と。ずっとコメントが続いております。最後のほうで、「こども家庭庁には、地域格差の解消を期待したい」と。「意見表明権の観点で先駆的に取り組んでいる自治体もあれば、まだまだ仕組みが整備されていない自治体もある。うまくいっている事例の紹介や自治体交流を促すなどして、子どもが生まれた地域で差が生じないようにしてほしい」という内容でした。

前置きが長くなりましたが、ここで質問いたします。

初めに、子どもの権利条約について市長のご所見を伺います。

子どもの権利について、令和2年から令和6年度における第2期あわら市子ども・子育て支援事業計画の中で、第3章、計画の基本的な考え方として、基本目標3のところ「子どもの権利を守り、豊かな人間性が育まれるよう自立した人づくり・

家庭づくりを支援します」とうたわれております。

平成6年に児童の権利に関する条約が我が国で批准されたことを受けて、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として制定されている条例が全国で広がっていますが、その目的、規定などは様々であります。

多く次のように分類することができます。一つ目は、青少年健全育成条例、二つ目は、子どもの権利に関する条例、三つ目は、子ども・子育て支援に関する条例、四つ目は、子どもに関する個別条例の四つです。

そこで、単刀直入に伺います。あわら市として子どもの権利条例を制定する考えはないでしょうか。1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 1点目の子どもの権利条約についてお答えをいたします。

議員のご説明どおり、子どもの権利条約は、子どもは弱くて大人から守られる存在から、子どもも一人の人間として人権を持っているという考え方に大きく転換させた条約でございます。

子どもの権利を大人と同様に一人の人間として様々な権利を認め、成長過程において保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めております。

さらに、子どもの権利条約には「子どもを育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援する」とうたわれるなど、非常に重要な人権条約であると認識をしております。そのため、親が子どもに愛情を持って育てられるよう、また、子ども自身も幸せを実感でき、健やかに育つよう支援をしていきたいと思っております。

私を含め、大人は子どもの権利を守る担い手であります。様々な政策を通じて、子どもの権利を守る市政の実現に進めていきたいと思っております。

次に、2点目の子どもの権利条例を制定する考えはないかというご質問にお答えします。

令和5年4月に施行されましたこども基本法は、日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、子ども施策を総合的に推進することを目的としております。この子ども施策の基本理念には、全ての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないことが掲げられています。

本市では、こども基本法に基づく、あわら市子ども計画を今年度策定することとしており、子どもの権利を守るために目標や施策等を明記していく予定でございます。まずはしっかりと計画を策定し、子どもの権利条例の制定については、子ども施策を推進していく過程で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

先ほどは、市長のほうから、今年度にこども基本法に基づいたあわら市子ども計

画を策定するとの答弁がございました。昨年12月に決定した国のこども大綱は、子どもが意見を表明する権利を柱の一つに掲げています。地元で暮らす子どもの意見を聞くことで、大人では気づかない地域の特色や課題に即した政策が生み出されることを期待したいと思います。

こども家庭庁が行う子どもに関わる政策に、子ども、若者の意見を反映するための、真ん中に黒い星マークですけど、「こども若者★いけんぷらす」という仕組みがあります。これをご存じでしょうか。子どもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し社会に参加することができ、また、制度や政策をよくすることにつながるための取組であります。

あわら市はこの取組に対してどのように考えておられるのでしょうか。お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、国が取り組む「こども若者★いけんぷらす」は、こども家庭庁をはじめ各省庁が行う施策において、子どもや若者に関わる様々なテーマに対し、子どもや若者が意見を伝え主体的に参画することができるものであります。

市としては、国が社会全体にこの取組を広く発信することにより、子どもや若者が意見を表明する権利について理解が広がることを期待しております。

今後、市としましても国の取組を参考にし、子どもや若者が意見表明することの重要性を啓発し、仕組みづくりのノウハウなど研さんしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) ありがとうございます。

そして、こういった取組の中で、本市の子どもの権利についての啓発や広報活動の実施状況をお聞かせ願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 子どもの権利については、人権擁護委員会を中心に、小学校で人権教室を開くなどの啓発活動を行っております。また、小中学校では人権教育推進計画を作成し、道徳や総合的な学習時間の中で学年に応じて子どもの権利に関する授業を実施するとともに、教育活動全般において人権の意識向上に努めております。

さらに、児童福祉の観点から言いますと、子どもの権利を守るため、虐待を受けた子どもの保護や養育支援を目的に、市では要保護児童対策地域協議会を設置しております。この協議会は、子どもに関わる様々な機関から構成されており、その機関において児童虐待の防止や啓発の活動を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 次に、法務省は先月、5月の24日に、いじめや虐待などの悩みを受け止めるため、切手なしで送付できるこどもの人権SOSミニレターを今月から7月にかけて全国の小中学校に配布すると発表しておりますが、現在どのような状況でしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) お答えをさせていただきます。

今ほどございましたミニレターでございますが、福井地方法務局によりますと、あわら市を含め福井県内の小中学校には6月の17日、本日ですね、本日から24日の間に到着する予定になっているということでございます。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) ありがとうございます。

国連子どもの権利委員会委員の、先ほどの大谷美紀子氏はこのように述べております。子ども関係の政策を考える際に、子どもの意見を聞くという意識改革がどこまで浸透するかが重要であります。大人の都合や考えで進めることは権利条約の精神に合致しない。虐待やいじめなど以前からある問題に対して、子どもの権利という視点から今後も対応していくことはもちろんのこと、気候変動問題やメンタルヘルス、デジタル、人工知能(AI)などの問題についても、子どもの権利に関する問題であると認識して、子どもの意見を取り入れながら解決策を導くことが必要だ。子どもにとって一番近い世界は家庭、学校、地域と言われている。子どもが住んでいる身近な地域で権利が守られサービスを受けられているかが重要であると。子どもをパートナーと認識して、子どもたちの声を聞き、取り入れながら議論してもらいたいと述べておられます。子どもは大人と同じ権利の主体者であり、大綱にこどもまんなか社会を目指すと明記し、全ての子どもが暮らしやすい社会の実現を図るとしているのです。

これまで日本では子どもの権利を定めた法律がなく、国連から何度も勧告を受け、昨年ようやく基本法が施行し大綱ができました。福井県では先週の水曜日、12日に、来年度から5年間の子育て、若者支援の指針となる、仮称ですけども、県こども計画策定に向けた検討会を開きました。

県は先月から小中学生らを対象にアンケートを始めたほか、今月16日には、公募の10代でつくる仮称こども意見発信隊の初会合を開く予定であります。活動を通じた意見も参考にすることです。

しかし、国の方針を受け、県ごとの同計画が努力義務となっているとはいえ、想像するに、あわら市こども計画策定にはあまりにも時間のない中、関係部局の皆様

が多くエネルギーを要し、大変な労作業を強いられることになりはしないかと懸念されます。

結びに、同計画策定に向けた取組に対し、期待と感謝と敬意を表明させていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇室谷陽一郎君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、7番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） では、通告順に従いまして、7番、室谷、分割質問、分割答弁にて一般質問を行います。

まず、一つ目の質問をいたします。

さて、平成12年——2000年ですが——に導入された介護保険制度も、8期24年が過ぎました。要介護高齢者を社会全体で支える仕組みの制度として定着した感がございます。一方、高齢者の増加、あわら市では、高齢化率が令和4年時においては34.7%に達しています。とともに介護サービス利用者も増加し、介護給付費の増大へとつながっております。

あわら市と坂井市とで構成する坂井地区広域連合議会にて、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えて、3年ごとに介護保険事業計画が策定され更新されてきました。そして現在は、その先の令和22年（2040年）を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、医療介護のニーズが高い85歳以上の人口が増加し、支え手となる生産年齢人口の減少も見込まれていることを見据えて、この介護保険事業計画が策定されていくことにこれからなっていくと思われまます。

そういった流れの中で、令和6年度から令和8年度までの3年間、第9期介護保険事業計画が策定されまして、今年の3月に提示されました。「誰もが自分らしく、生きがいや楽しみを持って暮らせる「支え合い・助け合い」のまちづくり」、これを基本理念と掲げ、重点項目、基本目標、施策の柱が記述されております。

坂井地区広域連合を構成するあわら市において、この第9期介護保険事業計画を受けて具体的にどのように計画を実施していくのかをお聞かせ願いたいと思います。

まず一つとして、今回の介護保険事業計画の重点項目に重度化予防と自立支援への取組推進とあり、住み慣れた地域で生き生きとその人らしく自立した生活を続けていくことができるように、短期集中予防サービスC型事業活用に向けた支援を行うということが明記されております。この支援、短期集中予防サービスC型事業支援に対して、具体的にあわら市ではどのような支援事業を行うのか。

二つ目、あわら市において、現時点における短期集中予防サービスC型での具体的な事業成果は。また、その課題はどのようなか。また、今後の事業計画での目標はど

うかを質問いたします。

3番目に、次に、施策の柱で上げている認知症高齢者への支援とありますが、具体的にはどのような支援をあわら市では考えているのか。

以上、質問にお答えください。お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 1点目の短期集中予防サービスC型事業は、具体的にどのような支援事業を行うのかとのご質問にお答えします。

短期集中予防サービスC型事業とは、生活機能に低下が見られる要支援者などを対象に、保健、医療、介護の専門職が短期集中的に関わることで、社会参加や地域での役割を持った自分らしい生活の再構築を実現するために行う事業で、訪問型と通所型があります。

訪問型は、保健師や管理栄養士等の専門職員がご自宅を訪問し、対象者自身が介護予防に意欲的に取り組めるよう、週1回程度、3か月から6か月間の短期集中的に在宅での体力改善や生活環境への指導、助言などを行い、生活機能の改善を支援する事業です。また、通所型はリハビリテーション専門職員等が運動機能向上、栄養改善、口腔機能改善など、個別の状況に応じた複合的なプログラムにより、週1回程度、3か月から6か月間の短期集中的なトレーニングを実施することで、一時的に低下した生活機能の回復を図り、地域で自立した生活が継続できるよう支援する事業です。

これらのサービスは、あらかじめケアプランを作成し目標の設定を行います。自分自身の課題を把握し改善に取り組むことで、その後の日常生活の自立や社会参加を促すための支援を行います。

次に、2点目の現時点における短期集中予防サービスC型の具体的な事業成果とその課題はどのようなかとのご質問にお答えします。

まず、あわら市における短期集中予防サービスC型事業の実施状況ですが、平成29年度に通所型の事業を開始しました。平成29年度から令和2年度までの4年間、市内2か所から4か所の事業所において実施しておりましたが、利用者が少なく、また、リハビリテーション専門職員等の配置に係る負担が大きいことから、事業継続が困難となりました。そのため、令和3年度からは一時休止とし、令和6年度中の再開に向けた事業内容の見直しを進めているところです。あわせて、未実施であった訪問型についても人員を確保し、実施に向けた準備を進めてまいります。

なお、この間の成果としましては、平成29年度は52人で延べ677回の利用がありましたが、令和2年度においては10人で延べ106回の利用と、年々利用者数は減少したものの、サービスをご利用いただいた方々は、それぞれの目標とする機能の回復が見られ、自立した生活への支援が図られたものと考えております。

一方、この事業の課題は、要支援者などをどのようにこの事業につなげるかということと、プログラム終了後、自分自身で継続、維持することが困難となり、通所介

護などの介護保険サービスに移行してしまうケースが多いということが挙げられます。

事業再開に向けましては、まずは利用者確保のため、毎年70歳、75歳を対象に心身の衰えがないかどうかチェックしている基本チェックリスト該当者への働きかけやケアマネジャーへの周知啓発に加え、医療事業者などに対しても事業の周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。また、プログラム終了後は介護保険サービスではなく、地区サロンや介護予防教室、公民館で実施している各種サークル活動などへの参加につながり、継続できるような仕組みを検討してまいります。具体的な目標数値としましては、坂井地区広域連合の第9期介護保険事業計画及びあわら市高齢者福祉計画において、令和7年度末までの利用者数を25人としております。

3点目の質問につきましては、市長がお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 3点目の認知症高齢者への具体的にどのような支援を考えているかのご質問にお答えをいたします。

これまであわら市では、区民館や公民館、老人福祉センター市姫荘、保健センターを利用して、脳活性化教室をはじめとした各種教室やサロン事業を開催し、認知症予防のための支援を行ってまいりました。また、認知症の方とその家族の不安を少しでも軽くできるよう、認知症の進行状況に応じてどのようなサービスや支援を利用できるかをまとめた認知症ケアパスというガイドブックを作成し、医療機関や介護関係事業者と連携しながら、認知症の正しい理解と本人や家族の支援に取り組んでおります。

また、毎年70歳、75歳を対象に実施している基本チェックリストには、認知症に関する5項目も含まれていますので、その回答結果により認知症検診の受診勧奨を行うなど、必要に応じ市の保健師の訪問も行いながら早期治療につながるよう支援を行っております。認知症の症状があるが受診できていない事例や、認知症の行動、心理症状が顕著であり対応に苦慮している事例などについては、認知症初期集中支援員でつくられている市の認知症初期集中支援チームなどと連携し、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。これまでの実績は年間1事例から2事例となっており、チームで検討した事例は地域包括支援センターと連携し、継続した支援を行っております。

このほか、二次元コードを使用して、認知症高齢者の見守りや徘徊者の早期発見につなげるあわら市安心生活ネットワーク事業(どこシル伝言板)への登録勧奨や、警察、ケアマネジャー等との連携強化などにも努めております。加えて、認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する正しい知識と理解が進むよう支援を行っております。これまで、地域の企業などに呼びかけを行い要請したサポーターの人数は2,116人で、認知症高齢者の方の特徴や接し方を学んでいただき、日常生活の

中で気になる方を見かけたときの声かけや地域での見守り、必要なときには市などにつないでいただけるような体制を構築しております。

なお、本年度あわら市では、チームオレンジを設置したいと考えています。チームオレンジとは、コーディネーターを中心に、認知症当事者の家族にとどまらず、近隣の住民や店舗などを巻き込んで認知症高齢者を見守る仕組みでございます。今年度中にはまず一つチームオレンジを立ち上げ、これをモデル事業として来年度以降少しづつ増やしていきたいと考えております。

認知症高齢者が住み慣れた場所で、今までどおり穏やかに尊厳を持って暮らしていくには、地域全体で支えていくことが最も重要であります。今後もこれまで開催してきた脳活性化教室や介護予防教室などの充実を図ることはもちろんのこと、チームオレンジの設置や認知症に対する正しい知識と理解が進むよう、認知症高齢者とその家族に対する支援を着実に実施してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） ご答弁ありがとうございました。ここからは再質問をさせていただきますと思っております。

まず、短期集中予防サービスC型についての再質問を行います。

平成29年度52人から令和2年度において10人で利用者の減がありましたと答弁ございましたが、この理由をどのように考えているか再度お聞きします。また、利用者減に対してのどのような対策を考えているかも質問いたします。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 短期集中予防サービスC型は、3か月から6か月の短期集中的に一時的に低下した生活機能の回復を図るサービスであり、卒業型となっております。しかし、高齢者、その家族は通所サービスに対し入浴サービスつきを求めることが多く、また、卒業ではなく継続したサービス利用を希望される傾向にあることから、サービス利用の提案を行うとどうしても介護保険による通所サービスの利用を希望されるため、利用者が減少していったものと認識しております。

今後は、医療従事者やケアマネジャー、地域包括支援センターが今まで以上に連携を密にして、C型事業の効果や必要性の説明を行うなど、より一層の理解を求めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 次に、短期集中予防サービスC型で、先ほどの答弁にありましたように、専門職等の配置負担とはどのようなことを言っているのでしょうか。また、専門職の配置負担に対してどのような対策を考えているか、質問いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） C型事業の実施に当たりましては、常に一定のリハビリテーション専門職を配置しておく必要があります。これまでは、あらかじめリハビリテーション専門職がいる事業所に委託をし、本来の業務と兼務で実施してきましたけれども、事業所によってはC型事業実施のために新たにリハビリテーション専門職の雇用が必要な場合も出てくると考えます。また、利用者が少なくなればおのずと採算が取れず、専門職の配置によりまして事業所の負担が大きくなっていくというようなことでございます。

事業再開に向けましては、これらを踏まえまして、利用の確保に努めることはもちろんのこと、事業実施に係る経費負担、委託内容など、事業が効率よく効果的に継続して実施できるよう見直しを図ってまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） そういった事業者が減っていくという、そういう課題、それから専門職の配置、この辺のところ、失敗のないように配慮し、見直しを図りながら進めていっていただきたいなと強く要望いたします。

では、短期集中予防サービスC型の令和7年度までの利用者数値目標設定の根拠、これ、25人となっていますけれども、29年度で52人の方が利用されています。少ないのではないのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 平成29年度は市内四つの事業所で52人の利用があり、1事業所当たり単純平均で13人の利用実績でした。令和2年度では二つの事業所で10人の利用と大幅に減少しましたが、再開に向けましては、まずは二つの事業所における再開を念頭に、平成29年度の1事業所当たりの利用実績13人を参考として25人と設定をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 一步一步進めていくという形で。分かりました。

先ほど、その2事業の再開というのを念頭に入れるとおっしゃられましたんですけど、この短期集中予防サービスC型の事業については、目標としては幾つ事業所を目指しているか教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 目標といたしましては、まずは今申し上げましたけれども、2事業所の再開を目指しておりまして、利用者の増加に努めることをしながら、また事業所数の数を増やしていきたいなというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） その辺のところをしっかりとお願いしたいと思います。

さて、認知症高齢者への具体的支援についてなのですが、いろいろご説明していただいたんですが、再度、区民館、公民館、市姫荘、保健センターでの脳活教室、各種教室、サロン事業等の開催状況、実績等をちょっと詳しく教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 開催状況等ですけれども、市では公民館とか保健センターで脳活性化教室やすこやかクラブ、高齢者健康体操教室、健康音楽体操教室などの教室を実施しております。週1回実施しているものから月2回実施しているものなど、各教室によって実施の仕方は様々です。各教室の登録人数は25人程度となっております。

また、各地区等からの申出によりまして、希望される教室の内容に合わせて市職員や外部講師を派遣して出前講座を実施しており、年間40か所程度から出前講座の申出がございます。

また、サロン事業は3事業所に委託をしております、各事業所で実施内容は異なりますけれども、通所型とか出向き方によりましてサロンを実施しておいでるところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） その辺のところ、よく分かりました。

先ほどの答弁の中で、市の認知症初期集中支援チームという言葉が出ていますが、どのようなチームで、どのような人たちで構成されているんでしょうか。また、年間事例が1から2というのは、お聞きしまして非常に少ないように思えるのですが、どのように捉えているか。もっと事例としては潜んでいるのではないかということを考えてしまうのですが、その辺のところを質問いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 認知症初期集中支援チームとは、複数の専門職が家族や地域の支援者からの相談によりまして、認知症が疑われる人などの初期の支援をおおむね6か月程度で集中的に行うために設置されているものでございます。本市の認知症初期集中支援チームは平成29年度に設置をしております、令和6年度のチーム員は、認知症専門医及び地域包括支援センター内の保健師とケアマネジャーの3名の構成となっております。

もう一つですけれども、年間の事例が1から2と少ないのではないかとということでもありますけれども、地域包括支援センターの認知症の相談事例は、令和5年度ですけれども、延べ133件となっております。そのうち家族や支援者がいる相談につきましては、相談者の協力もありまして、医療や介護サービスにつながりやすいため、

地域包括支援センターの支援で解決できるケースがほとんどです。しかし、独り暮らしとか、身寄りがなく協力者もない場合などは対応に苦慮することがあり、認知症初期支援チームによる支援を地域包括支援センターと協力して行い、早期解決につなげているというところがございます。こういった事例が現在年間で一、二事例ということがございます。

今後は、高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センターや、認知症初期集中支援チームによる支援などをさらに周知し、相談しやすい体制を推進してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 説明、分かりました。

独り暮らしの方、そして身寄りがいない方、協力者もない方、こういったための最後の何かとりでというかね、救うところということかと思うので、非常にこれからも大事な活動ではないかと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、答弁の中に出てきまして、また話は変わりますが、認知症サポーターの活動ということで2,000人ほどの方が挙がっておりましたが、その活動とはどのようなことか教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 認知症サポーターの活動ということですが、認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持って、地域の中で認知症の人とかその家族を温かい目で見守る応援者のことでもあります。自分のできる範囲で手助けをしていただいております。

活動内容ですが、例えば、近所に困っている様子の高齢者を見かけたら、優しく声をかける、認知症高齢者の家族の話し相手になってあげるなどがあります。また、必要に応じて市につないでいただくことも、認知症サポーターの活動の一つということでもあります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 認知症サポーターの養成、これからも広く市民に広げ告知していただひて、こういった人の養成をしっかり進めていくことをお願ひしたいと思ひます。

最後に、今期計画の中にチームオレンジというのが、まずは一つということだと思ひんですが、何か目標とか、そういうことがありましたら教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 目標数ですが、繰り返しになりますけども、令和6年度中につきましてはまずは一つ立ち上げてまして、これをモデル事業としまして、

さらに増やしていけるよう立ち上げに向けて支援をしてまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 再質問、質問、いろいろさせていただきました。ありがとうございました。

冒頭で申し上げましたように、今後も高齢化率は高まり、まさしく人生100年、100歳時代とうたわれるようになってきました。また、それに伴い認知症者の増加は今後社会問題の一つとなってくると私は考えております。そういった意味から、今年からの介護保険事業計画で重点項目として挙げられている短期集中予防サービスC型、事業活用に向けた支援、また、施策の柱であります認知症高齢者への支援、これは重要な支援事業であると私も思っております。特にこの短期集中予防サービスC型事業におきましては、これからあわら市では再開という形になりますけれども、何度も申し上げていますが、しっかりと進めていって成果を出すようお願いしたいと思います。

また、それとともに、これ、地域の受皿や理解、支えが必要であると思っております。事業支援とともに、地域住民の理解、地域活動の拡大充実、これを従来どおり、さらに注力することとして、いろんな目標を達成していただければなと思っております。

一つ目の質問を終わります。

○議長(毛利純雄君) ここで、暫時休憩をいたします。なお、再開は10時40分といたします。

(午前10時29分)

○議長(毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 休憩前に引き続きまして、質問を再開いたします。

では、二つ目の質問を行います。

令和3年の11月にあわら市国土強靱化地域計画が策定されて提示されております。その計画書の計画の策定趣旨においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に国は強くしなやかな国民生活の実現を図るため、防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定しまして、平成26年の6月に国土強靱化基本計画を策定しました。

本市においても、法の趣旨を踏まえて、いかなる災害が起こっても市域の保全並びに住民の生命、身体、財産を守り続けるため、あわら市国土強靱化地域計画を策定されました。

念のためですが、この国土強靱化地域計画というのは、地域防災計画と違います。地域防災計画というのは、災害発生時、発生後を対象とした計画でございます。国土強靱化地域計画というのは、災害発生前が対象でして、大規模自然災害におけるリスクを想定しながら、人命保護や被害最小化などを図るために、最悪の事態を回避する施策でございます。

本計画は計画策定をおおむね5年間とされております。よって、令和3年11月から令和8年11月で5年間となります。本年はその中間に位置し、何よりも今年元旦に能登半島地震が起こりました。いま一度見直しをしてみるという意味を込めて、この計画に対する実施進捗を質問したいと思っております。

一つ、令和3年11月に本計画が策定され、現時点における目標業績指数の進捗はどのようになっているか。二つ、国土強靱化地域計画を推進していく中での課題は何か、ご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 計画期間5年間の中間地点でもある現在、計画に対する目標業績指数の進捗はどのようかのご質問にお答えします。

あわら市国土強靱化地域計画は、大規模自然発生災害時のリスクを想定しながら、最悪の事態をもたらさないための強靱な仕組みづくり、地域づくりの方向性や内容を取りまとめたものです。

本市では、国の国土強靱化基本計画を参考に24のリスクを想定しています。リスクごとに分析評価を行い、被害を回避するために推進すべき施策を定め、おおむね令和7年度を目標年度とする重要業績評価指数を設定しております。現在の重要業績評価指数の進捗状況につきましては、主なものとして、災害時応援協定締結数は計画策定時の37件から41件へ増加しており、拡充が図られております。また、住宅の耐震化率は72.7%から80.9%へ増加し、令和7年度の目標数値80%を達成しております。このほか、上水道の長期間にわたる供給停止対策として、上水道の基幹管路の耐震化率は0.7%から1.5%へ増加し、令和12年度の目標数値0.9%を達成しております。その一方で、自主防災組織の設立数は107組織から108組織へ増加しておりますが、令和7年度の目標数値120組織の達成は厳しい状況です。

次に、現時点でのあわら市国土強靱化地域計画の推進の課題は何かのご質問にお答えします。

国は令和5年7月に国土強靱化基本計画の全部を変更しており、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、新たにデジタルと新技術の活用による国土強靱化施策の高度化や、地域における防災力の一層の強化の2点を追加しております。また、地方公共団体が国土強靱化地域計画の改定を行うに当たっては、地域の特徴や脆弱性を的確に捉えた上で、民間事業者や住民とも連携、協働することにより、それぞれの状況を丁寧に反映させた計画となるよう内容の充実を図ることが重要で

あるとしています。

本市では今年度あわら市地域防災計画の改定を行います。この改定では、デジタル技術の活用、地域における防災力の強化、民間事業者や住民との連携などを重点項目として掲げ、内容を深掘りしていきたいと考えております。まずは今年1年かけてしっかりと地域防災計画の見直しを行い、その内容を踏まえた上で国の国土強靱化基本計画と調整を図り、令和7年度中にあわら市国土強靱化地域計画の見直しに着手してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 答弁、ありがとうございます。

幾つか進捗状況等を発表していただきましたが、これ1冊、ちょっと読ませていただきましたが、幾つか進捗状況で気になる点がございますので、再質問をさせていただきます。

本市での耐震化率、住宅の耐震化率は72.7から80.9%に増加しましたということをお伺いしました。では、公共施設のうち、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率はどうか。また、その対象建築物である特定建築は、あわら市には何棟あるのか。また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する規模が一定以上の建築物の耐震診断結果、これ、公表することになっておりますけれども、こればどうか。この点を再質問させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) まず、あわら市が管理し、多数の者が利用する特定建築物の棟数、耐震化率については、建物棟数は33棟あり、耐震化率は96.96%で令和7年度の目標業績指数93%を上回っております。

次に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内で不特定多数の者が利用する規模が一定以上の建築物の耐震診断結果の公表につきましては、該当する市内の建築物は4棟で、全て耐震改修済みであり、県ホームページで公表されております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 特定建築物の耐震化率33棟のうち96.96%、あとの3%は何でしょうか。教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 33棟中の32棟で耐震改修を終えておりまして、残りは文化会館のみとなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 理解できました。

次の再質問に移ります。

上水道の基幹管路の耐震化率0.7から1.5へ増加し、令和12年度の目標値0.9%を達成しているとのことで、まずは達成でよかったと思いますが、0.9%という目標値はあまりにも低いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

また、これ、同じところにあります。配水場の耐震化目標42%に対しては、現在どんな進捗率でしょうか。教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 上水道管路の令和12年度の目標値0.9%についてお答えさせていただきます。

国土強靱化地域計画では目標値を0.9としておりますが、この計画策定後の令和3年度に上水道管路等更新計画を策定しており、現在の耐震化の目標値を見直しております。計画どおりに更新が進みますと、令和12年度には約10%となっております。強靱化計画の目標値につきましては、計画の更新時に修正をさせていただきます。

次に、配水場の耐震化率目標42%に対して、現在の進捗率についてお答えをさせていただきます。

令和5年度末での配水場の耐震化率は7.1%となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 上水道基幹管路については了解いたしました。この次の強靱化計画目標のときの修正、また見させていただいて、またいろいろ議論をさせていただければと思っております。

あと、配水場の件ですけど、目標42%に対して非常に7.1では厳しいかなとは思いますが、これも経過を見させてもらいながら、また粛々と進めていただければと思っております。これ、一つは吉崎の配水場だったかなと思うんですけども、昨年ですかね、見させていただきましたけども、計画にのっとりどんどん進めていただければと思っております。

下水道に移りますが、あわら市公共下水道計画に基づいて、バイパス管や雨水貯留・排水施設等を整備するとありまして、その業績指数は、下水道による都市浸水対策達成率が目標40%となっております。これ、進捗、お伺いします。

また、下水道施設等の耐震化、液状化についてですが、下水道管路の耐震化率についての令和2年度はゼロでして、目標の設定はありません。また、汚水中継ポンプ場耐震化率においても25%となっておりますが、目標値、設定値がありません。これら等についてどのように考えているか、ご答弁、質問します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 下水道による都市浸水対策達成率目標40%に対しての進捗についてお答えさせていただきます。

浸水対策の事業につきましては、平成29年度以降、汚水事業を優先にしているため、進捗率は令和2年度の30%のままとなっております。

次に、下水道管路の耐震化率の令和7年度の目標設定が拡充となっていることにつきましてお答えを申し上げます。

下水道の管路は昭和50年代後半から整備したもので、管路は古いもので40年ほどしかたっており、法定耐用年数である50年に満たしていないことから、更新に合わせて耐震化を進める計画であったため、数値目標を設定しておりません。しかし、現在は令和4年度に策定しました下水道ストックマネジメント計画に基づきまして耐震工事を進めたいと考えており、次のあわら市国土強靱化地域計画の更新時には数値目標を設定したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、汚水中継ポンプ場の目標設定につきましても、管路と同じく、ストックマネジメント計画に基づき次の国土強靱化計画の更新時に数値目標をお示しさせていただきますと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 答弁いただきました。

理解するところではございます。ただ、都市浸水対策達成率ですかね。まずは汚水事業を優先しているということで、自分も調べさせていただきましたところ、今現在下水道普及率が96.5%、令和6年3月ということをお聞きしました。また、下水道の起債償還のピークがまた8年に向かっているということで、いろんな諸事情があるので、まずは汚染事業を優先しているということと理解しております。

また、下水道管路の耐震化率、これもまだ新しいというところもあり、耐震化率は更新時期に合わせて進めていくという計画ですよ。そういったことも含めて、もう一度そういったストックマネジメント計画に基づいて、本来の国土強靱化計画を更新し、実施可能なのか、実施していくべき計画をまた提示していただければなと思っております。

特にまた汚水中継ポンプ、たしか中央区のほう、大雨のときにいろんな問題が起こったと思うんですが、こういったものも、重要な施設もございまして、もちろんいろいろ諸事情があると思いますが、拡大等の中で進めていただきたいと思います。強く要望したいと思います。

次に、今回の能登半島地震であわら市にも津波警報が発令されました。津波浸水想定区域の市民に対して、津波ハザードマップ等を活用し、避難場所や避難経路等の周知を図るとともに、津波対応避難訓練を実施するとあります。これ、最初令和2年度のときに1回と書いてありましたが、その後どのように、今状況としては、こういう訓練等を実施しているか教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 津波対応避難訓練につきましては、毎年、あわら市総合防災訓練におきまして、吉崎地区、波松区、浜坂区を対象に実施しております。防災行政無線から津波警報が発令された後、高台への避難を開始するといった内容となっております。

今年1月に発生した能登半島地震を踏まえまして、津波ハザードマップを活用した避難経路の確認や火災防止のため避難の際にはブレーカーを落とすこと、また、非常持ち出し品、非常備蓄品を備えておくことなど、より実効性のある訓練内容へ見直しを図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) これからはそういった津波という問題も頭に入れながら、粛々と訓練のほうをお願いしたいと思います。

この国土計画の中に、坂井地区医師会等の関係機関や各種団体との連携を強化するとありました。どのようなことを進めているか教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問ですが、医療機関におきましては、発災後はまずは建物の安全性等を確認していただきまして、安全が確保された場合には、その地域での医療をできる限り継続していただくこととなります。その後、各指定避難所に救護所を設置した際には、坂井地区医師会に協力を要請し、各救護所においてトリアージであったり、診断、治療、応急処置のほか、病院や診療所への搬送等の業務を依頼いたします。

本年2月には、坂井地区医師会、福井県、坂井健康福祉センター、あわら市、坂井市、嶺北消防組合が一堂に集まり、坂井地区医師会災害救急医療委員会が開催されました。医療関係者からは、能登半島地震を踏まえ実際の災害時にどのように動けばよいのかといったご質問、ご意見などもいただいております。

本委員会などを通じまして、それぞれの役割や行動を確認し、各関係機関との連携を強化していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 今の答弁の中で、2月にですかね、坂井地区医師会災害救急医療委員会、開催されましたということで。実は自分もちょっと同席させていただいたんですけども、本当にこれからだなというのを感じた次第でございます。非常に生意気なことを言って本当に申し訳ないんですけども。しかし、やはり今後こういったことが起こったときには、医師会とも連携しながらやるべきだと思っておりますので、こういったものは定期的に開催していただきたいと思っておりますし、また、

今後の訓練の中にこういうものを巻き込みながら進めていくべきではないかなと私は思いました。会合そのものとしては、非常に有意義な会合だったということを実感しております。よろしく申し上げます。

最後に、今年1年かけてしっかりと地域防災計画の見直しを行い、その内容を踏まえた上で、国の国土強靱化基本計画と調整を図り、令和7年度中にあわら市国土強靱化地域計画の見直しに着手したいというふうにご答弁いただきました。再度になるんですが、どのような体制で進めていくかお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 地域防災計画の見直しにつきましては、昨年7月の豪雨災害や本年1月の能登半島地震などの検証結果や、防災関係法令、また、福井県地域防災計画などと整合性を図りつつ、災害対策基本法に基づくあわら市防災会議でのご意見や防災士の会など関係機関との協議、また、町内関係各課へのヒアリング、パブリックコメントなどを適切に行いながら進めてまいります。

その内容を踏まえた上で、令和7年度中にあわら市国土強靱化地域計画の改定に着手していきたいと考えておりますが、改定に当たりましては、関係各課へのヒアリング等を通じまして、ほかの計画等との整合性を図りながら、まずは明確な数値目標を適切に設定し実効性のある計画にしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) いろいろ質問、再質問させていただきました。

答弁にもございましたけども、今年1年かけてしっかりと地域防災計画の見直しをしていただき、その内容を踏まえ、令和7年度中にあわら市国土強靱化地域計画の見直しを行っていただきたいと思っております。

特に、上水道関係の目標値におきましては、上水道管路等更新計画とか、下水道ストックマネジメント計画との整合性をお諮りいただきまして、数値目標をより実効性のあるものとしてお示し願いたいと思っております。そして、その計画に基づいて、肅々とこの我々のあわら市を強靱化した地域になるように進めていただくと切に思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。

◇北島 登君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、15番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 15番、北島 登、通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問内容は、あわら市の各学校施設の整備状況についてです。単に学校施

設の整備状況との内容でも、ソフト面、ハード面と多岐にわたりますので、今回は躯体、建物とその整備に関わる自主財源について伺います。

市内両中学校は昭和40年竣工であり、59年を経過しようとしています。平成10年竣工の細呂木小学校以外の各小学校は44年から53年経過しており、著しく老朽化が進んでしまっている状態の学校施設があるのではないかと考えています。学校施設は、学校教育施設はもちろんのこと、地域コミュニティの拠点であったり、非常時には地域避難所としての役割を担っています。そのことを考えると、子どもたちや地域住民の皆様が安全で安心のできるよう、施設を健全に維持していくことが行政に課される責務であると考えています。計画的で効率的な更新を行って欲しいと思うばかりです。

そのことから、市内全ての小中学校について、校舎や体育館といった教育施設を改修した最終年度とその改修内容を学校別に伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) では、お答えをさせていただきます。

最初に、中学校についてお答えをさせていただきます。

芦原中学校及び金津中学校については、どちらも平成21年度から22年度にかけて、校舎及び体育館の耐震補強と改修を実施しています。改修内容については、屋上防水、外壁改修、校舎内の一部の間取り変更、内装修繕、トイレの洋式化などでございます。なお、金津中学校は令和3年度から4年度にかけて、教室の床及び窓サッシの改修を実施いたしております。

次に、小学校でございますが、まず芦原小学校については、校舎は平成21年度から22年度にかけて耐震補強と改修を実施し、体育館は25年度に屋根改修、令和2年度に外壁改修を実施いたしました。

次に、北潟小学校について、校舎は平成22年度に耐震補強と改修、体育館は20年度に耐震補強を実施しました。

次に、本荘小学校については、校舎は平成21年度に耐震補強と改修、体育館は19年度に耐震補強、26年度に窓サッシの改修を実施いたしました。

次に、金津小学校について、北校舎、南校舎、西校舎は平成21年度から22年度にかけて耐震補強と改修、北西校舎は29年度に改修を実施しました。大体育館は20年度に耐震補強をした後、令和元年度に屋根防水工事を実施いたしております。

次に、伊井小学校について、校舎は平成22年度に耐震補強と改修、体育館は20年度に耐震補強を実施しました。

次に、金津東小学校について、校舎は平成21年度、体育館は19年度にそれぞれ耐震補強と改修を実施しました。

最後に、細呂木小学校については、平成10年建築の学校であるために、部分的な小規模の修繕のみを行っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） ありがとうございます。

率直な意見を申し上げますと、えらい長い間、躯体のメンテナンスがされていないなど。そんな学校ばかりだなというふうに感じました。もうそろそろ手を加えていかなきゃいけない時期に来ているのかなって個人的にも思っております。

では、市内全ての学校を網羅した改修計画はあるのか。ないのであるならば、改修には多額の予算を要することから、改修計画を策定すべきではないか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） あわら市公共施設等総合管理計画の個別計画に当たります令和3年3月に策定しましたあわら市学校施設長寿命化計画に基づきまして、令和12年度までの10年間の施設改修計画を作成しています。

この計画は、改修の内容等、大まかな事業費を盛り込んだものでありまして、校舎、体育館、グラウンドなど、前回の改修から年月の経過したものを優先して整備していく計画になっています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） 今ほどのあわら市学校施設長寿命化計画で、令和12年度までの10年間の施設改修での改修内容と大まかな事業費が盛り込まれているとのことだが、その事業費はいかほどなのか。また、計画どおりに改修工事が行われているのか、お伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） では、まず大まかな事業費でございますが、先ほど申し上げましたこの計画は、令和3年の3月から10年間ということございまして、来年の7年度から10年目の12年度までの期間で申し上げますと、事業費の総額は約13億円というふうな計画を立てているところでございます。それと、事業計画が計画どおりに行われておるかということございまして、この計画は毎年見直しを立てているところでございまして、それは社会情勢の変化とかいろいろございまして、計画は常に可変するものであるという前提でもって運用させていただいております。

例えばですね、数年前ございましたコロナ禍のときには、コロナ交付金という有利な財源が国から来たわけございまして、それを活用してトイレの改修を全面的に行ったというふうなことでございます。また、そのほか特別教室の空調、特に小学校の音楽室でございまして、全ての学校で音楽室の空調整備をするとか、その時々期間限定の有利な財源などを活用して学校施設の整備を進めていると、そういうこともございますので、計画は常に見直しながら運用しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 6年間で13億と、なかなか大きな金額かなと思っています。

今話を聞いていますと、どちらかというとも躯体整備という感じよりも、その時々
の社会情勢に応じた、何て言ったらいいですかね、ソフト面といいますか、環境と
いいますか、そういった整備でこの金額なのかなと。それプラス躯体整備というこ
とになってくると、なかなか膨大な金額になるんかなって率直に感じてい
ます。

また、今後の物価高騰、今現在物価高騰していますし、物価高騰を加味した平米
単価でないのであれば、その金額以上にもなるのかなと考えられますし、また、そ
の計画が毎年いろんな情勢を加味して計画が進められているということなので、当
然のことながら後ろにずれ込んでいくということも現状起き得るのかなと。そんな
ことを今率直に感じました。当然、後ろにずれ込むということは、結果として全て
の改修工事が遅れていく。または財源措置が増大する。そして、その学区の子ど
もたちや地域の皆様の期待に応えず待たせているということになると思いますが、
その点についてはどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 繰り返しのお話になるかもしれませんが、この計画は社会
情勢に合わせて毎年見直すということでございまして、先ほどちょっとご説明
しましたコロナ交付金を使ってのトイレでございますが、このトイレを整備したこ
とによりまして、あわら市内の小学校の様式化の整備率は83%ということで、市
内、県内でトップクラスになっております。またですね、これに併せまして、洋式
の便座ですね、便座を全て温水便座に変更しております。洋式化といいましても、学
校によりましては冷たい便座のままはありました。それでも洋式化としてはカウ
ントされる。しかしながら、快適性というところで見ますと、やはり、便座も暖かく
したほうが快適性がよくなるというところに着目をさせていただきまして、あわら
市においては洋式化は全てイコール温水便座、温水便座の導入率は100%という
ふうなことでございまして、これは県内どこにもこういう市町村ございません。

そういうふうですね、今お待たせしているということもございましたが、コ
ロナ交付金など有利な財源を使いまして、できるだけ学校で働く先生やそこで通う子
どもたちの快適性と、そういうところも追求しながら、計画を可変させながら整備
を進めているというところでございます。

また、そういうことを申し上げますと後ろ倒しのようなことにも聞こえるかもし
れませんが、金津中学校のグラウンド整備は令和5年度の補正予算で予算化するこ
とができました。これは、当初の計画では令和6年度の当初予算に計上する予定で
ございました。しかしながら、令和5年度の補正のときに、補正予算債という大変
有利な起債が適用されるということもございましたので、金津中学校のグラウンド

については、令和5年度の事業として予算化することができたと。そういうことで、後ろ倒しのところもあるのかもしれませんが、逆に前倒しのところもあると。そういうふうに毎年毎年有利な財源などを見ながら、計画を立てながら進めているというところがございます。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 今ほど有利な財源をしっかりと確保しながらやっていくと。そういった形で進めている以上は、何と申しますかね、財政的にもしっかりと担保できているのかなとは思いますが、でも現実問題、本当に早くしてくださいよと言われてきている学校もあるんじゃないかなと。そういったところ何かやと、じゃいつになるんだということになるろうかと思えますんで、やっぱり施設ごとの個別計画もちゃんと見ながら進めていっていただけたらなと思えます。

文部科学省の過去の方針では、校舎など築42年程度で建て替えるという方針でした。その方針から、国、地方の厳しい財政状況の下、長寿命化改修へと方針転換しました。文献では、学校施設の改修までの平均年数は、鉄筋コンクリートの場合、おおむね42年となっているが、実際の学校施設の物理的な対応年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には、70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化もあるとなっております。

あわら市の場合、全ての学校、体育館の耐力度調査をした後に耐震補強工事を行っていますので、躯体の耐力度は80年程度は担保されていることになりませんか。その点、お伺いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 今し方議員が申されたとおりでございます。80年の担保がされているところがございます。

少し説明をさせていただきますと、先ほどの答弁で平成21年、22年度頃に全ての学校で耐震補強工事をしたと申し上げました。耐震補強工事をする前にですね、耐震診断調査を実施しております。このときにですね、躯体コンクリートの圧縮強度試験をしております、全ての学校での躯体コンクリートの劣化はないということが確認されたわけでございます。それを受けて、耐震補強工事をするということになりましたわけございまして、これによって、昭和56年以降の新建築基準法に定めます構造計算基準を満たす建物になったということございまして、これまでの耐用年数を延ばし、長寿命化計画においては80年というふうな耐用年数に定めていくということでございます。

ただし、それ以後もコンクリートの劣化とかの可能性はございますので、この後は、屋上防水でございますとか外壁改修というものを定期的にするということによって躯体

体コンクリートの劣化をしないように、80年間持たせるということを計画的に今後実施していきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 議長、ここで資料の配付をお願いしたいと思うんですけど、出させてもらってもよろしいでしょうか。許可願います。

○議長(毛利純雄君) 資料の配付を許可いたします。

○15番(北島 登君) 今ほどの発言をいただいて、これを見ていただくと分かるんですけど、結論から言いますと、一番左の大規模改造、老朽の欄になってくるのかなと。

その活用できる補助制度なんですけど、左となると、学校施設があわら市は12施設あるわけで、休校もありますけど、実質的な地方負担66.7%はかなり厳しいなと思います。これが基本ベースなら、相当な額の財源を必要とするのかなと個人的にそう思っておりますので、しっかりとした計画をお願いしたいと思います。

現状において、各学校の施設の状況は良好ですか。お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 先ほど申し上げました改修のほかに、これまでに普通教室や特別教室の一部での空調設備の設置、トイレの洋式化や暖房付温水便座の設置、教室の机、椅子の更新、中学校の全ての普通教室での電子黒板の設置など、学習環境の向上につながる整備も併せて行っているところでございます。

また、来年度には、中学校体育館の空調整備の予定をしております。現時点では、各施設の状況は学校教育に支障が出るものではないというふうに思っています。しかしながら、毎年新たに修繕を要する箇所が出てきますので、限られた予算の中ではございますが、優先順位をつけながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 環境に関しましては、非常にすばらしいなど。高く評価させていただきたいと思います。本当にどうなんですかね。両中学校の体育館の空調設備、非常にいい話が進んできたなというふうに感じております。

じゃ、違う角度からちょっとお伺いします。

ちなみに、各学校からの学校施設に対する要望事項というのは大体年何件ぐらい寄せられているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 学校施設の要望等に関しましては、昨日の堀田議員の質問でもお答えをさせていただきましたが、毎年年末のところで学校からの要望事項を

いただきまして、それを次の年度に反映するというふうな作業を行っているところでございます。それ以外、随時修繕等の問合せもございますので、それらを含めますと、令和5年度ではおよそ110件の要望がございました。これは大なり小なり含めまして110ということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) もう率直に非常に多いなど。いろいろな面でご苦勞もあろうかなというふうに感じました。当然のことながら、要望事項の後ろにはやっぱり事業が伴っていますので、本当に精査も大変かなというふうに、もう今率直に感じました。

僕が個人的に今思っていることなんですけど、各学校において、特に屋内運動場、体育館の老朽化がすごいと思っています。ほとんどの学校の体育館は、耐震補強はされていても大規模改修はされていません。コンクリートはひび割れ、クラックだらけで、早めに樹脂注入をして外壁塗装、内部改修をしてほしいと思うばかりです。現状、効率的なメンテナンスサイクル、予防保全型改修が見えていない現状に不安を感じています。

ちなみに、逆の視点で伺います。体育館の躯体で当面の間大改修をしなくてよい学校は、どこどこになりますか。伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 今し方のご質問で、当面の間、改修をしなくてもよい学校ということでしたが、ちょっと言い方を変えさせていただきますと、改修をしてから年月の浅い学校ということをお話をさせていただきますと、芦原中学校と金津中学校の二つの中学校、それと細呂木小学校と芦原小学校、この以上四つの学校体育館でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 四つの学校ですか。率直に少ないですね。非常時の地域避難所ということをお考えますと、今後整備される場合には、遮熱で強化ガラスであってほしいなど、そんなことも思うばかりです。

令和元年9月にあわら市公共施設再配置計画が策定されています。その中で、学校施設の老朽化度は89.15%と、すぐにでも施設整備を行わなければならないと思います。具体的には、2025年度頃、大規模改修工事が必要となる記載があるその対象となる学校は、金津小学校、伊井小学校、金津東小学校、本荘小学校、北潟小学校で、教室の床及びサッシを改修した金津中学校です。このことの詳細を一つ一つ伺っても、もうただただ愚痴になるだけですからやめておきますが、今後議会にこれらの学校の個別施設計画の提示をお願いしておきます。

以前の全員協議会でお示しのあった新郷小学校の改修工事費、4億から5億を考

えますと、施設としては12小中学校があるわけで、その中で厳しい試算、取捨選択をしてでもなお学校における改修費は増大で、もうあくまでも想像ですけど、簡単に50億円とかは超えていってしまうんじゃないかと感じています。これも、今後議会に年度別の試算計画の提示をお願いしておきます。

それでは、学校施設基金の積立額を増額する考えはないか、伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 基金にございますが、平成20年度に設置されました学校施設整備基金は、小中学校の施設整備の財源に充てるため、毎年1,000万円を積立してしています。平成27年度には、中学校2校の普通教室の空調設備整備の財源に充当するために7,000万円を取り崩しており、令和5年度末の基金残高は8,000万円となっています。

学校施設整備の財源にはこの基金のほか、補助金や交付金、地方債、ふるさとあわサポート基金などがあり、現在は国庫補助金や交付金、有利な地方債の確保を最優先に進めています。

毎年積立teをしている額の増額については、今後の財政状況を見ながら財務部局と協議していきたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 最後の部分ですわね。そうですね、そういうことに、そういうような答えになってしまいますね。やはり独自でしっかりと手当てのできる基金が増えていくと本当に整備も進んでいくかなって。本当に個人的にはそういうふうに感じています。

ちょっと昔話になるんですけど、この学校施設整備基金は、平成20年度、両中学校の整備事業が示され、芦原中学校は25億円、金津中学校は16億4,600万円との案が出されました。それに対して議会が、「学校は中学校だけではない、10の小学校はどうするんだ」と市長に詰め寄った結果、市長が議会対策の苦肉の策でできたのがこの学校施設整備基金であります。初年度は窓口的に1,000万円ですが、それをお願いしたいと始まりました。議会は「1,000万円なんて少な過ぎる。そんなもの民間に出す補助金と同じ。そんな金額ではいつまでたっても小学校は整備できない。計画をつくれ」と、また詰め寄りました。それで出来上がった計画が功を奏して、計画が策定されている自治体だけが乗れる国の制度で自主財源ぐらいだったと思ひますが、15年ぐらい前なので制度の名前はちょっと覚えてないで申し訳ないんですけど、それにばちっと当てはまりまして、それに相なって各小学校の耐震補強も進んだ内容が一番最初にいただいた答弁の内容です。

ここで、理事者側に伺ひます。

窓口計上で始まった学校施設整備基金1,000万円であるが、現代の状況下、その程度の金額でよいと思ひのか、お伺ひいたします。どなたでも。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 十分かというご質問でございますが、それは多ければ多いほどにこしたことはないとも思います。

ただ、今部長が答弁したように、財政当局といろいろ調整をしながらということになると思います。財政状況を鑑みながら私も考えさせていただきたいと思います。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 前向きにお願いいたします。

最後に、ふるさと納税事業の種類で、子どもたちのことを考えた学校づくりのための事業に充ててほしいという名目の財源があります。それはちゃんと学校に担保されるのでしょうか。その点、お伺いいたします。

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問の、ふるさと納税の子どもたちのことを考えた学校づくりのための事業につきましては、例えば令和6年度におきましては、子どもたちの机、椅子の購入であったり、IT教材の購入であったり、貴重な財源といたしまして活用させていただいております。しっかりと担保しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) ありがとうございます。本当によかったなと思っております。

さらなるその部分をしっかりと増やしていただけるように、また創造戦略部長にもお願いしておきたいと思います。本当に、過去のしわ寄せが現在残っているということをお伝えいたしまして、一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(毛利純雄君) 暫時休憩いたします。なお、再開は13時からといたします。

(午前11時41分)

○議長(毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◇山川知一郎君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 14番、日本共産党の山川知一郎でございます。

2点にわたって質問をしたいと思います。

一つ目は、二次交通の問題でございますが、最近、新聞などで、バスやタクシーの運転士不足によって路線の削減などが報道されております。今年の秋ぐらいからは削減ということになるようですが、あわら市にとってどのような影響が考えられるか、その見通しなどについて伺いたいと思います。

私は昨年も一般質問いたしました。近隣自治体との間で相互乗り入れができるようにデマンドタクシーなどの拡充が早急に必要と考えますが、市長の考えを伺いたいと思います。また、運転士確保のための方策があれば示していただきたいと思っております。

一つ目の質問は以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長(山下綱章君) 1点目の運転士不足による路線バス減便のあわら市への影響についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、5月24日の福井新聞に掲載されたように、市内の路線バスの運行を担っている京福バスでは運転士不足が深刻な状況であり、6月1日より福井市内の路線を中心に9路線で計242便が減便されました。この減便については、あわら市に関わる路線は含まれておらず、本市への影響はございません。また、現段階で、具体的な路線名や減便数は示されておりませんが、京福バスでは10月にもさらなる減便を検討しているとのこと。この減便については、路線名が明らかではありませんので、本市への影響が生じるかどうか注視してまいります。

バスの運転士不足の問題につきましては、先日、県で開催されました路線バス人材確保緊急対策会議の中でも、県だけではなく、ほかの市町と情報を共有したところでございます。

一方、タクシーにつきましては、運転士不足を解消するため、市内企業ではケイカン交通が県のライドシェアの補助金を活用し、7月頃から市内でもライドシェアの実証実験を計画しております。

バスやライドシェアを含めたタクシーの運転手確保に向けた市の対応といたしましては、県が実施している二種免許取得に関わる補助金制度について、市ホームページや広報あわらなどを活用し市民へ広く呼びかけるほか、近隣市町と共同での就職説明会の開催について現在検討をしているところでございます。

2点目の質問につきましては、市長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 2点目の近隣自治体と相互乗り入れができるデマンドタクシーの拡充を早急に求めるとのご質問にお答えをいたします。

昨年度の12月議会において青柳議員からの質問でも回答しておりますが、乗り合いタクシーの利用者から、市外への移動を希望する声はお聞きしております。

鉄道や路線バスなどの既存の公共交通機関は、市民や観光客の重要な移動手段で

あります。そのため、現在既存の公共交通機関との影響やバランスを考えながら、近隣自治体への広域的な連携も視野に入れた施策を模索しているところでございます。

加賀市が実施している乗り合いタクシーは、運行ルートや乗車時間が決まっているセミオンデマンド型であり、また、交通事業者が異なるなどの課題が多くあります。一方、坂井市が実施している乗り合いタクシーは、あわら市乗り合いタクシーに近いオンデマンド型の乗り合いタクシー、イータクであることから、そしてさらにタクシー事業者も共通していることから、広域連携を進めるに当たり課題は少ないと考えております。

これらのことから、まずは今年度中に坂井市との広域連携を図り、あわら市民、坂井市民の買物や通院などの利便性を向上させたいと考えております。

また、本市では、本年度、あわら市乗り合いタクシーのウェブ予約化を行う予算を計上しております。これにより、電話予約だけでなくインターネット環境から24時間予約が可能になるほか、予約が可視化されるなど、さらに便利で使いやすくなります。

市といたしましては、さらに多くの方に利用いただけるよう、あわら市乗り合いタクシー事業の磨き上げを行ってまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 再質問いたしますが、私先日、タクシー運転手の方に直接お話を聞きましたが、タクシー運転手だけではとても生活はできませんと言っておられました。大体1か月の稼ぎが、低いと10万円ぐらい、多くて20万円いけばいいほうやと。15万円前後。結局、もう年金をもらっていて、そして年金収入とタクシーの仕事で何とかちょっと生活できるかなっっちゃうぐらいのもんで、タクシーだけではとてもじゃないが何も生活できませんっっちゃうような話でしたが、これだけ運転手不足っっちゃうのが言われているわけですが、こういう不足っっちゃうのは、いつ頃から生じてきて、不足が生じた原因っっちゃうのはどういうふうに把握しておられるのでしょうか。分かれば教えていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。

運転士不足につきましては、全国的にバスやタクシーなどの交通事業者、また、物流や運送業界でのドライバーの不足が深刻化しており、懸念されているところでございます。

バス事業者においても同様に、運転手の高齢化による退職や運転手を募集しても応募者が少なく、ほかの業種に比べ、今おっしゃった賃金の差やイメージなど、なかなか採用には至らないケースがあると聞いております。また、ほかの観光事業者への転職などにより、運転手不足の事態が生じてきたとも聞いております。

今後の運転手の採用方法につきましては、バス事業者としてもいろいろ模索している状況とは聞きますが、運行路線を抱えている自治体といたしましても、先ほど申し上げましたが、近隣市町との合同での就職説明会など、事業者が運転手を確保するための支援を今後検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 先ほども言いましたが、10月頃からはバスがさらに減便が検討されていると。新幹線が開通して、入り込み客も多少は増えていると思いますが、けれども、こういう、特に10月ぐらいから減便が強化されるということになると、あわら市への影響、住民の生活の足としての問題もあります。観光客の観光上もいろいろ問題が出てくるのではないかとこのように思いますが、その点については何か対策は考えておられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長(山下綱章君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、バス事業者があわら市内を運行する路線につきましては、現状のままの運行を継続していただきたいとバス事業者に対して申入れを行っているところでございます。

しかし、今回の減便を含めた運行路線の見直しにつきましては、今年4月からの時間外労働の上限規制など、長時間労働に制限が加えられた法令を遵守するための措置でもありますので、仮に減便が及ぶようなことがあった場合も含め、まずは運行路線が重なっているあわら市、坂井市などと連携をし、市民や観光客の交通の利便性が低下しないよう対応策を早急に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 昨年も申し上げました。昨年はもう本当に住民もほとんど知らなかったのに、突然10月からバスが減便されたということで、非常に地域の住民の方は大変困ったということを知っておりますが、先ほど市長の答弁でも、坂井市との相互乗り入れは今年度中にとこのようにございまして、私はもう去年から言っているし、特に10月から減便が、今あわら市にどのような影響が及ぶかはっきり分かりませんが、何とか遅くとも10月までにはですね、坂井市との相互乗り入れはぜひやっていただきたいなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長(山下綱章君) ただいまのご質問にお答えいたします。

路線バスの減便などが明らかになり、市民の足を守る対策は急務として考えております。

議員がおっしゃるとおり、路線バスの減便などが生じるようなことがあれば、それに置き換わるものとして挙げられるのが、議員もおっしゃった現在運行しているデマンド交通も一つになります。

先ほども申しましたが、坂井市との広域連携につきましては今年度中、できれば早い段階での実現を目指し、双方乗り入れについて重点を置き、現在坂井市との関係部署との協議をしているところでございますので、市民の生活手段の足の確保のためにも取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） ぜひ、本当に遅くても、もう9月末までには実現できるように期待をしたいと思います。ぜひ頑張ってくださいなと思います。よろしく願います。

それでは、2点目の問題に移りたいと思います。教育費の保護者負担についてでございます。

憲法26条は、義務教育は無償とすると定めております。これは言うまでもなく、貧富の差にかかわらず、全ての子どもが平等に教育を受けられるようにという趣旨で規定されているものだというふうに思いますが、現実には、小学校でも中学校でも様々な名目で保護者から費用が徴収されております。

最近特に子育て支援を強化すべき、少子化対策としても重要だということが言われておりますけれども、この子育て支援の観点からもですね、できるだけ保護者の教育費負担は、憲法26条のとおり完全無償を目指すべきだというふうに私は思いますが、すぐにそうはならなくてもですね、できるだけ減らすというふうな努力は当然すべきだというふうに思います。

そこで、まず、小中学校における教育費徴収の実態はどうなっているのか。学校別、できれば学年別に明らかにしていただきたいと思います。また、これらの費用徴収の手続はどうなっているか。担任の一存でやられているのか。校長が許可してやっているのか。または、教育委員会が承認してやっているのか。そこらについても伺いたいと思います。

さっきも言いましたが、憲法の規定からすれば、費用徴収は、私は基本的には憲法違反であると、廃止するべきものと考えますが、教育長の見解も伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） まず、1点目の小中学校における保護者負担の実態についてお答えいたします。

市内の各小中学校における保護者から徴収している費用は、給食費、PTA会費、個人所有となる教材等の費用、遠足や校外学習にかかる費用、及び修学旅行や自然教室などのための積立金などがございます。その額につきましては、学年ごとには

各学校の間に大きな差はございませんので、小学校低学年及び高学年と中学校のそれぞれの平均額をお答えいたします。

小学校低学年は、月平均で約5,000円程度ですが、高学年では月平均で約7,000円程度となっております。これは、修学旅行や自然教室などの積立金が上乘せされているためです。また、中学校では積立金に加え、生徒会費や部活動費が加わりますので、月平均で約1万円程度となります。なお、小中学校のこれらの額は、令和4年9月から始めました給食費の半額支援により、本来よりも平均で2,400円程度少なくなっております。

次に、この費用の徴収手続についてですが、各担当の教職員が校長の承認を得た上で保護者に通知し納付していただいております。

続きまして、2点目の保護者負担廃止についてお答えいたします。

確かに、憲法第26条には義務教育はこれを無償とすると規定されておりますが、この無償の範囲については、昭和39年2月の最高裁の判決により、授業料を徴収しないという意味であると解するのが相当であるという判断が出ています。加えまして、この判決におきまして、義務教育は無償とするとの憲法の規定は、授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことと定めたものと解することはできないとされております。

教育委員会としましては、保護者の経済的負担が過度なものにならないよう、随時、学校側に要請していくとともに、経済的な負担が困難な家庭につきましては、引き続き給食費や教材費などに対して支援を行う就学援助制度を活用して負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） いつもですね、この問題を取り上げると、先ほど言われました憲法26条の規定はこの39年2月の最高裁の判決でですね、全額全て無償ではないと授業料は徴収しないという意味だという判例が出ているのでちゅうことがいつも言われるんですが、私はこの趣旨からすればですね、当然できるだけ減らす、できれば完全無償を目指すべきだというふうに思います。

特に、最近少子化、そして小中学校ではないかもしれませんが、特に高等教育における教育費負担というのは、ものすごく重荷になっているということもよく報道されております。そういう点では、この最高裁判決を盾に取ってですね、いやそんなもん全部ただにせんかっていいんやというのはちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。

それはちょっと置いといて、今就学援助制度の話がありましたが、この就学援助制度の具体的な点について少し伺いたいと思いますが、昨年度の就学援助制度の支給状況はどうなっていたか伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） では、昨年度、令和5年度の就学援助費の認定を受けた数について申し上げますと、児童生徒の数は小学校で77人、中学校で48人、合計で125人でございます。就学援助費の総額は、細かい数字になりますが835万1,706円というふうになっています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 全部で125人、835万つちゅうことですが、私はこの制度がまだ本当に全部の保護者に周知が徹底されているかちょっとそうでもないのではないかなというふうに思っておりますが、この保護者への周知方法、また、特に小学校、中学校の新入生については、入学前に入学準備金も支給できるというふうになっていると思っておりますが、この周知はどのようにやられているか伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 就学援助制度についてですが、毎年4月の早々に各学校を通しまして保護者のほうに案内をさせていただいております。

なお、今し方、入学準備金、入学用品購入のための入学準備金のお話でしたが、それについては毎年1月に保護者からの申請をいただきまして、2月に支給を行う仕組みでございます。

その制度の周知でございますが、まず小学校に入学します5歳児ですね。5歳児につきましては、入学の前年の10月頃に行います就学時健康診断におきまして保護者に入学準備金制度の案内を行っております。また、中学校に入学します小学校6年生、6年生については、12月に各小学校を通しまして案内文書を送付させていただいております。

なお、申請漏れなどがございますので、それに対応すべく、入学後の4月におきましても、改めて案内文書の送付を行いまして、対象の方に漏れなく支給ができるように努めているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 先ほどの答弁で、実際、就学援助金じゃないですけど、毎月の保護者負担分は、担任が知って校長が承認してやっているというような話であったと思いますが、教育委員会としても、私は当然ですね、実態をきちんとつかむ必要があるのではないかとこのように思います。教育委員会としては、このあたりはどのように把握されているのか伺いたいと思うんです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 各学校におけます教材費は年度初めに、また、遠足や校外学習、修学旅行などの費用はそれぞれの行事を実施する前の段階で、教育委員会に書

面により報告がなされているところでございます。

このほか、部活動費や生徒会費は、定期的には確認はしていませんが、随時必要に応じて確認させていただき、把握をしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 随時確認し把握しているということですが、私はちょっと、この問題は毎年ですね、やっぱり年度末ぐらいには、幾ら徴収したかというのは発表もしていただきたいなというふうに思いますが、その点はいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 先ほど申し上げました定期的なもの以外についての把握の仕方については、今後また検討させていただきたいと思えます。金額的なものについては、PTA会費とかはPTAの総会等で皆様の承認をいただきながら定められておる額でございますので、その辺についてもまた把握と申しますか、そういうことはそういう金額であっても把握するようにさせていただき、検討したいというふうに思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 最後、市長にこの問題についてちょっと見解を伺いたいと思えます。

今、もう本当に少子化がどんどん進む。そして一方で、教育費の負担ちゅうのがですね、非常に保護者にとっては重い負担になっているというようなことで、私は憲法26条の趣旨に沿ってできるだけ減らすべきだというふうに思えますが、市長のお考えを伺いたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 子どもたちの教育に関する費用に関しましては、これはもう子どもの教育というのは国の根幹をなすものだと私は思っております。ですから、国のほうでまず判断をしていただくのが筋かなと思えますし、それから、この39年の最高裁の判例、これに準じて現在教育委員会としては進めているんだろうと思えます。

憲法には反するとおっしゃいますけども、ただ、全額無償にするという意味ではないというふうに判例が出ている以上、これもやっぱり尊重しなければいけないかなとそんなふうに思っています。

ただ、私といたしましては、子育てをしている世代の支援ということで、給食費の無償ということを今検討しております。というのは、これは教育費の無償化にということよりも、まずはその人口減少に対するあわら市としての対策ということで、子育て世代の方々にあわら市に住んでいただいて子育てをしていただくためには、

応援をさせていただきたいという思いで今自分なりに考えておるところでございますので、この点に関しましては、議員の皆様方にも大変応援をいただいているので、しっかり検討していきたいなと思っています。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 私も何回も言っておりますけれども、給食費の無償化、ぜひこの26条の趣旨からも、ぜひ早急にですね、実現をしていただきたいなど。県内でも、やっぱり最近ね、幾つかの自治体は無償にするというふうなことにもなってきておりますので、あわらがまた一番最後というようなことにはならんように、率先してですね、せつかく市長選挙のときに公約に出されたわけですから、一日も早く無償にさせていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

◇三上寛了君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、1番、三上寛了君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) それでは、通告順に従いまして、1番、三上寛了、一般質問をさせていただきますというふうに思います。

本日、これでトリということですので、お疲れのところと思いますけれども、あと少し、ぜひ熱い議論をさせていただけたらうれしいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それではですね、今回私は、投票率の向上、そしてそれに伴う市政を担う人材育成についてご質問させていただきたいというふうに思っております。このテーマはこれまでも多くの議員の方々がなさっているテーマですので、議論についてはかなり進んでいるなというふうな認識をしておりますが、申し訳ないんですがもう一度質問させていただきたいというふうに思っております。なぜならば、私自身、政治家になって、どうしてもこれは成し遂げるべきであるという目標があつて、それは全ての市民が自然と主体的に町に関わっている状態、そんな状態をつくることです。その結果を表す目標となるもの、そして、もしくはその状態をつくり出すためのきっかけとなるものが投票率の向上であると考えているので、ぜひこの議論をもう一度させていただきたいと思います。

私は、今後、基本、いつどの選挙でも投票率を上げるための活動を私自身も本気で行いたいと考えております。そこで、ぜひ行政側もどのような形で投票率向上に寄与することができるのかということをご少し一緒に考えさせてください。

それでは、まず現状とこれまでの議論のまとめを前半でお聞きしたいというふうに思っております。あわら市における選挙、特に市議会議員選挙と市長選挙の投票

率の変遷及び年代や地区ごとの投票率の特徴を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 市長選挙及び市議会議員選挙に係る投票率の推移を申し上げますと、まず、市長選挙の投票率は、合併後最初の平成19年度は79.2%でした。その後、平成27年度には62.1%、平成29年度には62.0%、令和3年度には60.2%であり、年々低下しています。なお平成23年度は無投票でした。

市議会議員選挙の投票率は、合併後最初の平成17年度は81.9%でした。その後、平成21年度には78.5%、平成25年度には70.6%、平成29年度は69.1%、令和3年度は64.0%であり、市長選挙と同様に年々低下しています。

次に、年代別の投票率につきましては、直近の選挙である令和5年4月に執行された福井県知事選挙において、有権者数が多く、市全体の投票率に近い投票率であった第17投票区、中央公民館での投票結果を分析したところ、10歳代及び20歳代で21.2%、30歳代32.7%、40歳代37.2%、50歳代40.7%、60歳代50.6%、70歳以上43.2%であり、全体の投票率41.7%に対して若い世代の投票率が特に低くなっています。

また、地区ごとの投票率は、市内の農村部に比べ市街地の投票率が低くなっています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 今お聞きした数字を考えましても、やはり、これも常々皆さんおっしゃられていることですが、やはり若年層の政治への興味・関心というものが最も重要であろうと、改善課題であろうということは浮かび上がってきます。それと、最後のほうにおっしゃっていただいた、市街地の投票率というの、これもあわら市においては非常に重要なというふうな課題と捉えております。

そこで、続きまして、投票率の向上に向けた取組について聞かせてください。全国的には様々な投票率の向上に向けた取組がなされています。それを踏まえてやっただけだとは思いますが、現時点でどのような取組があって、また、先ほど述べたような投票率が低い世代やエリアに対してリーチするような対策があれば、ぜひそちらも優先的に教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 投票率の低下については、その時々々の社会情勢や政治的課題、有権者の意識など様々な要因が考えられます。その中でも政治的関心や投票に対する義務感、自分の1票だけでは結果は変わらないという政治的有効性感覚が低いことが主な要因と思われます。特に若い世代では、選挙に対する関心が低い傾向が見られ、全国的な課題となっています。若い世代の選挙に対する関心を高めることは、幅広い民意を政治に反映させる観点から大変重要です。

このため、県選挙管理委員会と連携し、小中学校での模擬投票体験や金津高校生を対象とした講演など選挙出前塾を開催し、選挙の仕組みや政治参加の重要性、投票参加の意義などを伝える主権者教育に取り組んでいます。このほか高校3年生やはたちのつどいの出席者に投票参加を呼びかける啓発冊子の配布、明るい選挙に係る標語やポスターの募集などにも取り組んでいます。

また、若い世代を中心に幅広い世代に対して選挙情報に触れていただく機会を増やすため、駅や商業施設、金津高校前での街頭啓発、アフレア内の大型ビジョンやフェイスブックを活用した情報発信を行うとともに、初めて投票を行う方に向け投票の手順や期日前投票について分かりやすく解説したユーチューブ動画を公開し、投票参加を呼びかける取組も実施しているところです。

さらに、昨年4月に執行された福井県知事選挙においては、試行的に臨時期日前投票所を2か所開設したほか、期日前投票が利用しやすいよう、入場券に宣誓書を掲載するなど、投票環境の向上にも努めています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) いろいろな取組をされているということがこれで把握できました。実際にはやはり啓発という目標と、もう一つは利便性の向上ということが大きく、やはり2点、もう実際にはこれは行われているということですので、いろいろとやっていただいているのは重々承知です。けれども、やはり毎回投票率は下がっていきっていると。これは事実だと思いますので、何らかのやはり手は打っていかねばならないというのが現状と思われまます。

これまでの他の議員さんとの議論も含めて、今後、課題とそれに向けた取組が現時点で動いているものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 投票率の向上を図るため、先ほどお答えしました主権者教育の充実とともに、臨時期日前投票所の開設など投票環境の向上に取り組んでおります。また、次回の選挙からは、障がい者や高齢者の方の投票をサポートするコミュニケーションボードを市内全ての投票所で導入し、投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

今後の課題といたしましては、有権者の皆様、特に若い世代に市政に関心や興味を持ってもらうことが一番重要なことと考えています。そのため、SNSなど若い世代が親しみやすいツールを活用し、常日頃から本市が抱える課題や現在取り組んでいる事業などの情報を市民の皆様に広く分かりやすく発信していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) ありがとうございます。

情報発信が本当に重要だというのは僕も共感するところですので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

ちょっとここから少し視点を変えるんですけども、行政が行うことのできる投票率の向上策と、それから民間が行うことのできる向上策というものが、調べた結果、いろいろと僕自身も把握できるようになってきました。実際には民間ですと、例えばですけども、インセンティブ、実際に投票へ行ったことによって割引が受けられるようなサービスを商工会等が実施したりとかという例もあります。それが実際に効果がどこまであるかはさておき。やはりそういう意味でいうと、市民にとって、興味を引くような取組というものがもう少しされるといいのではないかなと個人的には思っていて、例えばですけども、投票所もしくは期日前投票所といったところのそばでイベントをすることとかというようなことというのは、例えばそれは可能なんでしょうか。これは行政が行うというよりは、市民が行うことが、場所も含めてできるのかということを少し教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 集客性のあるイベントを投票と併せて開催することは、ほかの用事のついでに気軽に投票するついで投票を誘引し、投票率の向上に資することが期待されております。

一方で、選挙事務に当たっては、厳正かつ公平な管理執行が強く求められております。その中で投票所や期日前投票所においては、選挙の公正や投票の秘密が侵されることがないことなど、投票所の秩序保持が求められております。

また、臨時期日前投票所の設置につきましても、二重投票防止のためのネットワークの構築、また、投票の秘密を確保するための十分なスペースの確保、投票立会人等の事務従事者の確保などの課題がございます。そのため、投票所の秩序が保持できるかどうか、厳正かつ公平な管理執行ができるかどうかなど、イベント主催者と十分協議してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） いろいろとハードルがあることは、重々承知しているんですけども、ぜひ、やはりどうしてもそこは市民が町に目を向ける機会となる話ですので、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

少し、そこから視線を変えていきたいというふうに思っております。

今回、どうしても投票率を向上させる本当に有効的な手だてはないものかということをや探りました。実際。なかなかデータも出てこないですし、本当に有効な手だてというのはまだ僕の中でも見え切ってはいないんですけども、ただ、一応この後ちょっと事例で出したいと思うんですけども、投票率が下がってない自治体、町は割かし投票率が高いんですけども、市で高い投票率を維持しているってなかなか珍しいケースで、実際には、今回ちょっとこの後取り上げます愛知県の新

城市は、今のところ減ってない、何なら増えたみたいな事例がありまして、結構面白かったので、ちょっと後で事例として紹介させていただきたいんですけども、例えばですけど、今のこの議論の中でいうと1点、新城市の場合、公開政策討論会条例というものを制定しています。

それは、つまり公設で公開政策討論会を市長選において行うと。告示前ですね。に行うというようなことをしていきまして、それは制定当時は全国初だったということです。そのような形で、選挙のときにいかに政策を知ってもらって市民が周知するかというやり方は、なかなか行政だと手が出ないところも多いとは思いますが、実際には全国の例では少しは存在していると、そういう事例が、と思いますので、ぜひご検討いただけるといいのかなというふうに思っております。

続きまして、ここからは、そのようなイベントや利便性といった興味・関心を引くような、その時々での在り方が必要だと同時に、本質的には、市民が日常から政治もしくは行政について関心を抱き、自分の町のことを自分で考えていくという自主性が最も大切であろうと思います。ですので、そのように市民が主体的に興味・関心を町に持つというような取組、そして行政や議会が市民と距離を縮めることがどのようにしたらできるのかということをやはり考えるべきであろうというふうに思います。

この部分は非常に議論としては、抽象的になりがちなので恐縮なんですけれども、そのような状態が実現するために、施策としてはどのようなことをすべきなのか、お考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） まず1点目は、情報発信の強化ではないかと私は思っております。

市民が市政に興味を持つためには、市政について知ってもらうことが入り口となります。市では現在、広報紙、それからホームページ、SNSなど様々な媒体を通じて市民に情報を届けております。令和5年11月からは、必要な情報を必要な人に届けることを目的として、市民にとって最も身近なコミュニケーションツールであるLINEを用いた情報発信を開始いたしました。

今後は、情報発信戦略チームやSNS運営チームなど、若手職員の発想を取り入れ、また、今年度から着任する民間の広報戦略アドバイザーの知見を生かしながら、市政がより多くの市民に伝わるよう情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

二つ目は、市民の市政参加に対する機会の拡充でございます。

市民の市政の主体的な興味・関心の前提条件は、市民の声が市政に反映され、政治に参加していると実感する機会を増やすことではないかと考えております。そのために、市民の声を集約する方策として、インターネットを利用した市への問合せや、私が参加して実施しております市長ふれあいトーク、市政懇談会などをさらに

周知、拡充してまいりたいと思います。

また、若者の意見にしっかりと耳を傾けることは大変重要であり、膝を突き合わせた議論の場を設けるとともに、中学生や高校生と共に行うワークショップなどを検討するなど、できることから着実に取り組んでまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 情報発信をしっかりしていただけること、それから、市民、特に若者の意見を吸い上げる機会を持っていただくということをしていただけるということで、本当に重要だというふうに思います。

身近になっていくにつれて非常にみんな本音が出てきますので、市長は多分その部分、得意だと思うので、ぜひ機会を設けて若者たちの言葉を聞いていただけたらというふうに思っております。

実際にそのような取組が行政からなされるということが起こってくるならば、どんどんと若者の関心は高まってくるとは思わないかなというふうに思っております。議会としましても、これから広報編集特別委員会、そして議会活性化特別委員会を中心としまして、市民がなるべく情報を取っていただけるような、そしてみんなが関心を抱いていただけるような議会を目指したいということで、議論が実際にスタートしております。本当に頑張りたいと思いますので、ぜひ両輪となって、その部分、盛り上げていきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

そして、次も大きな質問なんですけれども、私たちの町が今後続いていくためには、先ほども話題に出ていましたけれども、少子高齢化の中で、新しく市政に関わる、市政を担う次世代を育むことが何よりも重要であろうというふうに思っております。このような人材を育むためには、実際には今何をすべきなのでしょう。これもちょっと抽象的な問いになってしまうんですけれども、思うことをお聞かせいただけると幸いです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 将来の市政を担う人材を育成するためにはということによろしいですかね。

次世代を担う若者の育成については、最初に行うことは、北浦議員の一般質問への回答と一部重複いたしますけれども、若者世代にあわら市の現状、そして課題について知ってもらうことがまず第一だと考えております。その中で、市民一人一人がまちづくりの主役であるということや、行政と住民の関わり方を知ってもらい、あわら市そのものに興味・関心を持ってもらうこと。また、自分事として町への関わりを意識づけ、士気をつけて、そして実際に市政に参加してもらうといった段階を踏んだ取組が重要ではないかと考えております。よろしくお願ひします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） 僕もそう思います。どうやったらそのような状態をなされるかを、この場でもうこれをやるんだというのは、結構これ難しい問題だろうというふうに思っていますので、それはぜひ、今後議論を重ねた上で、近々総合振興計画等の策定も近づいていますので、ぜひその際にしっかりとした議論をしていただいて、本当にあわら市がこれからも継続的に活気のある町であり続けるような政策をぜひ一緒に実現できたらというふうに思っております。

まだもうちょっと続くんですけども、今回、投票率向上について本気で考えまして、先ほども言ったんですけども、幾つかの事例を当たってみました。その中で、特に個人的に興味を持ったというか、共感した取組が愛知県新城市での取組でした。

実際、新城市では若者議会が開催されていて、予算上限1,000万円の中でどのようなことができるかということを考えるような議会が実現してました。その取組というのが、個人的にはそれ自体というよりはよくそれができたなということに興味があって、一体どういう経緯でそのようなことがなされたのかということが気になってちょっと実際にヒアリングしてみました。

そうしたところ、どうもきっかけは、新城って新しい城じゃないですか。なのでニューキャッスルなので、ニューキャッスル会議みたいなものが世界で開催されていて、イギリスのニューキャッスルに行って、ほかの若者と交流する機会がどうもあったと。新城市では、その結果、そのように海外の若者と触れ合ったときに、やはり海外の若者の町に対する熱意というものに愕然としたと。日本人があまりにもやはりその町のことを知らなくて、なかなか自分たちの町のことについて誇りを持って語れないのに対して、海外の若者たちは非常に熱意を持って自分たちはこうやって町をつくっていくんだと、自分たちはこういうふうに生きていくんだということを語ったということが印象に残って、その結果、町に帰って実際にワーキンググループをつくって若者議会を提案していったというような経緯が語られました。

実際に、僕自身もいろいろな熱意を持って取り組まれている政治家の話聞いたときに、やはり海外に一度行って、そこで衝撃を受けて、このままでは日本は本当にまずいのではないかと。意識が低いということが自分も含めて、を考えて、やはり帰ってきて行動を起こすというパターンが非常に多いということを実感しています。

そう考えると、もちろん今すぐにやれとかということでは本当はないんですけども、いや、それならばもう若い世代に1回行ってこいと。本当に町に意識を持っている海外の若者と交流して、そこで気づきを持ってぜひ帰ってきてくださいというような試みをするだけでも、実は非常に大きな主権者教育になるのではないかなということを感じたのがまず一つです。

もう一つ感じたのは、じゃ、実際そうやって若者が帰ってきたときに、若者議会がすぐに制度として、これは条例で制定されているんですけども、そんなにすぐに制度として何でできたんだろうということを気になりまして、若者議会の一番最初に初代議長をやった方が今新城市で市議会議員をしていますので、その方にちょっ

と聞いてみました。どうしてですかと。そうした結果、新城市は若者にフォーカスが当てられているんですけども、実際にはもともと住民自治をするということを推進していたと。特に市長が推進していて、その結果、住民が自分で考える風土があったんですと。ですので、若者議会をやりたいといったときに、住民全体の自治の一環として、すんなりと進んでいったというような経緯があるんですと。なので、我々の町は別に若者でよく取り上げられますけれども、実際にはそれだけではなくて、住民が自分たちの町は自分たちで考えるというような風土をそもそもつくっていますというようなことをおっしゃっていました。

実際に調べたところ、新城市においては自治基本条例という形で、市民がどのように町をつくっていくかということの規定して、それは市民も参画しながらつくっていくというような過程を踏んでいました。

そんなにこの取組というのは、今すぐにどうこうという話では本当はない。ですけども、そういうような取組をまずスタートさせていって、いかにあわら市が市民を巻き込みながら一緒にやっていくのかということを実際に考えていかないと、10年後、20年後にはつながっていかないんだろうなというような肌感を持ちましたので、ちょっと共有させていただきたいというふうに考えました。

終わりにですけども、今お話をした新城市ですと、そのような取組の成果かどうか僕にはまだ把握できてないんですけども、実際に投票率が直近の選挙でいうと72.6%ありました。市長選と一緒にやっているのも市議選だけのあれではないかもしれないんですけども、実際その前の選挙が69%だったので、実際もう増えている状態です。72%というと、福井県の市ではそれより高い自治体はないような状態になっています。もちろん、それだけでどうこう判断するものではないというふうには思うんですけども、ぜひ共にそのような先進事例を踏まえながら考えていけたらいいというふうに思っております。

特に、このあわら市のような人口3万人を切っているような小さな共同体であるならば、本当は顔を合わせられる関係性なので、実際には本気の思いを伝えれば投票率って上がるんじゃないのかなというような肌感はちょっと持っています。小さな共同体でこそ民主主義は成り立つというようなことを、昔の方、プラトンとかルソーとかも言っていますので、それをぜひあわら市でも突き詰めて考えたいなということを個人的には思っております。

あわら市にはそういう意味でも可能性しかないと思っていますので、ぜひ一緒に取り組んでいけたら幸いです。

以上で一般質問を終わりにします。

◎散会の宣言

○議長（毛利純雄君） 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月24日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、そ

それぞれの常任委員会において審査をお願いしたいと思います。

なお、本会議は6月25日に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

(午後2時01分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和6年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第122回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和6年6月25日（火）

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第45号 令和6年度あわら市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第46号 令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第47号 令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第48号 あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第49号 あわら市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 請願第 1号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
- 日程第 8 請願第 2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 9 報告第 6号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第10 議案第51号 令和6年度あわら市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 発議第 3号 食料・農業・地域政策の推進に関する意見書
- 日程第12 議員派遣の件

1. 閉議の宣告

1. 市長閉会挨拶

1. 議長閉会挨拶

1. 閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産次長	山岸勝統		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日、芦原温泉上水道財産区管理者、高橋啓一氏が欠席のため山岸次長が出席しております。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、木下勇二君、5番、北浦博憲君の両名を指名します。

◎議案第45号から議案第47号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第2から日程第4を、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第45号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第3号）、議案第46号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第47号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、二つの分科会を設置し、6月18日に総務厚生分科会、19日に産業建設教育分科会を開催しました。各分科会において、所管事項について慎重に調査いたしました。

これを受け、24日に委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第45号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について、主な質疑を所管課ごとに申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

地域防災力向上支援事業補助金の300万円の増額について、委員からは、防災資機材の使用に関する指導などは徹底しているのかとの問いがあり、理事者からは、出前講座で国に出向いて各地区の防災力向上に努めるなど、自助と共助が強化されるよう市もサポートをしたい。また、防災資機材の使用方も説明していき

たいとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

コミュニティ助成事業交付金の330万円の増額について、委員からは、事業における効果をどのように確認しているのかとの問いがあり、理事者からは、実績報告書で状況を把握し、事業を実施する一般財団法人自治総合センターの調査に合わせて、数年後の経過も確認していきたいとの答弁がありました。

また、地方就職支援金の6万円の増額について、東京圏内の大学にどのように周知しているのかとの問いがあり、理事者からは、国がチラシやポスター等を作っており、市のホームページでも公表する予定との答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

保育所等における性被害防止対策に係る整備に関する補助制度の備品購入費20万円、市立認定こども園分及び45万円、私立認定こども園分の増額について、委員からは、1園当たりの補助額が市立認定こども園と私立認定こども園で異なるのはなぜか。また、私立認定こども園は10園あるのに、6園分で予算計上されているのはなぜかとの問いがあり、理事者からは、1園当たりの補助基準額10万円のうち国と県からの補助は7万5,000円で、残りの2万5,000円については事業主負担となっており、市立は市が、私立は各園が負担するため補助額が異なる。また、私立で希望したのは6園で、希望しなかった園のうち1園は既に独自でカメラを設置しており、今後希望があれば補助していくとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

除雪対策経費の十日・嫁威線消雪井戸改修工事費600万円の増額について、委員からは、井戸に十分な湧水があることを確認した上で、改修工事のための補正予算を計上しているのかとの問いがあり、理事者からは、令和5年度にカメラによる調査を実施しており、十分な湧水があることを確認している。その上で、ポンプの取替えなどによって消雪機能を改善する工事であるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

未来に繋ぐふくい農業応援事業に関連して、新規就農支援に対する補助だけでなく、既存農業者が世代間で承継できるように補助を検討できないかとの意見があり、理事者からは、既存農業者に対する支援についても継続して協議していきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

観月の夕べ事業補助金550万円の増額について、委員からは、イベントの来場者数をどのくらい見込んでいるのかとの問いがあり、理事者からは、約2万5,000人を想定しているとの答弁がありました。

このほか、委員からは、令和6年度をもって観月の夕べが終了するとの説明があったが、新しいイベントを企画する場合には、地元を中心とした実行委員会が主体となり、地域活性化につなげてほしいとの意見がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

中学校体育館空調設備基礎調査及び実施設計業務委託料990万円の増額について、委員からは、断熱化工事によって冷房機能だけでなく暖房機能も向上するのかなどの問いがあり、理事者からは、暖房機能もある程度は向上すると考えられるが、調査結果によって柔軟に整備していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、今後は小学校にも空調を整備するのかなどの問いがあり、理事者からは、現時点では小学校への空調の整備は検討していないとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第46号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）については、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第47号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

汚水管渠布設実施設計委託料1,100万円の増額について、委員からは、下水道の整備に当たって、地元から受益者負担金の理解を得ているのかなどの問いがあり、理事者からは、受益者負担金の説明は今後行っていく予定だとの答弁がありました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（毛利純雄君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第2から日程第4までの討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第45号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第45号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしま

した。

○議長（毛利純雄君） 議案第46号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第46号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第47号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第47号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第48号から請願第2号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第5から日程第8までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、総務厚生常任委員会に付託し、審査願っておりますので、常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 総務厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月18日、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第48号、あわらし印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第49号、あわらし行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを慎重に審査いたしました。

審査の結果、本案は所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査結果を申し上げます。

請願第1号については、審査前に請願者からの意見陳述がありました。

挙手採決の結果、請願第1号と請願第2号ともに不採択とすべきものと決しました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第48号、あわらし印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、所要の改正を行うものです。

委員からは特段の意見はありませんでした。

次に、議案第49号、あわらし行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの一部改正に伴い、引用している条文について所要の改正を行うものです。

委員からは特段の意見はありませんでした。

次に、請願第1号、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について申し上げます。

委員からは、他業種に比べると、給与面など職員の待遇がよくないことが人員不足の最大の原因であり、また、介護施設は、経営が厳しくても入所者を抱えていると続けざるを得ない状況の中で、報酬引下げはあってはならないという意見がありました。

最後に、請願第2号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願については、特段の意見はありませんでした。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果を申し上げます、報告といたします。

○議長（毛利純雄君） これより、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第5から日程第8までの討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第48号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第48号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第49号、あわら市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第49号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 請願第1号、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの

再改定を早急に行うことを求める請願書について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 請願第1号に対する賛成討論を行いたいと思います。

訪問介護事業者がなくなれば、住み慣れた家で暮らしてはいけない。親を介護施設に入れざるを得ない。3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。

身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方を含め要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであります。このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的なおそれがあります。

2019年から23年までの5年間で、全国で8,648事業所が廃止されております。福井県内でも49事業所が廃止しております。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き下げているものであり、実態からかけ離れております。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は、22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は、職員のベースアップを24年度に月額7,500円、25年度に月額6,000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは、介護人材の確保はますます困難になるだけであります。

以上の趣旨から、この請願をぜひとも採択していただきたく、賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(毛利純雄君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) これで討論を終わります。

○議長(毛利純雄君) これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。
請願第1号を不採択とすることに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長(毛利純雄君) 賛成多数です。

したがって、請願第1号については、不採択とすることに決定しました。

○議長(毛利純雄君) 請願第2号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 請願第2号に対する賛成討論をいたします。

罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、甚だしい場合は死刑によって命さえ奪われる、こういう冤罪は国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるとい実態があります。

最近報道されております袴田事件などは、やっと勝ち取った再審開始決定が検察官の不服申立てによって取り消されるという事件も少なくありません。

袴田事件では、再度、東京高裁にて再審が決定され、圧倒的な世論の力に押されて、検察も不服申立てをできませんでした。この東京高裁決定では、着衣5点の証拠をめぐって、警察による捏造ではないかとの強い非難が行われました。

再審開始時期が延び延びになっていきましたが、ようやくこの7月に開始されることが決まっています。

また、福井でも、福井女子中学生殺人事件で2022年10月に第2次再審請求が提出され、三者協議が続いていきましたが、この4月をもって結審し、10月までに決定が言い渡される状況になっています。

この事件でも警察によって証言が誘導され、なかった犯罪が捏造されたことが明らかになりましたが、この犯人とされた前川さんは、一度も自白しないまま、1審無罪、上級審逆転有罪となり、服役後、さらに35年の長きにわたって冤罪を晴らすために再審請求をしております。

このような再審の状況を踏まえて、3月11日には国会にて、超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、重要な国政上の課題にもなっています。

また、全国の250の地方議会からも改正を求める意見書が国に提出されるなど、世論が高まっております。

以上のことで、ぜひともこの刑事訴訟法の再審規定を改定して、本当に冤罪の人が守られるというふうに改める必要があるというふうに思います。

ぜひともこの請願を採択していただきますように心からお願いして、討論といたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、請願第2号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

請願第2号を不採択とすることに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成多数です。

したがって、請願第2号については、不採択とすることに決定しました。

◎報告第6号の上程・提案理由説明

○議長（毛利純雄君） 日程第9、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

○議長（毛利純雄君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、本年4月23日に、学校給食センターの給食配送車が市道104号線を走行中、対向車に進路を譲るため、道路左端に寄せ停車後、再発進した際に、配送車の左側上部が民家の軒先に接触し、雨樋及び瓦を破損させたため、修繕に係る損害賠償の額について、6月18日付で専決処分を行ったものであります。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項に基づく議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（毛利純雄君） 報告第6号は、これをもって終結します。

◎議案第51号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第10、議案第51号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました議案第51号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

議案第51号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ800万円を追加し、予算の総額を159億4,041万円とするものであります。

それでは、歳出についてご説明します。

商工費の観光費で、観光まちづくり推進体制構築支援事業委託料800万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明します。

まず、国庫支出金では、商工費国庫補助金で、地方創生支援事業費補助金1,000万円を計上いたしております。

県支出金では、商工費県補助金で、新幹線時代の観光地域スケールアップ支援事業補助金100万円を計上いたしております。

繰入金では、ふるさとあわらサポート基金繰入金300万円を減額いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(毛利純雄君) 本案に対する質疑を許可します。

○議長(毛利純雄君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(毛利純雄君) ただいま議題となっております議案第51号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより、討論に入ります。

○議長(毛利純雄君) 議案第51号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第4号)について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長(毛利純雄君) これより、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第3号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第11、発議第3号、食料・農業・地域政策の推進に関する意見書を議題とします。

○議長（毛利純雄君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 議長のご指名がありましたので、発議第3号、食料・農業・地域政策の推進に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

世界的な物価高騰の波の中でも、その中に国産農畜産物だけが取り残されており、今後、農営を再開、継続できるかどうかという危機的な状況に立ち至っています。

また、自然災害が激甚化、頻発化する中、防災・減災の観点から、災害に強い農業づくり対策や新品種、栽培技術の開発が求められています。

つきましては、改正された基本法に沿った形で、次期基本計画において施策を具体化し、将来にわたる食料安全保障の確立が図られますよう、政府及び関係当局に対して強く要請するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（毛利純雄君） 本案に対する質疑を許します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 発議第3号、食料・農業・地域政策の推進に関する意見書について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、発議第3号を採決します。

本案を、提案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（毛利純雄君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（毛利純雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

○議長（毛利純雄君） 閉会に当たり、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、6月3日の開会以来、23日間にわたり、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただきました。また、全ての議案について妥当なるご決議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、いよいよ梅雨の季節が到来しました。近年は、短時間で非常に強い雨を降らせる線状降水帯の発生が増加しており、全国各地に土砂災害や河川の増水・氾濫などをもたらしています。本市でも、昨年7月の大雨により、浸水被害等が発生いたしました。

職員には、災害が発生した際にどのように行動するかを再点検するよう危機管理の徹底を図ったところでございます。また、市民の皆さんにも、いつ、どこで発生するか予測することが難しい災害に備え、非常時持出品や備蓄品の準備、防災情報の入手方法など、日頃からできることを広報等により継続的に呼びかけ、安全・安心

なまちづくりを共に進めてまいります。

一方、6月に入り、本市の特産品であるメロンやスイカなどが旬を迎えております。去る15日、16日には、アフレアにおいて「初夏のフルーツパーラー」が開催され、多くの市民や観光客の皆様にはフルーツ王国あわらの魅力を存分に味わっていただけたことと思います。

引き続き、あわら市の魅力を県内外に広く発信し、多くの皆様には、あわら市に行ってみたい、住んでみたいと選んでいただけるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

結びに、天気の変り変わりが激しい日が続きますが、議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意いただき、ご健勝にてご活躍されますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長（毛利純雄君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、6月3日から本日まで、23日間にわたり熱心にご議論いただきまして、ただいまは妥当なる決定をしていただきまして、誠にありがとうございます。

梅雨に入りまして、大変暑い日が続くとは思いますが、先ほども朝の全協でも申しましたように、予想的には27、8度から30度を超えるというような中でございます。大変皆様方には体をご自愛いただきまして、議員活動にご尽力をいただきたいなと思っております。

また、市長はじめ職員の皆様方には、先ほど市長のお話もございましたように、梅雨の時期でございます。昨年の7月12、13ですか、線状降水帯による大変な大雨がございまして、あわら市内でも大変な被害がございました。

そういうことで、市としましては大変万全を期しているとは思いますが、市民の不安を少しでも解消いただきますように、今後ともご尽力をいただきたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（毛利純雄君） これをもって、第122回あわら市議会定例会を閉会いたします。

（午後2時18分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和6年 月 日

議 長

署名議員

署名議員